

子どもアドボカシー研究

第3号



©2022 JaSCAS. All Rights Reserved

特集 独立アドボカシーにおける独立性

子どもアドボカシー学会編

子どもアドボカシー研究 第3号

特集「独立アドボカシーにおける独立性」

制度の中で独立性を担保するために ——意見表明等支援事業における独立性をめぐる課題——	堀 正嗣	4
当事者が求める独立アドボカシーの必要性	加藤さよ	15
地域で暮らす障害のある人の独立アドボカシーと独立性 ——意思決定フォロワーと独立アドボケイトの協働が生み出す相乗効果——	水島俊彦	26
精神病院における独立アドボカシーの必要性と課題	西川健一	37

自由投稿論文

児童相談所への独立アドボケイト導入による影響とは ——A 児童相談所職員を対象としたインタビュー調査を通して——	栄留里美	45
---	------	----

VOICE

アドボケイトに聴いてほしかった声	橋口 侑果	59
保育園看護師に届く子どもたちの声 (View) ——保育の現場のアドボカシー——	小曽根 秀実	61
自立援助ホームでの成長と自己実現への一歩	小林 努	63

その他

- 子どもアドボケイトにおける独立性の阻害要因に関する一考察
——ソーシャルワーカーにおけるジレンマの構造の援用から——(研究ノート) ……片山 祥子 65
- 新聞記事における「子どもアドボカシー」の社会的関心と拡がりに向けた一考察
——KH Coder による計量テキスト分析——(研究ノート) ……………小西 凌 71
- 不登校における家族のかかわりと子どもの声を聞くことの大切さ
——不登校を「学校」以外の視点から考える—— ……………小西 琉璃 78
- 共同親権と子どもの意見表明権……………熊上 崇 85

ブックガイド

- ……………編集委員会 91

研究大会報告

- 2024 年度(第3回)研究大会開催報告…………… 92

巻末資料

- 「子どもアドボカシー研究」第2号の訂正…………… 94
- 2024 年度定例研究会報告…………… 96

編集後記

- 「子どもアドボカシー研究」第3号編集後記…………… 97

制度の中で独立性を担保するために

——意見表明等支援事業における独立性をめぐる課題——

堀 正嗣 (熊本学園大学)

2024年4月に創設された意見表明等支援事業の独立性を侵害する要因は何か、そして独立性を確保するためにはどのような課題があるのかを考察することが本稿の目的である。先進地であるイギリスでは「アドボカシーサービスは独立性がありアクセシブルである。それは最高水準の守秘義務と倫理実践により運営されている。」(Department of Education 2022:25)とされている。そして「最高水準の守秘義務」を保障するために、運用面での独立性・権能面での独立性・構成面での独立性がかなりの程度担保されている。一方、日本の意見表明支援事業においては、意見表明支援(アドボカシー)と意見聴取(ヒアリング)の本質的な差異が十分に認識されておらず、運用面や機能面での独立性を侵害している事例が散見される。独立性の担保のための法改正、委託方法の改善、認識の促進、アドボカイトの専門性の向上が今後の課題である。

キーワード：

独立性、意見表明等支援事業、子どもアドボカシー、守秘義務、イギリス

はじめに

2024年4月に意見表明等支援事業の創設を含む児童福祉法及び社会福祉法の改正が施行された。日本の社会福祉法制において福祉サービス利用者の独立アドボカシーの法制化は高齢者や障害者などの他の分野では行われておらず画期的である。こども基本法制定、こども家庭庁設置などと並ぶ、権利に関する法律・制度改革の大きな成果である。

他方で意見表明等支援事業の法制化にあたっては、その形骸化が危惧され批判されてもきた。子どもアドボカシー学会の前身である子どもアドボカシー研究会は、国会審議にあたって独立性の担保等を求める意見書を提出した。また、各自治体で実施されている意見表明等支援事業において、独立性が担保されていない事例が散見される。

独立性の担保は独立アドボカシーが成立するために必要不可欠の要件であり、それが侵害されれば現象的には独立アドボカシーのように見えても、本質的には異なる活動が行われているのである。そのような状態の事業が容認されることになれば意見表明等支援事業は形骸化し、その存在理由を喪失してい

くことになりかねない。

このような問題意識から、「日本における意見表明等支援事業の独立性を侵害する要因は何か、そして独立性を確保するためにはどのような課題があるのか」を考察することを本稿の目的とする。そのために、独立子どもアドボカシーサービスの先進地であるイギリスにおいて独立性がどのように認識され担保されているのかを参照し、それとの比較において日本の意見表明等支援事業における独立性の認識と位置づけの問題点を示し、それらを基に独立性を確保するための課題と方策を提示する。

なお、本稿では1993年に国際連合総会決議48/134に拠って承認された「国内機構の地位に関する原則」(パリ原則)の「権限と責務」により求められる「国内人権機関の独立性」を準拠とする。独立子どもアドボカシー制度及びそれを実施する団体は、パリ原則が定める「国内人権機関」ではないが、独立した立場から子どもの権利条約の実施状況を監視し、権利啓発、権利代弁、政策提言を行うという点では、共通した機能を有していると考えからである。パリ原則が求める独立性を参考に、独立

アドボカシーの独立性を以下のように規定する。

1. 法律上および運用上の自立を通じた独立性

(1) 独立した法的地位を与えられ、政府のどの省庁からも公私を問わず介入や妨害を受けることなく権能を行使できること。(法律上の独立性)

(2) 日々の業務や運用（運営方針策定、アドボケイト等の雇用・養成・配置・実践・評価等）を、機関以外のいかなる個人、組織及び政府部局からも独立して執り行う能力をもつこと。(運用上の独立性)

(3) 措置や日常生活上の意見表明支援を行うために、外部、特に政府部局の協力を得ることができる法的権能（legal authority）をもつこと。(権能上の独立性)

2. 財政上の自立を通じた独立性

自ら予算を編成する責任を任され、その予算を承認のため提出することができ、必要な予算が確保されること。また対象とする自治体や施設などの予算と連携していないこと。(財政上の独立性)

3. 任命及び解任手続を通じての独立性

独立アドボカシーの業務委託が対象とする自治体や施設などから独立して行われ、継続的な活動が行える委託期間とその地位が保障されること。(任免を通じての独立性)

4. 構成を通じての独立性

社会学のおよび政治的多元性主義を反映し、アドボケイト及び職員構成において多様性を有しなければならないこと（構成を通じての独立性）（日本弁護士連合会 2018:7 参照）

本稿では1の各項目を法律上の独立性、運用上の独立性、権能上の独立性、と命名し、財政上の独立性、任免を通じての独立性、構成を通じての独立性と合わせて6つの要素を抽出し準拠枠とする。法律・運用・任免・構成の4つの要素は独立した組織運営を可能にする形式的要件であり、権能と財源は機能の実効性を担保するための要件である。組織運営上の独立性が担保されていても権能を欠いていれば、または必要な財源が配分されていなければ、実効性を持つことはできないからである。

1. イギリスにおけるアドボケイトの独立性

(1) 「子ども若者アドボカシーサービス提供のための全国基準」が規定する10基準

イングランド及びスコットランドにおいては、2002年に地方自治体に子どもアドボカシーサービスの提供が義務付けられ、それと同時に保健省は「子どもアドボカシーサービス提供のための全国基準」（以下、旧基準とする）を発表した。これは当事者の声と研究成果に基づき、アドボカシーの依拠すべき基準を定めたものであり、これに基づいてアドボカシー制度の整備、自治体からの委託、アドボケイトの養成、アドボカシー団体の運営、アドボカシー実践が行われてきた。

2023年にこれが改訂され、「子ども若者アドボカシーサービス提供のための全国基準」（以下、新基準とする）となった。もともと旧基準自体が、理念と原則を踏まえた優れたものであり高く評価されていたが、新基準は子どもコミッショナーをはじめとしたさまざまな調査や当事者、実践者の声を踏まえて改訂されバージョンアップされたものである。

基準においては「子どもアドボカシーサービス」は以下のように定義されている。

アドボカシーとは、子ども若者の生活に関係する意思決定を行う専門職に対して、本人の意見・希望・ニーズを代弁することであり、とりわけ移行期において彼らが制度をうまく利用できるように手助けをすることである。アドボカシーサービスは、資格を有する子ども若者に対して、独立性と守秘をもって情報・助言・代理・支持・アドボカシーを提供する。(Department of Education 2022:5)

またアドボカシーサービスを以下のように定義している。

これはチームとしてのアドボケイトとその運営支援体制を意味する。このサービスは、本基準の対象となる子ども若者に対して法的責任を持つ組織とは離れて、別のサービスとして活動する。(ibid:6)

アドボカシーサービスを受託したアドボカシー団

体及び委託した自治体などが遵守すべき最低基準として新基準は定められている。上記定義に明記されているように、「子ども若者に対して法的責任を持つ組織とは離れて、別のサービスとして活動する」のがこのアドボカシーサービスである。

新基準は 10 項目の包括的基準とそれを具体化した詳細な具体的基準より構成されている。包括的基準を要約すれば以下ようになる。

1. 子ども主導
2. 子どもとのパートナーシップ
3. 非指示型アドボカシー
4. 意思決定参画支援
5. 専門性
6. 機会均等とインクルージョン
7. 独立性
8. 苦情解決
9. 利用者保護と公益通報
10. 管理運営 (ibid 参照)

(2) 「子ども若者アドボカシーサービス提供のための全国基準」が規定する独立性

独立性を定めた基準 7 の包括的規定は次のようになっている。

基準 7 アドボカシーサービスは独立性がありアクセス可能である。それは最高水準の守秘義務と倫理的実践により運営されている。(ibid:25)

ここで「最高水準の守秘義務」(highest level of confidentiality) と規定されている点は、注目に値する。通常の関係機関が有する守秘義務ではなく、それを超えた「最高水準の守秘義務」を担保することが基準として定められているのである。

そして、この守秘義務を担保するために、また子どもの側にだけ立つために、独立性が不可欠である。「本基準が必要な理由」には以下のように記載されている。

アドボケイトが自分のためだけに行動し、潜在的なまたは目に見える利害対立や圧力にさらされていないと子どもが確信している場合にだけア

ドボカシーは利用されまた可能になるのである。(ibid:25)

独立性を規定した具体的基準は以下のようなものである。

7.16 アドボカシーサービスは、可能な限り、委託団体及び関係するサービスからの独立性を確保する方法で資金を調達し運営される。そのため、アドボケイトは自分のために行動し、いかなる利益相反からも自由であるという確信を子ども若者は持つことができる。

7.17 アドボケイトは独立して行動し、また独立して行動していると周囲から見えるように訓練されており、他の専門職との情報共有・会議参加・相互作用の際の行動にもこれは反映されている。必要な時には、アドボケイトは安心し自信を持って専門職に異議申立をしなければならない。

7.18 アドボカシーサービスは、資金提供者からの独立性をどのように確保し明示するかを詳述した文書を備えている。潜在的な葛藤の所在とサービス提供においてそれにどのように対処するかがその文書に記されている。その文章にはまた、サービス実施をどのように監視するかも記されている。その文書はアドボケイト、若者、専門職が利用可能であり、それぞれにとって利用しやすい言葉とスタイルで書かれている。

7.19 委託団体はアドボカシーサービスの独立性を重視し擁護する。彼らはサービスの運営や日々の実践に干渉しないし干渉しようとしな(本基準の遵守や契約違反の懸念がある場合を除く)。介入が必要な場合、委託団体は正当な手続きに従い、アドボカシーサービスの独立性を尊重する。……中略……

7.22 アドボカシーサービスは、個別のアドボケイトと施設やサービスとの定期的な接触が、独立性あるいは独立性の外観を損なうような関係の形成につながる可能性があることを認識する。常に独立性が保たれるようにするために、サービスはアドボケイトに対してスーパービジョンやその他の支援を提供する。(ibid:27-8)

以上の規定を整理すれば、アドボカシーサービス

及びアドボケイトに求められる独立性は以下のようになる。

①独立性が必要な理由

- 1 子どもの側だけに立つ
- 2 最高水準の守秘義務を運用
- 3 子どもが安心してアドボカシーを利用できる

②組織としての独立性

- 1 委託団体（自治体等）及び関係するサービス（児相等）からの立性
- 2 委託団体による独立性の擁護

③個人（アドボケイト）としての独立性

- 1 最高レベルの守秘義務を運用する
- 2 独立して行動し、また独立して行動していると周囲から見えるようにする
- 3 必要な時には、アドボケイトは安心して自信を持って専門職に異議申立を行う
- 4 施設やサービスとの定期的な接触を行わない
- 5 独立性を維持するためにスーパービジョンやその他の支援を受ける

このようにみてくると、イングランドの子どもアドボカシーサービスは根拠法及び新基準により運用面での独立性（日々の業務を独立して執行できる）・権能における独立性・構成面での独立性はかなりの程度担保されていることがわかる。このように独立性の担保を求める明確な新基準があるにもかかわらず、法律面での独立性・財政面での独立性・任免における独立性はいまだに課題である。

イングランド子どもコミッショナーは、2022年～2023年度にかけての子どもアドボカシーサービスの現状に関する広範な調査を実施し、2023年12月に報告書を発行した。それによると、サービスの委託状況は以下のようになっている。

- チャリティ団体（民間非営利団体） 62%
- 自治体直営 28%
- 営利団体 21%
- スポット取引 12%
- その他 3% [複数回答]

(Children's Commissioner for England 2023:39)

自治体直営方式（直接雇用または個人への委託）の場合も、新基準に従って独立性のある部門を設けることなどが求められているとはいえ、アドボケイトの利益相反が生じることが指摘されている。自治体直営方式が明確に禁止されていない点で、法律上の独立性の担保は不十分であると言わざるを得ない。

さらに、外部団体への委託の場合も、財政面での独立性・任免の独立性は課題である。この点について、報告書は以下のように記載している。

外部委託されたアドボカシー・サービスもまた、自治体との委託契約と委託金に依存しているために、独立性の担保に苦慮している。この独立性の欠如のためにアドボケイトと地方自治体との間に緊張が生じるという利益相反に陥り、最終的に支援している若者の担当から外されてしまった事例について次のように語っている。「自治体がアドボカシーを提供しなければならないというのはおかしくないですか。委託を受けてアドボカシーを行っていても、自治体にとって都合が悪いことが持ち上がったら、首になってしまうわけですよね。」別のアドボケイトは、……中略……「広告にはアドボケイトは子どもたちが声を上げるのを支援する素晴らしい仕事だと書かれているが、実際にはソーシャルワーカーと対決することになります。つまり一緒に仕事をする自治体と対立することになるわけです」と語っている。……中略……とても鋭い16歳の若者は、「あなたは本当の意味で独立していない、だってあなたは委託契約によって自治体からお金をもらっているのだから」と言いました。(ibid:40)

年限を区切った自治体との委託契約でありそれによって自治体から委託金が民間団体に支払われる仕組みでは、財政面での独立性、任免の独立性が担保されないことが、上記の記述より明確である。このことは長く問題となっており、中央政府が直接委託する方法などの検討が行われている。

(3) スコットランド行政府「独立アドボカシー：委託者のためのガイド」が規定する独立性

イギリスで自治体等が独立アドボカシーを委託するにあたって、独立性をどのように担保しているのかわかるうえで好事例となるのが、スコットランド行政府が2001年に発行した「独立アドボカシー：委託者のためのガイド」に記載された「アドボカシー委託のための遵守事項10項目、禁止事項10項目」である。その中から独立性にかかわるものを抽出すると以下ようになる。

遵守事項

1 プロジェクトの設計／サービス仕様に独立性が組み込まれていることを確認する。

2 どのようなプロジェクトが必要かを決める際には、サービス利用者、サービスシステムから独立した人々、既存のアドボカシーや子どもの権利に関する団体、アドボカシーの経験を持つ人々が参画すること。

5 アドボケイトが忠誠を尽くす相手は、第1にアドボカシーサービスの利用者や集団でなければならず、委託者やサービス提供者ではないことを認識すること。

7 アドボカシーは、個人のニーズを満たすものにサービスを変化させるために、時には葛藤を起こし、圧力をかけることを忘れてはならない。

禁止事項

1 アドボカシー活動をコントロールしようとしないうこと。妥協すると効果がなくなる。

3 サービス利用者や制度から独立している人々の積極的な関与なしに、アドボカシーの計画を策定しないこと。

9 不正に直面したとき、アドボケイトやアドボカシー団体が沈黙を守ることが期待してはならない。(Scottish Executive 2001)

ここでは、「プロジェクトの設計／サービス仕様に独立性が組み込まれていることを確認する」が重要である。独立性が組み込まれている団体にだけ、アドボカシーを委託することが規定されているからである。また「アドボカシーは……略……時には葛藤を起こし、圧力をかけることを忘れてはならない」ことが遵守事項となっている点は、「権利関係への

異議申立」としてのアドボカシーの本質を踏まえたものである。

日本においても、こうした文書を参考として、自治体が委託する際のガイドラインを作成すべきである。

2. 日本における意見表明等支援員の独立性

(1) 児童福祉法における意見表明等支援事業と独立性

イングランドにおいては運用上の独立性、権能上の独立性、構成上の独立性が担保され、法律上の独立性も一定程度担保されている。これに比べて、日本の現状はどうであろうか。2022年6月の児童福祉法及び社会福祉法の改正により、独立子どもアドボカシーに関する新たな事業である意見表明等支援事業が第2種社会福祉事業として創設された。この改正は2024年4月に施行され、モデル事業を経て法定事業が実施されている。児童福祉法はこの事業について以下のように規定している。

児童福祉法6条の3 17項

この法律で、意見表明等支援事業とは、第33条の3の3に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置〔施設入所等の措置——引用者〕を行うことに係る意見又は意向及び第27条第1項第3号の措置その他の措置〔施設入所等の措置——引用者〕が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

この事業の創設により、社会的養護の当事者経験者をはじめ多くの人々が願ってきた「子どもの意見表明権」の保障をめざす新たな事業が誕生したことは画期的である。しかしこの条文には多くの懸念がある。第1に、「意見表明等支援事業」の役割を「意見又は意向について……中略……意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握す

る」としていることへの懸念である。これでは「意見表明等支援員」が児童相談所などの意見聴取を補助する「意見・意向の聴取要員」と誤解され、そうした事業として制度化・運用が行われることになりかねない。子どものアドボケイトではなく、児童相談所等で働くおとなの業務の補助者となることが懸念される。

そもそも「意見聴取」は、措置などの重大な意思決定権を持つおとなが、意思決定に先立って子どもの意見を聴き取ることを指している。英語で言えばヒヤリングであり、おとな主導の活動である。これに対して、意見表明はスピークアウト（カナダ）、スピークアップ（イギリス）などと表現される。子どもが声を上げておとなに伝え、おとながそれを尊重して物事決めたり改めるように求めるものである。スピークアウトは、おとなの権力により子どもが声を奪われてきたことに抵抗して、おとなの利害を重視した意思決定はもちろんのこと、おとなの考える「子どもの最善の利益」にも再考を促すものである。言い換えれば、必要な時には、意見聴取しようとするおとなの権力に抗うものであるということができる。その意味では、意見聴取を補助するのではなく、子ども主導の意思表出、意見形成、意見表明、意見実現の支援こそがアドボカシーの本質である。意見聴取と意見表明の本質的な差異が認識されていないために、このような法律上の記述になったものと考えられる。このような誤解に基づく条文となったために、独立性の必要不可欠性についての認識が欠落することとなった。

第2に、「児童の福祉に関し知識又は経験を有する者」が行う、とされている点への懸念がある。これでは「弁護士、社会福祉士、施設職員等の福祉関係者なら誰でもできる」と誤解されてしまうことになりかねない。意見聴取と意見表明支援の本質的な相違が認識されていないために、福祉専門職であれば意見聴取が行えるものと誤解されていると思われる。意見表明支援を行う独立アドボケイトになるためには、「専門職の帽子を脱ぐ」（脱専門職化）ことが必要である。そして、アドボケイトとしての帽子を被り直すこと（アドボカシーに関する専門的な態度・知識・技術を身につけること）が求められる。関係機関との情報共有や連携を旨とする従来の専門性と独立アドボカシーの専門性の差異が認識されて

いないためにこのような表現となったものと思われる。このような認識からは独立性の必要不可欠性の自覚は生じない。

第3に「これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業」という規定の問題である。勘案とは一般に「様々な要素を視野に入れて総合的に判断する」という意味であり、「子どもの意見又は意向」は一つの要素とされてしまう懸念がある。このことは、アドボカシーの子ども主導原則及び独立性原則を侵害するものである。また「関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う」という規定にも問題がある。これは支援機関のソーシャルワーカー等の業務であり、独立アドボカシー（意見表明等支援）は児童相談所等の既存機関の方針や決定への異議表明をも含んでおり「権利主張の支援」である。さらに「連絡調整」をアドボケイトの業務と規定することにより、関係機関との情報共有を基盤とした連携が求められ独立性が侵害される懸念がある。独立アドボカシーの本質を踏まえるならば、「勘案」という語句は削除すべきであり、「連絡調整その他の必要な支援」に換えて「意見表明支援・代弁」を規定すべきである。

第4は、上述のようにアドボケイトの本質と役割が理解されていないために、生命線ともいえる独立性が条文上規定されていないことが記念される。「都道府県は……略……意見表明等支援事業を行うことができる」（第三十四条の七の二）と規定されているが、これでは児童相談所などの行政部局が直営で事業を行うことにもなりかねない。「仏つくって魂入れず」という諺があるように、制度ができて独立アドボカシーの本質と役割が正しく理解されていないければ形骸化したものになってしまうことが懸念される。

このように見てくると、法律上の独立性、運用上の独立性、権能上の独立性、財政上の独立性、任免を通じての独立性、構成を通じての独立性のいずれについても、それらを根拠づける規定を本条文は有しないものと言わなければならない。

(2)「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」における独立性

上記のように児童福祉法改正案の意見表明等支援事業創設に関する条文には多くの懸念があったため、子どもアドボカシー学会の前身であった子どもアドボカシー研究会は、各地の子どもアドボカシーセンターと連名で内閣総理大臣・厚生労働大臣等に対して2022年5月に意見書を提出した(2022)。この意見書が国会審議の中で取り上げられ、「児童相談所が実施することは想定していない」とする厚生労働大臣の答弁を初めとする重要な答弁が引き出された。

この法案は2022年6月に原案通り可決成立し、意見表明等支援事業の実施に向けての準備が進められた。その結果、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」と題する通知が、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、2023年12月にこども家庭庁により発出された。

「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」(以下、マニュアルとする)においては、独立性は重要な原則とされ、以下のように記載されている。

○意見表明等支援員は、児童相談所等の行政機関や施設・里親等の関係者等に対して、こどもの求めに応じてこどもの意見を代弁し、時にはこどもの代弁者としてそれらの機関が行う決定やこどもの支援等について見直しや改善を求める役割を担うものであることから、それらの機関との間に利害関係がないという意味での独立性が必要とされる。(こども家庭庁 2023:42)

マニュアルでは、意見聴取等措置と意見表明の差異と両者の関係を正確に認識している。「意見聴取等措置をとる場面に限らず、日常生活においても、関係者・関係機関とは異なる立場からこども主導で意見を聴く役割を有する意見表明等支援員が関与し、こどもの意見形成及び意見表明を支援することは、こどもの意見表明機会の確保の観点で大きな意義がある」と記載しているのである。こうした認識を前提に、「機関が行う決定やこどもの支援等について見直しや改善を求める役割を担う」(ibid:42)と

していることは注目に値する。おとなと子どもの非対称な権力関係への異議申し立てとしてのアドボカシーの本質を踏まえた表現だからである。

こうした観点から「事務局は児童相談所の内部ではなく都道府県等の主管課に設置されるべきであり、可能であれば事務局の機能を適当な外部の団体に委託することが望ましい。」(ibid:41)と記載している点も注目される。この点は以下の規定とも響きあうものである。

○このため、意見表明等支援の実施は児童相談所等とは別の機関が担うことを基本として、地域の弁護士会推薦の弁護士や福祉専門職団体などの児童福祉に関わる職能団体、NPO法人、社会的養護の当事者団体など、適切な機関に都道府県等が委託する、あるいは補助をするなどの方法を採用すべきである。また、個人の場合には委嘱することが適当である。

○外部委託を行う場合、意見表明等支援員の所属組織では、こどもとの利益相反を避けるために自律的な運営がなされている必要がある。なお、ここでの「自律的な運営」には、具体的には組織としての運営方針の策定、組織としての意見表明等支援員の任用(採用、養成、登録/等)、配置(当該意見表明等支援員が担当する訪問先の割当てに関する事項)、人事評価などが含まれる。都道府県等には、こうした所属組織の自立的な運営を尊重し、不必要な関与を行わないよう留意する。(ibid:42)

さらに、「今後、評価及び検証で用いるべき主な評価指標」のひとつとして、「事業の第三者への委託状況(こどもと利益相反のない独立性を担保しているか)」(ibid:54)を挙げている点も独立性を重視した姿勢の表れである。

しかしながら、マニュアルは拘束力や規範性のない技術的助言であるため、各自治体は運用上の独立性を担保しなくても規制の対象とはならない。また、それ以前の問題として、法律が独立性について規定していないために、自治体直営方式(都道府県等の主管課が事務局を担当して個人に委嘱する方式)も選択肢として想定されている。これは、自治体により委嘱され主管課の事務局によりコーディネート・

派遣される方式であり、自治体に委嘱・派遣されているという立場と子どもの意見や権利を支援・代弁する役割との間の利益相反に陥っているのである。利益相反とは、一般に個人や組織が複数の立場や役割にあり、それぞれの利益が対立することで、公正な判断や業務の遂行が困難になる状況を指している。このように、日本の法律・制度においては、法律・運用・権能・財源・任免・構成のすべてにおいて独立性が担保されていない自治体直営方式も容認されているのである。

毎日新聞の調査によれば、2024年5月時点で、児童相談所を設置している79自治体の約8割にあたる61自治体で、意見表明等支援員が配置されている。また、回答があった64自治体の委託状況は次のようになっている。

民間の団体：24

専門職団体：16

個人：14

企業：1

大学：1

その他：2

未定：5（毎日新聞 2024年5月30日日刊）

約2割の自治体が直営方式をとっていることがわかる。この方式をとっている自治体の事例を同記事は以下のように報じている。

岡山県は「適切な民間団体がない」として、児相の非常勤弁護士に委託する。国の指針は、「独立性が求められるため、児相職員が担うことは想定されない」としているが、担当者は「非常勤を内部の職員とみるかは判断が分かれるので……」と指摘する。神奈川県は「委託先がない」として、独自に児相OBなどを養成。県子ども家庭課長をトップとする事業実施のためのセンターを開設して派遣まで一貫して担っており、同じ自治体組織である児相から独立しているとは言い難い状況だ。（毎日新聞 2024年5月30日日刊）

民間団体の中にも、アドボカシーの独立性や専門性に懸念のある福祉事業者や人材派遣会社に委託し

ている事例があるものと推測される。専門職団体は、社会福祉士会や公認心理士会、弁護士会などであるが、これらの専門職団体も自治体と様々な形で連携して活動を行っているため独立性の担保に懸念がある。また、これらの専門職団体は独立アドボカシーに関する専門性を有しておらず、日常的に関係機関と連携して業務を行っているために、独立性に関する認識を欠いていることが少なくない。

このように、マニュアルは独立性の意義を認識しその担保を推奨しているが、各自自治体では多様な委託状態とスキームに基づいて事業が実施されており、大きな格差が存在しているのである。こうした中で、法定事業として創設された意見表明等支援事業が、独立性と専門性のある真の子どもアドボカシーとして発展するのか、それらを欠いた形骸化したものに墮してしまうのかの岐路に私たちは立っているのである。

3. 独立性を担保するために

(1) 法律・制度の改正

前述のように、マニュアルはアドボケイトの役割について正確に認識し、独立性の担保を求めているが、あくまで技術的助言に過ぎず拘束力や規範性有しない。そして根拠法の規定が独立アドボカシーを本質に基づくものではないため、独立性を担保していない運用を行っている自治体が存在している。

根本的には、「児童福祉法第6条の3の17」を下線部のように改正する必要がある。

この法律で、意見表明等支援事業とは、第33条の3の3に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び第27条第1項第3号の措置その他の措置が採られている児童の当該措置における処遇に係る意見又は意向の形成及び児童相談所、都道府県その他の関係機関への表明を、児童の意見表明支援に関する専門的知識・技術を有する者が、独立した第三者として支援する事業を行う。（子どもアドボカシー研究会他2022）

また子どもの意見表明権及びアドボケイトを利用する権利を保障するために、「第33条の6の2」以降の適当な場所に以下の条文を追加することが必

要である。

都道府県及び児童相談所設置自治体は、児童の意見表明権の保障に資するため、その区域内において、児童が自由に自己の意見を表明するため、児童の意見表明支援に関する専門的知識・技術を有し独立した立場にある支援者（以下、「子どもアドボケイト」という。）を利用する機会を提供しなければならない。(ibid)

さらに、「第 34 条の 3 の 2」として以下の条文を追加することも求められる。

- ①都道府県又は児童相談所設置自治体は意見表明等支援事業を行わなければならない。
- ②都道府県又は児童相談所設置自治体以外の者は、政令で定めるところにより、意見表明等支援事業を行うことができる。
- ③都道府県又は児童相談所設置自治体が意見表明等支援事業を行うときは、都道府県知事又は児童相談所設置自治体の長は、政令の定めるところにより事業を行う意見表明等支援事業者に委嘱してこれをおこなうものとする。(ibid)

このような法改正を行うことにより、意見表明等支援事業が子どもの意見形成・表明・実現を支援する独立アドボカシー提供事業であることを明確化し、独立性と専門性の担保を義務づけることができる。このことを前提として、マニュアルを全面的に改定して、イギリスの「子ども若者アドボカシー提供のための全国基準」を範とした拘束力や規範性のある通達を発出することが求められる。

(2) 組織としての独立性の担保

直ちに法律・制度を改正することが困難であったとしても、意見表明等支援事業を受託した団体は、組織としての独立性を担保する必要がある、そのためのスキームを国と自治体は当事者・経験者や子どもアドボカシー団体と共同で開発する必要がある。その際には以下のような取り組みが求められる。

- ①自治体からの直接の委託ではなく、国または第三者機関が委託する仕組みを創設

する。

- ②意見表明等支援事業者の公募は入札方式ではなくプロポーザル方式とし、公募要項に「独立性・専門性の担保」を明記するとともにそれらを主要な審査基準とする。
- ③自治体と民間団体との間の業務委託契約において、「独立性と専門性の担保」の方法を記載し、自治体が独立性を尊重し擁護することを明確にする。
- ④自治体、児童相談所、施設職員等の関係者に独立性に関する研修を行う。
- ⑤事業受託団体は、組織として自治体、児童相談所、施設等と利害関係を持たない。
- ⑥事業受託団体は、独立性の担保に関する文書化された方針を作成し関係者と共有する。
- ⑦事業受託団体は、アドボケイトの養成・研修・SVにおいて独立性を堅持する技術を培うとともに、アドボケイトが独立性を維持できるように支援する。

(3) 個人としての独立性の担保

アドボカシーの独立性の担保のためには、関係者全員が独立性を尊重して行動することが求められる。そのためには、以下のような取り組みが必要である。

- ①アドボケイト、コーディネーター及びスーパーバイザーは、自治体、児童相談所、施設等と利害関係がないようにする。
- ②アドボケイト、コーディネーター及びスーパーバイザーは、原則として自治体、児童相談所、施設等と情報共有を行わない。(子どもが意見表明や情報共有を希望した場合に子どもの指示に従うことは言うまでもない。)
- ③アドボケイト、事務局及びスーパーバイザーは、自治体・児童相談所・施設職員等と個人的な人間関係を持たない。
- ④アドボケイトは、常に独立性を意識し、他の専門職との接触や会議参加の際などのあらゆる場面において、独立していると周囲から見えるように行動する。
- ⑤アドボケイトは、子どもが求めるときには、

子どものニーズを満たすものにサービスを変化させるために専門職に異議申立をしたり、葛藤を起こすことをも行う。自治体・児童相談所・施設職員等は、こうしたアドボケイトの立ち位置と役割を理解し尊重する。コーディネーターとスーパーバイザーはアドボケイトのこうした行動を支援する。

おわりに

本稿では、イギリスの子どもアドボカシーサービスと日本の意見表明等支援事業における独立性に関する認識と運用を比較することにより、日本における問題の所在と今後の課題を明らかにすることを試みた。すでに述べたように、日本で初めて制度化された独立アドボカシー制度である意見表明等支援事業は、独立性と専門性を担保した真のアドボカシー制度として発展するか、それらを欠いた形骸化した制度に墮するかの岐路に立っている。真のアドボカシーとして発展させていくためには、各地で声を上げて国の法律・制度の改正と自治体の条例やスキームの創出／改革を求める必要がある。と同時に、独立アドボカシーの理念と原則を踏まえたアドボカシー実践を創出して、アドボカシーの文化を築く必要がある。

また、私たちは、力強い当事者運動を展開して権利のために闘ってきた人々たちから学び連携する必要がある。黒人・女性・障害者・性的少数者などの権利を侵害された人々が声を上げ、社会を変革してきたことこそがアドボカシーの起源である。とりわけ、障害者自立生活運動や精神障害者、知的障害者のセルフアドボカシー運動からの学びと連携は、年齢に加えて能力・姿形への偏見が複合して形成されてきた子ども差別との共通点が多く重要である。

最後にドイツの法学者イエーリングの『権利のための闘争』の一説を引用して本稿を閉じたい。イエーリングの言葉から、権利に対する闘争は義務であることを私は教えられた。アドボカシーの本質が権利を侵害されている子どものために闘うことであるならば、当事者の側に立つために独立性が必要不可欠なことは自明である。

人格そのものに挑戦する無礼な不法、権利を無視し人格を侮辱するようなしかたでの権利侵害に対して抵抗することは、義務である。それは、まず、権利者の自分自身に対する義務である。――それは自己を倫理的存在として保存せよという命令に従うことにほかならないから。それは、また、国家共同体に対する義務である。――それは法が実現されるために必要なのだから。(Jhering=1982:49)

〈文献〉

Children's Commissioner for England, 2022, *The state of children and young people's advocacy services in England*. (<https://www.childrenscommissioner.gov.uk/resource/the-state-of-children-and-young-peoples-advocacy-services-in-england,2024/12/29>).

Department of Education, 2002, *National Standards for the Provision of Children and Young People's Advocacy Services*, Department of Education Publications (https://consult.education.gov.uk/children-in-need/f-revisions-to-the-national-standards-and-statutor/supporting_documents/Revised%20National%20Standards%20for%20the%20Provision%20of%20Children%20and%20Young%20Peoples%20Advocacy%20Services.pdf,2024/12/29) .

Jhering, R., 1872, *Der Kampf ums Recht* (=1982, 村上淳一訳『権利のための闘争』岩波書店) .

こども家庭庁, 2023, 「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」 (https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7f9be548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/8000f947/20240401_policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_38.pdf,2024/12/29).

日本弁護士連合会, 2018, 『政府から独立した国内人権機関の設立のために』 (https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/kokunaijinkenkikan.pdf,2024/12/29).

Scottish Executive, 2001, *Independent Advocacy: A*

Guide for Commissioners., Norwich: The Stationery Office.
Office of the Public Guardian, 2007, *Making decisions. The Independent Mental Capacity*

Advocate (IMCA) service.
(<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a7eae52e5274a2e87db13a8/making-decisions-opg606-1207.pdf>,2024/12/29).

Ensuring Independence of Children and Young People's Advocacy in Japan

— Problems and Challenges concerning the Independent Advocacy in Child Welfare System —

Masatsugu Hori (Kumamoto Gakuen University)

The purpose of this paper is to examine what factors infringe on the independence of the Support Service for Expressions of Views, established in April 2024, and what challenges exist in ensuring their independence. In the United Kingdom, a leading country, "Advocacy services are independent and accessible. They operate to the highest level of confidentiality and ethical practice." (Department of Education 2022:25). And in order to ensure "the highest level of confidentiality," independence in terms of operation, authority, and composition is guaranteed to a considerable degree. On the other hand, in Japan, the essential difference between independent advocacy and hearings is not fully recognized, and there are many cases where independence in terms of operation and function is violated. For the purpose of ensuring independence of advocacy, revision of Child Welfare Act, improvement of commissioning methods, promotion of awareness, and enhancement of the expertise of advocates are issues to be addressed in the future.

Keywords : Independence, Support Service for expressions of Views, Children and Young People's Advocacy, Confidentiality, United Kingdom.

地域で暮らす障害のある人の 独立アドボカシーと独立性

——意思決定フォロワーと独立アドボケイトの協働が生み出す相乗効果——

水島 俊彦（一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク副代表）

本稿は、障害のある本人の自律性・主導権の保障を目的とした地域の実践モデルとして、愛知県豊田市の「地域生活意思決定支援事業」における意思決定フォロワーと独立アドボケイトの協働に焦点を当て、英国意思決定能力法における非指示型独立アドボケイト（IMCA）の実務と本モデルの実践における共通点と差異を比較する。そして、障害のある成人の意思決定支援を持続可能なものとするためには、地域住民が意思決定フォロワーとして参画するとともに、その行動理念である支持者性を継続して支える仕組み（フォロワーシステム）が重要であることを強調する。また、非指示型独立アドボケイトが本人、フォロワーに関与することについて、「適切かつ効果的な濫用防止措置」（障害者権利条約 12 条 4 項）構築の観点から、その正当性について考察する。結びに、民法改正を見据えた社会福祉法の改正の必要性及び共生社会の実現に向けた当事者参加、市民参加の意義を述べる。

キーワード：意思決定フォロワー、独立アドボケイト、フォロワーシステム、支援付き意思決定、地域共生

1. はじめに

本稿は、2024年8月25日に開催された子どもアドボカシー学会第3回子どもアドボカシー研究大会シンポジウム2「独立アドボカシーの独立性とは」にパネリストとして水島が発言した内容を再構成し、所要の修正を加えたものであることを申し添える。

2. 障害者権利条約と成人領域における意思決定支援

国連障害者権利委員会は、障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）の履行状況の審査を行い、2020年10月、我が国に対する総括所見において、本人の法的能力の行使に当たり、成年後見制度を含む（客観的な本人の最善の利益に基づく）代行決定型社会から、チョイス&コントロール、すなわち、意思決定における本人の自律性と主導権が保障された（本人の表出された意思、心からの希望に基づく）支援付き意思決定型社会への転換を求

めた¹⁾。我が国においても、権利条約の批准国として、条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとる義務がある（権利条約第4条）ことから、国連総括所見を踏まえ、支援付き意思決定型の法制度や実務への転換をいかに図るかが、成人領域における意思決定支援の大きなテーマとなっている²⁾。

この支援付き意思決定を中心とした社会を実現するためには、まずは、本人の意思決定に関わる社会的障壁としての障害（例えば、情報の獲得が制限されていたり、判断するための情報そのものが難しすぎたり、自分の思いを他者に伝えることにちゅうちよしたりする環境におかれていることも含む。）を解消することが必要であり、支援者が行う意思決定支援³⁾はそのための重要な手段の一つとも解されている。ただし、権利条約第12条第4項によれば、支援付き意思決定（意思決定支援）を踏まえた法的能力の行使の仕組みを構築するに当たっては、その

濫用を防止するための適当かつ効果的な保障、すなわちセーフガード（濫用防止措置）を設けることが必須であるとされている。

このような観点から、近年、我が国においては、第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度を含む民法改正に向けた議論に加えて、成年後見制度に代わる新たな社会福祉制度の創設を目指す「新たな連携・協力体制を構築するモデル事業（持続可能な権利擁護支援モデル事業）」などが展開されている。当該モデル事業テーマ②「簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」においては、日常的な金銭管理サービス事業者（赤）がその立場を利用して本人の意思決定に対する不当な影響力を行使することを未然に防止又は早期に発見、対応するためセーフガード（濫用防止措置）として意思決定サポーター（青）及び監督・支援団体（緑）を設けている⁴⁾。これによって、事業者による関係性の濫用⁵⁾に対する牽制機能を発揮しつつ、意思決定支援の充実を図ることが期待されている。

本稿では、前記モデル事業の自治体の1つである愛知県豊田市における地域生活意思決定支援事業（以下「本事業」という。⁶⁾）のうち、本人の意向、選好及び価値観を支持する市民としての意思決定フォロワー（以下「フォロワー」という。）及びフォロワーを支える権利擁護支援専門員（以下「独立アドボケート」という。）の協働の在り方について、アドボカシーの独立性を意識しつつ考察を加えるものである。なお、本事業の成果の一つとしての権利擁護支援モデル（フォロワーシステム）の詳細については、紙面の都合上、別稿⁷⁾を参照されたい。

3. 本モデル事業におけるフォロワーと独立アドボケートの活動状況

(1) 本モデル事業への取組の背景

豊田市は、先に触れた持続可能な権利擁護支援モデル事業のモデル自治体に立候補し、特に身寄り問題を抱える単身者や高齢者・障害者への意思決定支援を充実させ、様々な生活課題にも対応していくことを目指し、2022年より本事業を開始した。2024年3月末時点では、全体で7件のモデルケースが実施されており、特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設、グループホーム又は自宅に

居住する高齢者、知的障害者、精神障害者等を対象として試行されている。

以下では、匿名性に配慮したうえで、典型的なケースとしてAさんの事例を紹介したい⁸⁾。

(2) 知的障害のある50代の女性Aさんとフォロワーの活動

Aさんは、グループホームから一人暮らしをすることになったが、施設での生活が長かったことから、どのような生活を送りたいのか考えたり決めたりすることに不安があった。そこで、本事業を利用することにより、支援者の立場とは異なるフォロワーが話を聞いてくれることで本人自身が望む生活の後押しになるのではないかと考え、施設職員からAさんに本事業の利用を勧めたところ、Aさん自身もフォロワーを希望したことが利用開始のきっかけとなった。

フォロワーは、障害のある親族と一緒に暮らしていた豊田市内の市民であり、退職後、市民後見人の養成講座を受講していたが、豊田市から紹介されたフォロワー活動に関心を持ち、研修にも参加。その後、地域のボランティアとして福祉施設を訪問していた際に面識のあったAさんが本事業の利用を希望していることを知り、マッチングを経てAさんのフォロワーとなった。

フォロワーは月に2回ほどAさんの自宅を訪問し、本人自身がどうしたいかを決めて伝えられるように支えることを意識しながら、Aさんとの対話を繰り返していった。

この1年間、フォロワーとのやり取りを振り返って、Aさんは、「頭が痛くて手術したいということを知り、自分では言えなかったんです、病院で。（フォロワーと話したことで）やっと自分で『頭が痛いから手術してください』と病院の先生に言えて、自分一人では最近病院にも行けるようになりました。」と話した⁵⁾。

実は、Aさんはフォロワーが関わる以前から、「痛い痛いって言っても、なかなか病院に（連れて）行ってもらえない。」「薬を飲んでも効かないって何回言ってもKさん（福祉施設の職員）が聞いてくれない。」「私の痛いのを誰もわかってくれない。」という思いを持っていた。フォロワーの訪問時に、Aさんはこの思いを伝え、手術をした方が良いのかを

質問した。フォロワーは「(手術をした方が良いとか、しなくても良いとかは) 言えないけれど、Aさんがどうされたいのか、Aさんのお気持ちを正直に医師に伝えてみませんか?」と応答した。その後、Aさんは再度、職員のKさんに自分の思いを伝え、Kさんに連れて行ってもらった病院で医師にも思いを伝えたと、医師の診察がなされ、その月に入院・手術となったとのことである。

他にも、Aさんは、「実はKさんの話し言葉が速くて聞き取れないのでゆっくり話してほしい。」「(フォロワーから) 伝えてほしい。」とフォロワーに相談したこともある。しかしながら、フォロワーは、その行動指針を踏まえ、「本人がいない場では本人の話をしてほしくない」とし、Kさんと一緒に話し合いをすることをAさんに提案した。その後、Aさん、フォロワー、Kさん、施設長との間で話し合いが行われ、後日、AさんがKさんに直接、「もっとゆっくりと私たちの頭でついていけるように話してほしい。」と伝えたところ、Kさんはいつもよりゆっくりと話してくれるようになった。このような経験について、Aさんは『「もう一度、言ってほしい。』と自分から言えるようになった。』『施設の人に思いを伝えると、嫌われてしまうのではないかと心配していたが、話してみてよかった。』と振り返る。

(3) フォロワーの役割と行動指針

先ほど紹介したフォロワーは、もともと地域のボランティアとして関わっていた市民であり、特にアドボカシーに関する専門性を持つ者ではない。また、後見人等のように本人に対する権限を有する者でもないし、英国の意思決定能力法におけるIMCA⁹⁾のように法律上の調査権限を有する独立アドボケイトでもない。しかしながら、フォロワーは権限や専門性を持たない立場であることの利点を活かし、本人と同じ地域で生きる生活者としての目線から、本人の側に100%立ち本人の意思決定を支持・応援する「(緩やかな) アドボケイト (以下「支持者」という。))」としての役割を有している点特徴である。

本事業におけるフォロワーには、以下の4つの行動指針が設けられている。

① 本人の wish (希望・願い) やコミュニケーションを広げる・深める。

- ② 本人の wish (希望・願い) や主張を本人が言う・主張するのを手伝う。
- ③ 本人の wish (希望・願い) や主張をマイクやスピーカーとして伝える。
- ④ 本人の wish (希望・願い) ・主張や困りごとを委員会・専門員に相談する。

上記行動指針を踏まえつつ、フォロワーは、具体的には以下のような行動を取ることが推奨されている(以下は例示であって、これに限定されるものではない)。

- ・本人の意向、選好及び価値観を丁寧に把握していくことを通じて、本人自身が自分の思いと向き合い、思いを膨らませ、他者に伝え、実現に向けて進もうとするプロセスに伴走すること。
- ・意思形成に向けて必要と考えられる情報は、本人とともに積極的に取得すること。その際、本人の意思形成を制限する方向での働きかけをしないこと。
- ・本人が何らかの意思を有し、それを外部に表明することを希望する場合には、表明するタイミングや方法を一緒に考えること。その際、支援者側の事情や周囲とのバランスを考慮したり、本人の意思表明を制限する方向での働きかけをしたりしないこと。
- ・本人を先回りして判断したり、フォロワーの個人的な価値観や客観的な本人の最善の利益に基づいて「代弁」したり、行動したりしないこと。
- ・本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合を除き、フォロワーは本人がいない場で本人のことを話さないこと。事業者からも本人が把握している以上の情報を聞かないこと。

このように、フォロワーは本人の困り事を一身に引き受けて解決する立場でも、他の支援者に代わって意思決定支援を行う立場でもない。フォロワーが本人とともに考え、一緒に声を上げていくことによって、事業者を含む本人に関わる様々な人たちが意思決定支援に関わるきっかけづくりをしていく、いわばそれぞれの支援者が持っている意思決定支援のスタートボタンを本人と一緒にあちこち押していくことがその役割として期待されているのである。

なお、フォロワーの養成に当たっては、現時点では、障害のある当事者の視点を学ぶための講義や演習、障害当事者との協働演習等が盛り込まれた「フォ

ロワー導入講座」が実施されている。しかし、それだけで支持者、アドボケイトとしての姿勢を全て身に着けられるわけではない。まずは、このような講座を通じてフォロワーとしての関わり方に関心を持ってもらい、その後、フォロワーとしての実践や活動後のフォローアップ等を積み重ねながら、少しずつその役割等について理解が深められていくことが期待されている

(4) 権利擁護支援専門員（本事業に係る独立アドボケイト）の役割

本事業の成果の1つとして、フォロワーが本人とともに活動するにつれて本人自身が自らの声を積極的に上げていくような変化もみられるところであるが、ときには他の支援者からの働きかけによりフォロワー自身が支持者としての活動に揺らぎが生じそうになったり、本人の意思と事業者やその他の支援者の見解に相違が現れたりするような場面も生じることがある。

そこで、本事業では、本人やフォロワーにとっての武器（権限のない本人・フォロワーに代わって事業者への介入ができる存在）や防具（フォロワーが支持者としての立ち位置を維持できるようサポートする存在）となりうる存在として、権利擁護支援委

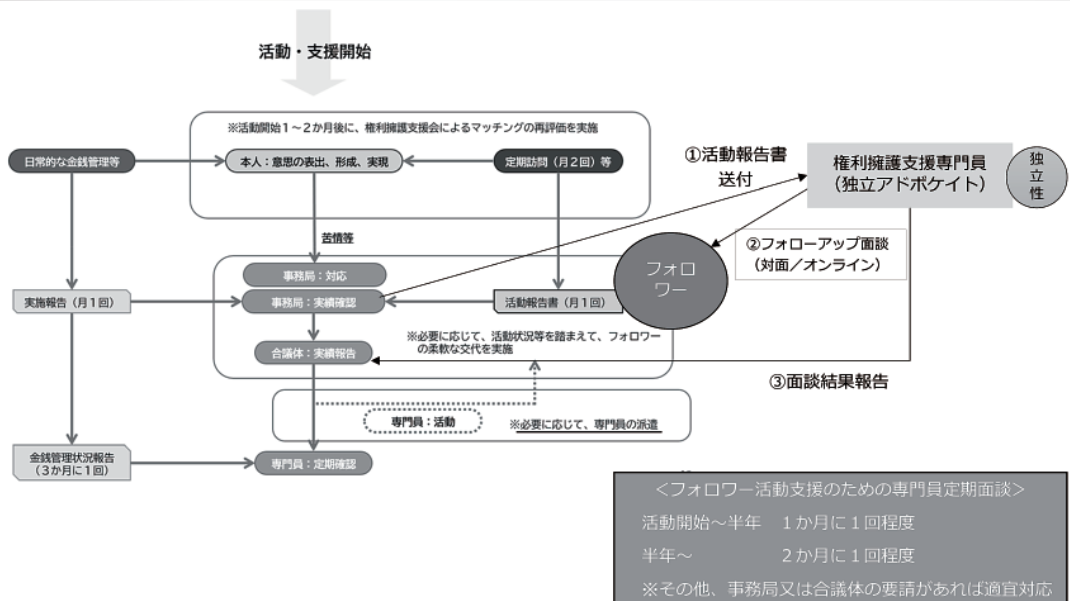
員会が設置され、同委員会から派遣要請された権利擁護支援専門員（独立アドボケイト）の助力を得ることができる。ここからは、独立アドボケイトによる①フォロワーの活動支援及び②独立アドボケイト活動に焦点を当てることとする。

①フォロワーの活動支援（図1）

本事業では、豊田市が設置した権利擁護支援委員会からの派遣依頼を受け、豊田市とは立場が異なる第三者機関（一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク、以下「SDM-Japan」という。）から派遣された独立アドボケイトが、定期的に各フォロワーとの面談等を行っている。具体的には、図1のとおり、フォロワーが権利擁護支援委員会（事務局）に提出した活動報告書がSDM-Japanに届けられ、同団体が派遣する独立アドボケイトが同報告書を踏まえてフォロワーと30分～1時間程度の面談（対面又はオンライン）を実施する。フォロワーとの面談結果については、独立アドボケイトとしての所見を付した上で、同委員会（合議体）に報告書の形で提供され、必要に応じて独立アドボケイト自身が同委員会の会議に参加し、補足説明をすることもある。

ここでの独立アドボケイトの役割は、フォロワーの活動支援を通じて、チョイス&コントロー

意思決定フォロワーと独立アドボケイトとの協働場面（通常時）



ル、すなわち本人の意思決定における自律性と主導権の確保を促進することである。フォロワーによる実践が進められていくと、支持者としての価値観とフォロワー個人の価値観との間にずれが生じ、結果としてフォロワーとしての活動にブレが生じることもある。そこで、独立アドボケイトがフォロワーと定期的な対話を行い、フォロワーの抱えるジレンマや悩みを受け止めつつ、支持者としての立ち位置や価値観を踏まえた行動についてフォロワーとともに考えることとしている。

本事業のモデルとして活動している独立アドボケイトは、本事業の実施に当たって設けられたアドボケイトワーキング・グループに所属する当事者活動を経験する者、障害当事者、弁護士及び福祉専門職から構成されており、それぞれの強みを生かしながら、フォロワーの活動支援を行っている。

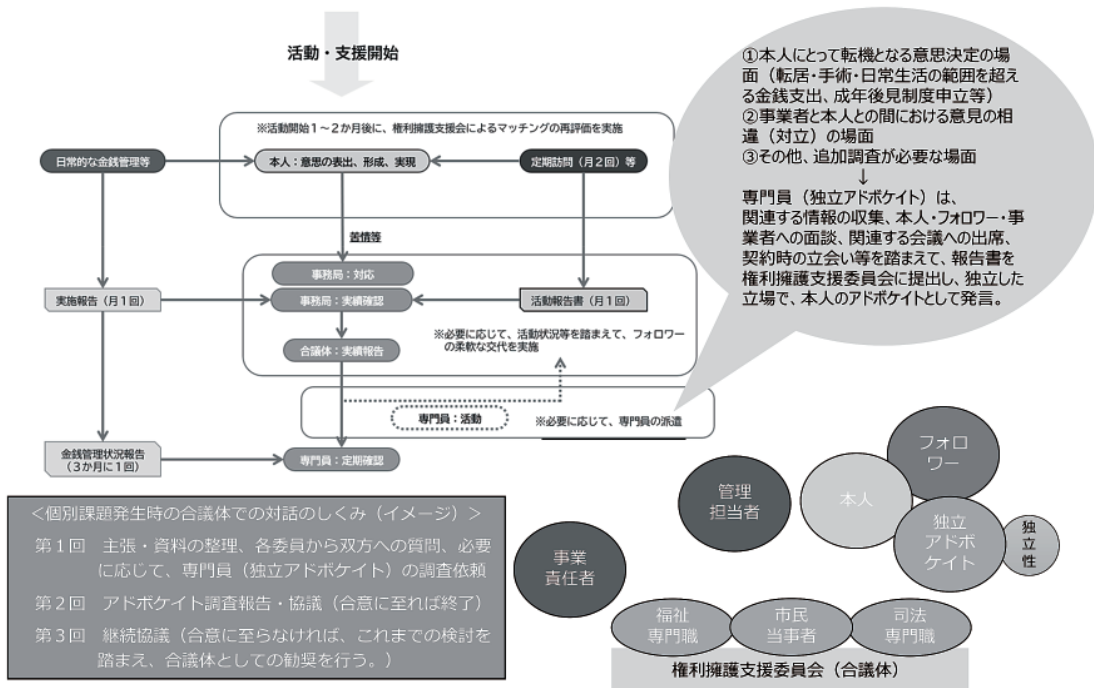
②本人のアドボケイトとしての調査及び代弁活動（図2）

本事業における独立アドボケイトは、通常の場合では上記①の活動を行いつつも、何らかの課題

が生じた場面では、図2のとおり、権利擁護支援委員会（合議体）からの派遣要請に基づき、本人の意向、選好及び価値観を把握するために独自に調査を行うことがある（ただし、独立性保持の観点から、同委員会からの個別の指示・命令は受けない。）。このような活動は本人から直に依頼を受けるわけではないため、先に述べた英国のIMCAと同様、非指示型の独立アドボケイトとしての活動が想定されている。

この場合、本事業における独立アドボケイトは本人に直接面談し、フォロワー・関係者等からも本人に関する情報提供を受け、本人の意向、選好及び価値観を把握するとともに、本人の意思を代弁し、委員会に報告する。報告を受けた委員会は、例えば、事業者と本人・フォロワーとの間の対話の機会を設けたり、必要な場面では委員会としての見解に基づき一定の行為を事業者に勧奨したりすることがある。同事業者が、本事業の共通理念や役割に沿わない行動を継続する場合や委員会の勧奨に合理的な理由なく応じない場合には、自治体として同事業者の排除も含めて適切に対応する

意思決定フォロワーと独立アドボケイトとの協働場面（課題発生時）



こととなる。

以上のとおり、本事業の実施に際して生じた課題については、フォロワー自身が単独で解決に動くのではなく、権利擁護支援委員会や独立アドボケイトが本人・フォロワーの武器、防具となることが対応することが想定されている。

4. フォロワーと独立アドボケイトとの協働によるアドボカシー提供の仕組み

ここまで、本事業におけるフォロワー及び独立アドボケイトが協働して本人のアドボカシーを提供する様子を説明してきた。ここからは、独立アドボカシーに関する課題と対応策、独立性の意義について考察する。

(1)英国意思決定能力法における非指示型独立アドボケイトに係る運用上の課題

英国には独立アドボケイトの民間資格があり、中には法律上の権限をもって活動する独立アドボケイトも存在する。例えば、意思決定能力法においては、一定の重大な意思決定について、意思決定能力を欠くと判断された本人にとっての適切な相談者（本人の代弁者として事情を聴かれるのにふさわしい者）がいない場合に、IMCA（イムカ）を呼ばなければならないとされている。そして、IMCAには、本人と1対1で会う権利、当該決定内容に関する情報へのアクセス権（医療記録、教育記録、刑事記録等）、本人以外の意思決定者により最善の利益決定がなされる場面において、IMCAが提出した報告書の内容が十分に考慮される権利、意思決定能力法の趣旨に反する内容の決定がなされた場合の異議申立権などが同法上規定されており、高い専門性と強い権限を持って、本人に対する非指示型（非依頼型）アドボカシーを提供する¹⁰⁾。

しかしながら、水島がこれまでに行ったIMCAへのヒアリングや現場同行の結果を踏まえると、IMCA自身が1案件につき40～50時間ほどの関わりを希望しているのに対し、IMCAの人数に対して担当すべきケース数が多いため、現実の対応時間は、書面確認、本人・関係者ヒアリング、IMCA意見書作成、最善の会議への出席と代弁の活動を含めて概ね10時間以内とならざるを得ない実情がある。また、一定の課題が生じた場面で対応する独立アドボケイトであるがゆえに、短期間、かつ、スポット

的な介入にとどまらざるを得ず、長期的な関わりを通じて、本人の意向、選好及び価値観に関わる情報を丁寧に収集することは困難である。そのような状況下で本人の意思を代弁することは自ずから限界があるといわざるを得ない。

(2)日本の障害のある成人に対するアドボカシー提供に係る課題

冒頭で述べたとおり、厚生労働省では2022年以降、持続可能な権利擁護支援モデル事業テーマ2を展開し、本人との契約の下、金銭管理を担う事業者とは立場の異なる「意思決定サポーター」を地域の市民が担い、監督・支援団体が事業者を監視することによって、本人に対する関係性の濫用を防止しながら、金銭管理を通じて本人の生活基盤を支える試みが模索されている。もっとも、国の掲げる意思決定サポーターには、支持者としての行動指針が定められているわけではなく、意思決定支援のチームの一員として関わることが想定されており、アドボケイトの独立性について十分に意識されていたとは言えないものであった。

この点について、本事業におけるフォロワーは、支持者として本人の立ち位置に100%立つことを明確にしている点に特徴がある。しかしながら、その独立性は法律上保障されているわけではなく、かつ、一般の市民が緩やかなアドボケイトとして関わるスタイルであることから、専門的な独立アドボケイトと比較して、支持者としての姿勢に揺らぎが生じやすい。そのような状態を放置すれば、フォロワーが支持者としての行動指針を維持できず、本人の言葉を「真に受ける（そのまま受け止める）」支持者としての姿勢から離れてしまい、いつの間にか最善の利益を重視する支援者側に取り込まれてしまう（本人の世界観ではなく、客観的事実を重視するようになると、本人の言葉を疑ってかかるようになり、本人にとっての100%の支持者であり続けることができなくなる。）ことも懸念される。

(3)フォロワーと独立アドボケイトが協働する意義

本事業においては、上記(2)の課題を踏まえ、フォロワーに対する活動支援として、独立アドボケイトによる定期面談等の機会を設けることとした。本事業の独立アドボケイト自体は、その職務に当たって

いずれの主体からも影響を受けない立場として本事業上位置づけられ、また、豊田市とは異なる主体で、独立アドボケイトに関する委託・受託の関係性のない第三者機関が独立アドボケイトを派遣する形を取ることによって実質的な独立性を確保している。ただし、本事業においては、開始から3年経過したものの権利擁護支援委員会から派遣要請を受けて独自に調査活動を行う場面（3(4)②の場面）は数件しかなく、むしろ、フォロワーが支持者としての姿勢を維持するための活動支援（3(4)①の場面）が重要な活動の1つとなっていた。

このように、英国の独立アドボケイト活動とはやや異なるものの、本事業において、フォロワーとの定期的な対話等を通じて、独立アドボケイトが、間接的にせよ本人の意向、選好及び価値観をはじめ、事業者や支援者等による本人とのやり取りの様子を把握できる体制が構築されたことの意義は大きい。フォロワーのように定期的に本人を訪問しながら、本人に近い立場で活動することで、本人と事業者職員との素のやり取りを目撃することができ、不適切なケアについても早期に発見しやすくなるからである。また、今後、本人にとって重大な課題が生じ、独立アドボケイトとしての独自の調査・代弁活動が必要となる場面において、これまでに得られた本人の選好、価値観に関わる情報や事業者に関わる情報が一定程度得られた状態から調査対応を始められることによって、限られた時間の中でも独立アドボケイトとしてより質の高い活動が展開できる可能性が高まることも期待される。

フォロワーにとっても、独立アドボケイトとの面談を通じて、フォロワーであることの意義を感じ、モチベーションを維持することにもつながりやすい。これまでに独立アドボケイトとの面談を経験したフォロワーからは、「本人と一緒に怒ったり、笑ったり、右往左往したりする過程の中で、本人を取り巻く様々な壁があることに気づきました。」「私（フォロワー）が代わりにやってあげるのではなく本人自身が声を上げることをそっと支えることで、私自身の価値観や地域の対応も変わったように思います。」との声も得られている。

このような活動を全国の各地域において展開するためには、市民・ボランティアによるフォロワー活動と専門性のある独立アドボケイト活動、それぞれ

のメリットを活かしつつ、人的資源不足への課題にも対処できるような仕組みが必要である。本事業では、フォロワーと独立アドボケイトが協働することにより、日常生活の場面から一定の課題が生じた場面まで、本人に対し、継続的なアドボカシーの提供が可能になるとともに、権利擁護支援に関わる人々を適所に配置する仕組みを構築することで、より多くの人々へのアドボカシーの提供が可能になるものと解される。

地域共生の観点からすれば、本人をサービス提供事業者、福祉関係者、専門職などによる支援の枠内だけで支えるのではなく、本人にとって身近な市民や当事者も参画することが重要である。今後、市民や当事者がフォロワーや独立アドボケイトとして本人を下支えする仕組みを整えることによって、意思決定支援の考え方が地域のさまざまな人に共有され、地域全体でアドボカシーの意識を育む基盤となることが期待される¹¹⁾。

(4)意思疎通が非常に難しい認知症高齢者、知的障害者に対して、非指示型独立アドボケイトが関与する意義

意思決定における自律性と主導権の確保（チョイス&コントロール）を重視する考え方からすれば、本人自身がアドボケイトを希望し、本人からの指示（依頼）を受けてアドボケイトとして動くことが原則であろう。

しかしながら、本人の置かれた環境や機能的障害又は支援者側の能力不足等の理由から、支援者側においてアドボケイトを依頼するか否かについての本人の意思が把握できない場合がある。この場合、本人の明確な指示には基づかないものの、本人の尊厳の確保の観点から、一定の条件が満たされた場合に独立アドボケイトが活動することが必要な場面もある。

このような非指示型独立アドボケイトは、本人の明確な意思に基づくものではないにも関わらず、活動できると解する根拠はどのように考えるべきであろうか。本人の指示に基づかない以上、最善の利益に基づく代行決定の結果として付与されるものと捉えるべきであろうか。

この点、障害者権利委員会による一般的意見第1号（権利条約第12条第4項に関するもの）では、『最

善の利益』の原則は、成人に関しては、第12条に基づく保護措置ではない。」と明言している¹²⁾。したがって、非指示型独立アドボケイトが動く根拠を本人の最善の利益に求めることは相当ではない。他方で、前記一般的意見では、「著しい努力がなされた後も、個人の意思と選好を決定することが実行可能ではない場合、『意思と選好の最善の解釈』が『最善の利益』の決定に取ってかわらなければならない。これにより、第12条第4項に従い、個人の権利、意思及び選好が尊重される。」とも言及している。これを踏まえると、一定の場面では、本人の意思及び選好に基づく最善の解釈として、本人自身がアドボケイトの関与を希望するとの推定的意思がある場合があると捉える余地はある。この点、国内の意思決定支援に関するガイドラインにおいても、本人自身の支援付き意思決定を原則に据えつつ、意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することとなり、本人の意思確認が難しい場面における、本人の合理的意思推定の余地を認めている¹³⁾。

さらに、前記一般的意見は、「保護措置の主な目的は、個人の権利、意思及び選好の尊重を確保することではない。これを達成するために、保護措置により、他の者との平等を基礎として、濫用からの保護を提供しなければならない。」としており、一定の場面で独立アドボケイトの仕組みを確保することは、この目的に合致する。このような点からすれば、例えば、本人の意思決定に対する関係性の濫用又は不当な影響等が懸念される場面において（本事業で言えば、本人の生活基盤を支える事業者が本人の金銭管理サービス等を行うような場面において）、本人の自律性及び主導権を確保する目的で、フォロワーや独立アドボケイトの関与を受けられることが同サービスを利用するための前提条件であるとする仕組み（以下「フォロワーシステム」と呼称する。）を設けることも、本人の意思に明らかに反しない限りにおいて、許容されると解することができるのではない。

したがって、非指示型独立アドボケイト活動については、本人の明確な意思に基づくものではないものの、意思と選好に基づく最善の解釈の結果として

導かれる本人の推定的意思に反しない限りにおいて、権利条約第12条第4項で求められるセーフガード（保護措置）として許容されるものと考えられる。

本事業においても、支援ニーズの高い（一般的には重度と表現される）知的障害、自閉症のある人を対象として、フォロワーや独立アドボケイトが本人を訪問するようなケースもみられるところであり、このような解釈によって、今後も幅広い層がフォロワーシステムを利用できることが望ましい。

(5) 支持者としての立ち位置を維持するためのアドボケイトの独立性について

フォロワーや独立アドボケイトが、「支持者（緩やかなアドボケイト）」としての立場を維持することは、本事業の本質・根幹にかかわるものとして、極めて重要である。事業者の下で動く「支援者」とは異なる立場で、本人が、本人側に100%立つ支持者としてのフォロワー及び独立アドボケイトとともに、最善の利益の発想に寄りかちな事業者や支援者に対して、継続的に声を上げることによって、本人のチョイス&コントロール、すなわち意思決定における自律性と主導権を高め、保障していくことにつながるからである。

他方で、昨今の国の議論の中では、例えば、社会福祉協議会で行われている日常生活自立支援事業（本人の日常的な金銭管理を担いつつ、福祉サービス等の利用援助を行う社会福祉事業、以下「日自」という。）について、同事業に基づくサービスを提供する日自専門員が独立アドボケイトとなり、又は日自支援員（市民）がフォロワーとなって、本人を支援することも許容されるのではないかと、事業者側の支援者と支持者の立場が併存しても良いのではないかと、との意見が挙がることもある。しかしながら、本人の経済的な事情やその他のネガティブな情報の存在を知ることで、かえって本人の心からの希望への向き合おうとする姿勢や支持者として本人の立ち位置に100%立とうとする姿勢を阻害してしまう可能性も否定できない。特に日自専門員の場合には、本人の経済面の情報を有し、かつ、本人の金銭を管理している立場であるが故に、ときには、本人の最善の利益の観点から、事業者として、本人の意思、選好及び価値観とは異なる形で対応せざるを得ないことも想定される。加えて、日自支援員は一般の市

民が担うことが一般的であるものの、同支援員は日自専門員からの指揮監督を受けて動く立場にあり、その独立性は十分に確保されていない。結果として、事業者側の都合等も考慮しながら動かざるを得ず、支持者の立場を維持し続けることは困難となることと予測される。

したがって、本人の意思決定に対して利害関係を有する又は事実上の影響力を及ぼすおそれのある事業者や契約等に基づき法律上の代理・代行権限を有する事業者の構成員（日自専門員、日自支援員を含む。）が、本人のフォロワーや独立アドボケイトを同時に担うことはできないものと解される。

このように、本人の支持者としての立ち位置を維持するためには、まずは支援者と支持者の違いを明確に意識する必要がある。あわせて、本事業の実施主体やサービス提供事業者と立場が異なる第三者機関がフォロワーの養成に関与し、必要に応じて独立アドボケイトを派遣できる体制を構築することが、アドボケイトの独立性を担保する観点からも重要である。

なお、一般の市民が参画するフォロワー活動において、その支持者としての立ち位置を維持し続けることをフォロワーの努力のみに委ねることは相当ではない。フォロワーを力強く支える独立アドボケイト及びそれらの者を派遣する第三者機関との協働、本人と同様に社会的障壁に直面した経験の有し、障害のある人の自律性及び主導権の保障に向けた活動に熱意のある障害当事者等の参画及び地域の実情に合わせたフォロワーシステムの展開を併せて行うことが、権利擁護支援の持続可能性の観点から、強く求められる。

5. 結びに

障害のある人の地域生活を支えるための持続可能な権利擁護支援体制を構築するに当たっては、アドボケイトの独立性が法制度上も確保されることが不可欠であり、本モデル事業を全国各地で展開するためには、社会福祉法改正を視野に入れた現行制度の見直しも必要である。

本稿の冒頭で触れた権利条約第12条第4項で必要とされるセーフガードの構築及び障害者権利委員会の日本に対する総括所見で求められている「支援

付き意思決定の仕組み」の設置に向けて、フォロワー、独立アドボケイト及びフォロワーシステムの制度化の動きを期待したい。

以上

- 1 水島俊彦, 2023, 障害者権利条約締約国審査の状況と総括所見を踏まえた成年後見制度・実務の方向性: 権利条約12条を中心に. 実践成年後見/成年後見センターリーガルサポート 編, (103), 40-48.
- 2 堀江佳史ほか, 2023, イギリス保護裁判所等視察報告書(視察期間: 2023.8.9 ~ 2023.8.18): 第65回人権擁護大会シンポジウム第2分科会資料, 日本弁護士連合会, 34-49.
- 3 支援者が行う意思決定支援については様々な定義づけが試みられているが、ここでは、本人自身が自らの選好や価値観に基づき意思決定を行うに当たって、本人に関わる人々がそのプロセスを支援するために行う様々な取組みを指すものとする。
- 4 厚生労働省, 2022, 資料2-1 成年後見制度利用促進に係る取組状況等について(厚生労働省): 成年後見制度利用促進専門家会議, 30.
- 5 厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室, 2022, 成年後見制度利用促進現状調査等一式報告書. 本報告書によると、(意識的か・無意識的かを問わず)契約の相手方や受贈者等による本人との関係性の濫用にならないか注意を要する事案を「関係性注意事項」と呼称し、当該事案に該当したからといって、契約や寄付等の禁止をただちに求めたり、禁止したりするものではないが、本人への意思確認や手続き等を慎重に行ったり、管理監督・支援団体への相談の必要性を促すべきものとされている。具体的には、本来は必要のないサービスの利用や物品の購入をあたかも必須であるかのように勧誘したり、本人の思いと事業者等の考えが異なるときに、事業者等がその立場を利用して本人に希望を押し込めたり無視したりして、事業者等の意に沿う形で管理を進めようとする場合等に、関係性の濫用リスクが生じうる。

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(案)によれば、意思決定支援の確

保を目的とした相互牽制機能とは、「意思決定における本人の自律性と主導権を確保するため、意思決定支援に関わる複数の主体がそれぞれ独立した立場から確認、評価し合うことにより、本人の意思決定を支援する枠組みの透明性を確保し、もって本人の意思決定に対する関係性の濫用及び不当な影響力の行使を抑制する機能」とされている。

- 6 筆者は、諸外国の実践を参考に意思決定支援に関する日本型総合プログラムの開発と普及に取り組んできた一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク (SDM-Japan) のメンバーであり、豊田市、日本財団との間の三者協定に基づく意思決定支援モデルプロジェクトとして、本モデルを遂行する上で必要な意思決定支援の各研修や意思決定フォロワーの支援体制の構築を図ってきた。本稿Ⅲ及びⅣの執筆に当たっては、前記関係者を始め、本モデル事業の実施に係る権利擁護支援委員会、全体委員会、研修・アドボケイト・評価ワーキング・グループの各委員等との協議から多くの示唆を頂いた。この場を借りて御礼申し上げます。

フォロワーシステムとは、地域住民が意思決定フォロワーとして継続的に本人の意思、選好及び価値観を支持し、独立アドボケイト及び権利擁護支援委員会等がその活動を継続的に支援・補完することで、本人を取り巻く支援チーム全体の意思決定支援の質を向上させ、持続可能性を確保する仕組みである。

本システムは、以下の4つの要素を軸としている。

- (1) フォロワーの養成・登録・活動：フォロワーは研修修了後も継続的な支援を受けながら活動する。自治体等が登録し、フォロワーの活動を支える。
- (2) 独立アドボケイトによるフォロワーへの活動継続支援及び独立調査活動：フォロワーの支持者としての活動を定期的に支援し、必要に応じて独立調査を実施する。
- (3) 権利擁護支援委員会(支援・監督団体)の監督・支援：定期的に会議を開催し、事業者及びフォロワーの活動をモニタリングし、助言や調整を行い、必要に応じて独立アドボケイトに調査依頼する。
- (4) 意思決定支援を支える地域ネットワークの形

成：ファシリテーター(中核機関職員、相談支援専門員やケアマネジャー等)が本人の意思、選好及び価値観を支える地域のネットワークを拡充し、強化する。

フォロワーシステムの最終的な目的は、本人がどのような状況や状態にあっても自律性と主導権が確保され、自分らしい生活を送ることが出来ることである。

- 7 水島俊彦, (2023), 国連勧告から見る日本の障害者の意思決定における課題: 支援付き意思決定の確保と濫用防止の仕組みを備えた「権利擁護支援モデル(フォロワーシステム)」とは?: 特集論文: 当事者の意見表明と意思決定の課題. 人間福祉学研究, 16(1), 79-96.
- 8 本事例については、豊田市 HP, 2024, とよた意思決定フォロワー: 特集 2024年5月20日. <https://www.city.toyota.aichi.jp/toyotanow/2000015/2000551.html> 及び前掲 vii の文献で紹介した事例を再構成したものである。
- 9 IMCA (イムカ) とは Independent Mental Capacity Advocate の略で、英国の意思決定能力法 (Mental Capacity Act 2005) における非指示型独立アドボケイトを指す。ある時点で特定の意思決定能力に欠けると判断された人のうち、周囲に本人をよく知りその意思を代弁できる適切な人がいない場合に、本人の意向や選好、価値観がどのようなものであるかについて、代行決定権者から独立した立場で調査、代弁し、第三者による最善の利益に基づく代行決定が行われるに当たって、本人の意思が最大限考慮されるよう働き掛けを行う役割を持つ。居住先の長期に及ぶ移転や重大な医療に関する代行決定など、一定の場面において、IMCA の事前の関与が義務付けられている。
- 10 法政大学大原社会問題研究所/菅富美枝編著, 2013, 『成年後見制度の新たなグラウンド・デザイン』法政大学出版局, 265-279.
- 11 水島俊彦, 2023, 意思決定支援の観点から踏まえた市民後見人等の要請のあり方~成年後見制度から支援付き意思決定制度への転換に向けて考慮すべき要素~: 特集第二期基本計画と市民後見人像. 実践成年後見/成年後見センターリーガルサポート編, (102), 19-30.
- 12 General Comment No. 1 - Article 12 : Equal

recognition before the law (2014) Paragraph 21. なお、障害保健福祉研究情報システム(DINF)による訳出参照。https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/crpd_gc1_2014_article12_0519.html

- 13 厚生労働省, 2017, 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン. 意思決定支援ワーキング・グループ, 2020, 意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン. 後者のガイドラインでは、意思と選好に基づく最善の解釈について、「意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等

は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。」と表現されている。

Advocacy and Independence for Persons with Disabilities Living in the Community
— The Synergistic Effects of Collaboration Between SDM Followers and Independent Advocates —
Toshihiko Mizushima (Japan Network of Supported Decision-Making)

This paper focuses on the collaboration between SDM Followers and Independent Advocates in Toyota City model of Safeguard and Support for Decision-Making (SSD) as a local practice model aimed at ensuring the autonomy and supported decision-making of persons with disabilities. It also compares the practical application of the Independent Mental Capacity Advocate (IMCA) under the Mental Capacity Act 2005 in the UK with the implementation of this model, highlighting both commonalities and differences.

Furthermore, this paper emphasizes that, in order to ensure the sustainability of supported decision-making for adult persons with disabilities, it is crucial for community residents to participate as SDM Followers and for a Collaborative Advocacy Support System (Follower System) to be in place to uphold their advocacy principles. Additionally, from the perspective of establishing “appropriate and effective safeguards to prevent abuse” as stipulated in Article 12(4) of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD), the paper also examines the legitimacy of non-instructed Independent Advocates engaging with both persons with disabilities and SDM Followers.

Finally, this paper discusses the necessity of amending the Social Welfare Act in anticipation of future revisions to the Civil Code, as well as the significance of participation by persons with disabilities and community members in support for decision-making to promote an inclusive society.

Keywords : SDM Followers, Independent Advocates, Collaborative Advocacy Support System (Follower System), Supported Decision-Making, Community Inclusion

精神病院における独立アドボカシーの 必要性と課題

西川 健一（精神保健福祉士）

1. はじめに

筆者がソーシャルワーカーとして就職した精神科病院では、病棟の窓には鉄格子がはめられていました。閉鎖病棟には鍵がかけられており、入院者は自由に外出することもできません。また、30人という大部屋や畳敷の病室に布団が並ぶ様子など、私が今までに見てきた『病院』とは違った光景が広がっており、この「非日常」の光景にとっても驚かされました。

病院内には、20年、30年と長期にわたって入院する方が多く、とても快適とは言えない環境で療養生活を送っておられる状況に思えてなりませんでした。時に入院者に対する医療従事者の不適切なかかわり方を目にすることもありました。しかし、新人のソーシャルワーカーにできることは少なく、怒り

や疑問に感じたことを伝えてみても何も変えることはできず、何もできない自分の情けなさを痛感する毎日でした。

そのような経験から、精神科病院の中から変えていくことが何より必要なのですが、雇われているという立場では限界があることを痛感しました。そこで病院の中で奮闘している仲間を外からも応援し、より良い精神医療の在り方を求めていきたいと思い、精神科病院を退職し、地域にいながらできることを探すようになりました。

2. なくなる精神科病院での虐待事件

我が国の精神科病院では、様々な不祥事が過去から現在まで繰り返されています。古くは、1984年に宇都宮病院（栃木県）で医療従事者による入院者への暴行、無資格者による医療行為などが明るみに出

精神科病院における事件・人権上の課題

① 宇都宮病院事件

1984年3月14日 新聞報道

「看護職員の暴行により入院患者2名が死亡」

- ・許可病棟920床に対し入院患者944名
- ・常時診察にあっていた精神科医2名、看護職員67名
- ・1981～1984年の間、222名の患者が死亡

■人権上の課題

- (1) 問題だったこと（国際的批判を受けた）
 - ・精神科病床数の多さ
 - ・強制入院以外の制度がない
 - ・長期入院
 - ・不服申し立ての制度がない
- (2) 変わったこと
 - ・法改正による制度などの新設／精神医療審査会制度／任意入院制度／患者の権利についての入院時告知義務／通信・面会の保障
 - ・地域医療・リハビリテーションの促進（1993年改正時）

ました。この事件は、国連人権小委員会において国際法上の問題として非難され、1987年に精神衛生法が精神保健法に改正されることにつながりました。

このような不祥事が過去の出来事ではなく、その後も続発し1993年には大和川病院（大阪府）におい

ても不明者による入院者に対する傷害致死事件が発生し、また医療従事者数の水増しなどの巨額の診療報酬の不正受給も明るみとなり、開設許可が取り消され廃院となりました。

①大和川事件

1969年・1979年 看護者による患者に対する傷害致死事件
1993年 不明者による患者に対する傷害致死事件
(障害を受けた患者に適切な医療を行わず、患者が死亡)

その他

医師・看護者等の医療従事者数の大幅水増し
巨額の診療報酬を不正受給
病状と関係なく画一的に投薬や点滴を実施
懲罰的な保護室使用等



病院の開設許可
取り消し

■人権上の課題

(1) 問題だったこと

・精神保健福祉法、健康保険法、生活保護法、医療法などについての重大な違反

(2) 変わったこと

・退院促進支援事業ができた（大阪→全国化） ・精神科病院訪問活動が大阪府で制度化
・医療監視や実地指導の強化 ・精神科救急医療体制強化へ向けての検討

また、2020年には神出病院（兵庫県）において看護師や看護助手が男性入院者同士でキスをさせたり、トイレで水をかけたり、患者の頭にテープを何重にも巻き付けたりしたなどの不同意わいせつ容疑等での6名が逮捕され、全員が有罪判決を受けるとい

精神科病院では、残念ながらこのような出来事が繰り返し発生してしまっています。

3. 精神医療における独立アドボカシーの必要性

精神科病院のような、社会から孤立した閉鎖的な

③神出病院事件

2020年12月発覚

看護師・看護助手ら6人が、男性入院患者同士でキスをさせる、ジャムを塗った男性患者の性器を他の男性患者になめさせる、トイレで水をかける、患者を病院の床に寝かせ落下防止柵付きのベッドを逆さにして被せて監禁する等の行為を1年以上繰り返し、それをスマートフォンで撮影、LINEで回覧

6人は逮捕・起訴され、全員が有罪判決（3名は実刑）
他にも21人の職員が虐待行為を行っていたと認定

■行政の対応（神戸市）

- ・病院長の精神保健指定医資格の取り消しを国に要請
 - ・病院の第三者検証委員会について委員を推薦して市もオブザーバー参加
 - ・すべての入院患者と家族に対し転院・退院の意向確認を行う
 - ・障害者虐待防止法の通報義務対象に医療機関を入れるよう国に意見書提出
- ※病院は新しい院長を招聘し、危機管理委員会・第三者委員会を設置、改善命令に対して改善計画書を提出

空間では第三者の目が入りにくいいため不適切な処遇や虐待等があっても、内々で対応してしまい外部にその情報が明かされないという状況が起こりやすくなります。また、閉鎖的な空間では独自の文化・ルールが生じやすくなり、この空間にいる医療従事者がその環境に慣れてしまい、入院者も権利の主張がしにくく（できなく）なってしまふことが一つの要因ではないでしょうか。

また、精神科医療という特定の環境下での集団生活（療養生活）では、入院者は、①医療提供上の必要性から、安全性や規律が優先され、制限を受けやすくなり、②閉鎖性から、病棟内の様子が外部から見えにくく、外部の人間と出会う機会が少なくなり、③連続性から、入院者も医療従事者も特定の環境下が長くなり、それが「当たり前」となってしまう環境に置かれることになります。そのような中で、入院者は医療従事者から「意思決定能力が低い」とみなされやすく、「ケアを他者に委ねざるを得ない存在」とされやすいこともその要因であると思われます。

医療従事者が如何に丁寧にかかわりを持ったとしても、入院者にとって医療従事者は入院者の権限を制限することができる立場にあり、入院者の中には「強い支配下に置かれている」と感じる方もおられます。そうすると入院者は「医療従事者への配慮」であったり「情報へのアクセスが制限されやすい」こと「あきらめ」から自ら声を上げづらい環境になりやすいともいえます。

このように考えると、精神科病院における虐待・不祥事・不適切ケアは先に示したような特別な良くない病院だけの問題ではなく、すべての閉鎖的な環境を持つところに起こりうる問題としてとらえていくことが必要ではないでしょうか。

精神科病院の中での権利擁護実践を行うためには、入院者の権利擁護支援の必要性を持って入院者の立場に立ってその想いの実現に寄り添う「人」が必須ですが、その想いを形とするようにする意思形成・意思決定の支援を行う際には、精神科病院という「強制性」を伴い得る立場の医療従事者・ソーシャルワーカーの行える支援には限界があるかもしれません。

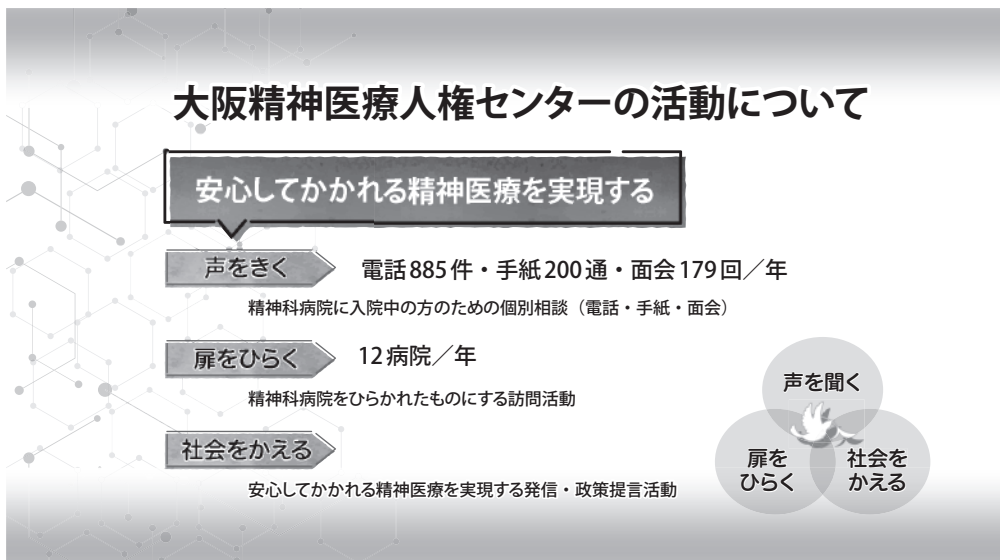
その為に、精神科病院にも第三者のアドボケイトが入り、入院者の味方となってその想いを固め、実現に向けた働きかけを行うことがとても重要になってきているのだといえます。

4. 大阪精神医療人権センターについて

(1) 活動の紹介 ～3つの柱～

大阪精神医療人権センターは、1985年に設立された市民団体（1999年にNPO法人化）です。当事者・家族・医療福祉従事者・弁護士・市民らが、精神科病院に入院している人への権利擁護支援を行っています。

具体的には、以下の3点に取り組んでいます。
『声をきく』



入院者からの電話相談や精神科病院への訪問による個別相談活動。

『扉をひらく』

大阪府の療養環境サポーター制度（大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会事業）により、療養環境サポーターが精神科病院を訪問し、病棟の中を視


察し入院者等からの聞き取りを行い、その結果を精神科病院とのキャッチボール（協議）を重ねる活動。

『社会をかえる』

安心してかかる事の出来る精神医療を実現するための政策提言活動。

肩代わりせず、本来の支援者が担う

- ・アドボケイトは、直接の支援を行わない
- ・アドボケイトは、病院職員や地域の事業者が担うべき役割を、彼らが担うように働きかける



地域の事業所
弁護士
精神医療審査会
精神保健福祉士
看護・OT
医師

社会資源の例


（２）活動で大切にされていること

この活動を行う中では、入院者の方には「声にならない気持ち、想い」があること、そして、先に述べたような「声に出しにくい背景」がある事を意識してかかわっていきます。そして、その声をつな

げ、その小さな声をそっと拾い、対話の中から気持ちになるように「声をつむぐ」ことを大切にしています。入院者のなかには当たり前の権利を知らない、知っていてもその権利の行使することに躊躇されることがあります。その際には個別にある権利

伝えることを応援する

- ・本人が病院職員に伝えられるようなサポート
- ・本人が伝えづらい場合、同席して、本人が病院職員に伝える。アドボケイトも言う。
- ・代弁は最後の手段
- ・本人の声を周囲に届くように



を知らない、行使しない本人の事情も考えながら、本来ある権利の存在を伝え、その社会資源へのアクセスを伝えるように取り組んでいます。

この「声をきく」活動を行う中で、もう一つ大切にしていることは「肩代わりせず、本来の支援者が担う」ということです。それは、アドボケイトが直接支援を行わないこと、医療従事者や地域の事業所、行政等が担うべき役割を、彼らが担えるように働きかけることです。例えば、退院等に関する社会資源のことなどについては「病院の中のソーシャルワーカーさん（相談員さん）に相談してみてもは？」と声をかけるようにしています。入院者自身で相談できるのが一番ですが、それが大きな負担になっている場合には、同席したり、一緒に相談に出向き本人の前で代わりに伝えることなど行うようにしています。

5. 入院者訪問支援事業について

(1) 創設の経緯

入院者訪問支援事業は、上記に示した大阪精神医療人権センターの「声をきく」取り組みの中の個別相談活動としての病院訪問をモデルにしています。この仕組みは2013年の精神保健福祉法改正案の付帯決議に「医療保護入院や措置入院など、本人の同

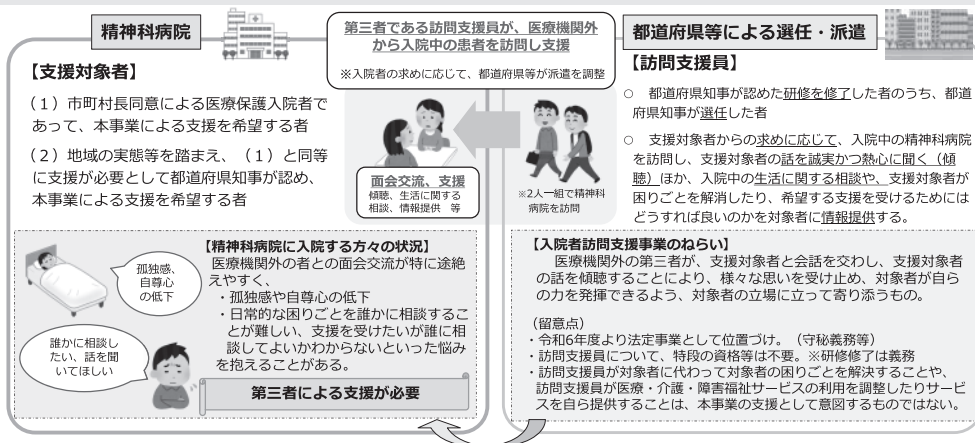
意に基づかない入院により治療を行っている患者について、その意思決定及び意思表示について代弁を含む実効性のある支援の在り方について早急に検討を行う」とされたことから、モデル事業や調査研究等を重ね支援の在り方について検討されてきました。

2015年には「入院に係る精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するアドボケーターガイドライン」が取りまとめられました。しかし、このガイドラインにはアドボケーターが入院者から聴いた内容を医療者に報告する仕組みが記されていました。これは、医療者がアドボケーターから聴いた内容を治療や福祉的な支援に活用することを意図されていたものと思われませんが、医療を受けさせる方向になるのではないかという懸念の声があがり、制度化は見送られました。そこで2019年に「入院中の精神障害者の権利擁護に関する研究事業」が立ち上げられることとなります。

その研究班には大阪精神医療人権センターのメンバーが協力者として参加し、入院者の権利擁護の一つのモデルとしてセンターの個別相談活動が取り上げられ、担い手（研究事業では「精神科アドボケイト」、新事業では「訪問支援員」）養成については、これまでのセンターの研修内容をもとにカリキュラ

入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）



精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常的困りごと等の解消が期待される。

ム作成に協力してきました。

その上で、2021年から2022年の「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」において、上記研究結果をもとに入院者の権利擁護制度についての検討がなされました。

その検討をもとに2022年12月に精神保健福祉法の改正が行われ、精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備することが明記され、その一つの取り組みとして入院者訪問支援事業が設けられました。

(2) 事業の概要

この事業は、精神科病院で入院治療を受けているものについては、医療機関以外の者との面会交流の機会が特に途絶えがちになりやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がいない市町村長同意による医療保護入院等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて傾聴や生活に対する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するものと定められました。この事業は法定事業とされ、その実施主体は都道府県・政令指定都市となっています。具体的には、国で標準化され

訪問支援員養成研修の概要

- 都道府県は、精神保健福祉法第35条の2に基づき、訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を修得するための研修を実施する。
- 都道府県知事が行う研修は、①精神保健、医療及び福祉の現状及び課題、②入院者訪問支援事業の概要、③入院者訪問支援員として必要な技能についての講義及び演習とする。
- 研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者を入院者訪問支援員と定める。

訪問支援員養成研修



- ・ 訪問支援員としての活動を希望する者が対象
- ・ 講義：5時間程度（オンライン受講可）
- ・ 演習：6時間程度（原則、対面で実施）
- ・ 実施主体：都道府県等
- ・ 内容：省令に準拠



【講義】

訪問支援の意義や訪問支援員の役割等を理解した上で、訪問支援員として必要な基本的知識を習得する



【演習】

講義で得られた基本的知識を基礎としつつグループワークやロールプレイ等を通じて訪問支援員として必要とされるより実践的な知識や技能を習得する



地域生活支援事業（※）を活用し訪問支援員養成研修を実施する場合

- 都道府県等においては、管内の特別区、保健所設置市を含め、養成研修の実施に向けた調整と養成研修の開催
- 特別区、保健所設置市においては、都道府県等が行う養成研修への受講者の派遣
- 特別区、保健所設置市において養成研修を実施する場合は都道府県等から委託の上で実施
※予算案のため変更の可能性あり

た研修を受講し、都道府県等が任命した者（当事者や医療福祉従事者、弁護士、市民等）が担うとされました。

いくつかの養成講座に関わらせていただいたが、当事者や家族、精神科医、看護師、精神保健福祉士、市民の方など熱心に受講してもらっていました。

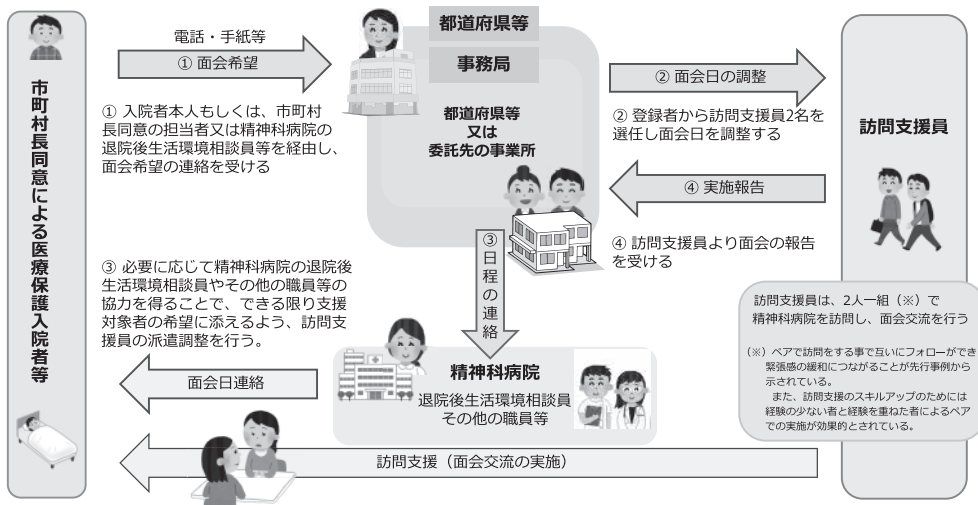
(3) 支援員養成研修について

養成研修では、この事業の意義や役割のほか、入院者が体験している事、精神医療の現状と課題、知っておくべき資源、精神障害者の人権などの5時間程度の講義に加え、講義で学んだことを実践に活かせるようにロールプレイやグループワークの手法も用いた6時間程度の演習を想定されています。筆者も

この研修を通じて感じたこととしては、傾聴ということにかく聴くということだけではなく、入院者の気持ちを形に変えていくやり取りが必要であり、必要な情報提供を行う役割がある反面、本来医療機関等が担うべき役割を肩代わりしないということから、特に精神保健福祉士等の基礎資格がある方はこの役割を担う際には、普段行っている調整したくなった

訪問支援員派遣の流れ

- 入院者から訪問支援員との面会希望があった場合に、派遣調整を行う。
- 本人以外の者からの依頼については、本人の意向であることを確認した上で派遣調整を開始する。
- 事務局は、支援対象者の意向を確認した日付及びその方法等については、個別に記録しておくこと。



り、介入したくなるということがとても難しいことが挙げられます。

（4）支援員派遣の流れ

入院者訪問支援員の派遣の流れは、入院者から都道府県等または委託先の事業所の事務局への面会希望を受け、訪問を担当する入院者訪問支援員を選任し、面会日の調整を行い、事務局から精神科病院へ日程の連絡を行い、病院スタッフから入院者へ面会日を連絡するという流れになっています。その後は、面会日に訪問支援を実施し、その報告を事務局に行うこととなっています。

この流れと、大阪精神医療人権センターが行ってきた流れとの違いは、面会日の連絡を入院者への直接の連絡ではなく、事務局から連絡になっているところにあります。入院者の立場としては、都道府県等の事務局から入院している精神科病院を経由して面会日を知るという流れは時に不信任感を抱かれたりしないのかも感じています。

（5）2つの会議体

この事業には、精神科病院、精神保健福祉セン

ター、保健所、当事者、当事者家族等が参加し、事業の実施内容の検討や見直しを行う「推進会議」と訪問支援員や精神科病院の関係者等が定期的に事業実施における課題や支援の在り方を検討する「実務者会議」を行うこととなっています。

（6）対象者について

①すべての入院者となっていない事

本事業の対象者は「入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院等」となっています。「等」がついていますが、中心は「市町村長同意による医療保護入院者」と法律にも明記されており、一部の入院者の限られています。その理由は、入院者の中でもっとも面会交流の機会が乏しくなることですが、家族等おられても面会交流の機会が乏しくなる方は医療保護入院等の非自発的入院に限らず、任意入院の方にも多くおられ、本事業の対象はすべての入院者を対象にすべきであろうと考えます。

②本人からの求めに応じて取り組まれる事

本事業では、入院者本人からの求めに応じて訪問支援員の派遣を行うこととなっています。このことは自ら声を発することのできる方を対象としていると

言えます。自ら声を挙げるできない方の声を聴く仕組みも必要であり、大阪府の療養環境サポーター制度のように、求めがなくても第三者が精神科病院に訪問する仕組みも必要です。

6. 独立性の確保について

法定事業になると、一定標準化された仕組みとなるため、各地の特色に応じた運用が困難になることが考えられます。また、事業化されることで様々な事業体（営利法人も含め）の参入などが考えられ、質の担保に対する不安の声もあがっています。

本事業は独立型アドボケイトとして、何ものからも独立することが重要であることは言うまでもありません。入院者訪問支援事業において、ここでいう「何ものからも」ということは、入院者にとって精神科病院との利害関係がない方であるだけではありません。訪問支援員が、精神科医療の現状を知る医療従事者等であった場合、その経験などから精神科病院側の立場が分かってしまうことがあるかもしれません。しかし、そのことを一切排除してかわらなければ、完全に独立した立場での支援になり得ません。

また、都道府県等や委託先の事業所も精神科病院との関係性が出てきてしまうこともあるかもしれません。その意味では、委託先となる事業所においては精神科医療や障害福祉サービス事業の委託等を受けていない独立した機関が担うことが求められるのかもしれません。

7. 最後に

大阪精神医療人権センターが先行して長く取り組んできた病院訪問の活動ですが、全国各地に同じ取り組みを行う団体がなかなか広がりませんでした。そのような中で、本事業が制度化されたことで多くの自治体で取り組みが始まっています。各自治体では試行錯誤されることと思われませんが、各地の実践を共有し、課題を整理しながら更に広がっていくことを願ってやみません。

文献

- 1) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について」(障発第0801002号、平成18年8月1日、令和5年3月31日改正)。別記2-25「入院者訪問支援事業実施要領」
- 2) 彼谷哲志「精神保健福祉法改正2022 精神科アドボケイトと入院者訪問支援事業」『精神医療』9号,pp63-72.2023.
- 3) 上坂紗絵子「精神保健福祉法改正 権利擁護活動の立場から 入院者訪問支援事業について」『日本精神科病院協会雑誌』42 (9),pp932-938.2023.
- 4) 厚生労働省(2023)「入院者訪問支援事業」.厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu_00003.html (参照日2024-12-20)

児童相談所への独立アドボケイト 導入による影響とは

— A児童相談所職員を対象としたインタビュー調査を通して —

栄留里美 (西南学院大学)

日本では 2024 年度より子どもの意見表明権の保障の観点から意見表明等支援事業（いわゆるアドボケイト）の導入が努力義務となった。導入によってどのような変化が生じるかはまだ明らかになっていない。本研究では児童福祉法施行前に一時保護所に独立アドボケイトの仕組みを試行的に導入した A 自治体の児童相談所職員 7 名にインタビューを行い、肯定的評価や課題等について調査を行った。子どもにとっては意見表明の機会の増加、ルールの改善等肯定的な影響があった。職員にとっては外部の目が入ったことや、実践を振り返る契機になったこと、一時保護所と相談・心理部門で方針が異なる場面でも子どもの声を中心の方針へと変容したことが語られた。一方、アドボケイト役割理解の難しさ等の課題がある。課題を解決するために、児童相談所内のアドボケイト担当職員が職員とアドボケイトの調整を行うこと、アドボケイトとの対話の機会、本事業及び権利擁護の研修を行うこと等が示唆された。

キーワード

：一時保護所、児童相談所、意見表明等支援事業、アドボケイト、影響

1. 研究目的

児童福祉法改正によって、2024 年度から意見表明等支援事業（いわゆるアドボケイト）導入の努力義務が課された。導入された場合、子どもが児童相談所等と相反する意向を持っている場合、原則児童相談所職員とは別の独立第三者による意見表明の支援を受けられる。毎日新聞（2024）による調査では児童相談所を設置する全 79 自治体のうち約 8 割の 61 自治体が一時保護中の子どもに意見表明等支援員の配置を行うと回答している。

一時保護所で生活する子どもは、2021 年度統計によれば 1 年間で 2 万 6358 件である（厚生労働省 2023）。一時保護所とは子どもの権利擁護の「最後の砦」というべき場所であるが、居住・移動の自由の制約や自由に通学することもできなくなるのが一般的である（教育を受ける権利の制約）。また、一時保護所のみならず、施設（や里親宅）に行けば、

生活上のルールがあり、自分の希望だけを通すことはできない（浜田 2022:22）。また今後自宅に帰るのか、代替養育なのか等、今後の生活への不安を抱える子どもが少なくない。

近年では一時保護所の権利保障をめぐる、2018 年に「一時保護ガイドライン」が発行され、権利擁護について明確に規定される等、一時保護所改革が行われてきた。2024 年 4 月からは一時保護施設の運営基準が施行された。運営基準には、「正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない」（第 10 条 1 項）、権利擁護や子どもの意見・意向を尊重した支援の実施、研修の機会の確保（第 17 条 2 項）が盛り込まれている。児童相談所からみれば、このような一時保護改革の中での意見表明等支援事業という位置づけとなる。

安部（2023：56）は、一時保護ガイドラインでは一時保護された子どもへの個別ケアの必要性は強く謳われているが、「一時保護された子どもたちは集団生活を強いられる。全国の一保の職員は日々『な

『ぜあの子だけよくて自分はできないの?』という子どもからの問いに迫られ、どうしても画一的なルールで生活するようなことが行われている。(…中略…)『ガイドライン』で描く個別対応が集団生活の場でどのように実現できるか、全国の一保の職員は苦勞していると思われる。」と述べている。このように、アドボケイトの導入以前から職員にとっての権利擁護と集団生活の両立の難しさは生じている。

このような背景がある中で、アドボケイトの導入がどのような影響を児童相談所に与えるのかは、先行研究でまだ明らかになっていない。

児童養護施設や障害児施設で行われたアドボケイト導入の先行研究(栄留, 鳥海, 堀, 吉池 2022)では、子どもにとって話す場の増加や子どもが話すようになった等の子どもにとって肯定的な反応が多かったが、職員の負担感や組織での対応の必要性も語られている。アドボケイト導入は、国連子どもの権利条約に規定された子どもの意見表明権の保障を促進するための仕組みである一方で、子どもの声を受け止める側に何が起きるのか早期に検討し体制を整える必要がある。このような観点から、本研究では児童相談所に併設された一時保護所にアドボケイトが定期的に訪問した場合に、どのような影響が児童相談所職員に生じるのかを明らかにする。

2. 研究の視点および方法

2021年6月からA自治体の一時保護所に週に1回6名程度のアドボケイトが訪問した。活動内容は子どもへの権利啓発や子どもの声を傾聴することで

ある。子どもが職員等に伝えたい場合は意見表明の支援を行った。相談概要は今後の措置、保護者や友人との通信、生活のルール等多岐にわたる。アドボケイトは子どもアドボカシーに特化した民間団体の構成員である。この団体は非営利の法人格を有している。このような団体のことを、本研究ではアドボケイト団体とする。子どもアドボカシーの6原則(子ども主導・エンパワメント・守秘義務・独立性・子ども参加・機会の平等)を行動の基準とし、子どもアドボカシー養成講座を修了した者が派遣されている。導入から9か月後の2022年3月、A自治体B児童相談所内の個室にて、児童相談所職員7名に個別のインタビュー調査を行った。対象はアドボケイト経由で子どもの意見表明に関わったことのある職員である。年齢と役職が偏らず肯定的な意見だけではない多様な意見が聞ける方に話してもらえよう児童相談所側に調査依頼を行った。その結果、児童相談所所長・一時保護所課長・児童福祉司兼アドボケイト担当・児童福祉司2名・児童心理司・一時保護所職員に半構造化インタビューを行った。

インタビューでの主な質問は以下のとおりである。

- 1) あなたにとって、子どもにとって、児童相談所にとってアドボケイトを導入したことでどのようなメリットと課題があったと感じていますか。
- 2) 全体的に評価するなら、次のどれにあたりますか「・とてもよかった ・まあまあよかつ

表1 インタビュー協力者の基本属性

記号	性別	年代	職 責	資 格	社会福祉分野での職務経験
a	男性	60代	児童相談所所長	教員免許	45年
b	男性	60代	一時保護所課長	社会福祉士	41年
c	女性	50代	児童福祉司兼アドボケイト担当	保育士・社会福祉士	25年
d	女性	40代	児童福祉司	社会福祉士	17年
e	男性	20代	児童福祉司	社会福祉士・介護福祉士	7年
f	男性	30代	児童心理司	公認心理師	6年
g	男性	20代	一時保護所職員	保育士・社会福祉士	4年

た ・あまりよくなかった ・よくなかった」
3) より良い実践にするにはどのようなことが必要でしょうか。
4) その他感じたことはありますか。

本研究では、インタビュー協力者本人から許可を得てICレコーダーに録音し、逐語録を分析対象とした。分析方法は定性的（質的）コーディング（佐藤 2008）を参考にした。定性的（質的）コーディングは次の手続きを経て実施した。①インタビューから得られたデータ（逐語記録）から意味内容ごとに「コード」を生成した。②一般化を図るために、「コード」間の関係性および先行研究との比較を行いながら「カテゴリー」を生成した。③複数の「カテゴリー」を元に「コアカテゴリー」に分類した。この①から③の手続きを繰り返して行った。なお、分析は、研究者・研究協力者間で検討を重ねた。表は村社（2012）の「カテゴリー、コード、データの一覧表」を参考に作成した。なお、「」は職員の語り、長文の職員の語りは□内に記載した。< はコード、【】はカテゴリー、{} はコアカテゴリーである。

3. 倫理的配慮

児童相談所所長及びインタビュー協力者に対して調査目的や秘密保持について口頭と文書で説明し、同意書を交わした。本研究は大分大学福祉健康科学部研究倫理マネジメント委員会の承認（承認番号F210019）を得ている。本発表に関連して、開示すべきCOIはない。研究結果については、個人が特定されないように機関名・個人名を匿名にし、ケースの事案に関することは可能な限り伏せている。

4. 研究結果

インタビューデータをもとに、全体で119コードを生成し、34カテゴリー、9コアカテゴリーに整理した。それらを、肯定的評価・課題・その他に分類した。

その結果、肯定的評価として80コード、18カ

テゴリー、4コアカテゴリーに整理した。課題として30コード、11カテゴリー、3コアカテゴリーに整理した。肯定的評価にも課題にも当てはまらないものをその他として分類し、9コード、5カテゴリー、2コアカテゴリーに整理した。

また、アドボケイトに対する評価の傾向を把握するため、上記質問項目2)で所感を聴いている。インタビュー協力者6名中3名が「とても良かった」を選択した。1名が「とても良かった」と「良かった」どちらもあるという選択をした。1名が「まあまあ良かった」である。1名がどれも選べないが好意を持っていると回答した。この結果から、おおよそ良かったまたは好意はあるという傾向が見られた。

1) アドボケイト導入の肯定的評価

職員がアドボケイトの導入としての肯定的評価として語ったものについて、コアカテゴリーを{組織への影響}{職員への影響}{子どもへの影響}{システムの影響}と分類した。以下にコアカテゴリーを見出しとして詳細を述べる。

①組織への影響

{組織への影響}についてのカテゴリーは【一時保護所は閉鎖的なので第三者訪問で改善促進の契機】【相談・心理部門と一時保護所をつなぐ存在に】【導入というチャレンジができたこと】であった。【一時保護所は閉鎖的なので第三者訪問で改善促進の契機】として、閉鎖的な環境だからこそ外部のかかわりの意味が述べられている。一例としてfの語りを取り上げる。

「(複数の一時保護所を見てきたので)一時保護所の生活環境ってどうなのかなとか、これは一時保護所の中だけで許されるわけであって、世の中には決してオープンにできないこともたくさんあるなあというのをよく感じることもあったので。そもそもどうしても第三者的な立場の人に子どもたちの素直な意見を発信して、それを聞いてもらえるというのはすごく大事なことだなというのを、改めて「ハッ」と思いましたね」(f)

fは、数々の児童相談所を勤務してきた。「決し

てオープンにできない」と思うことに対して、外部の目が入ることについて語った。「外部」という意味では「第三者評価の方が良いのではないか」と調査者は伝えたが、個々の子どもの意見に耳を傾けることに第三者評価との違いを感じていた。またbは、アドボケイト導入前から子どもの人権擁護の観点から、子どもの声を聴ける職員の養成に力を入れてきた。ただ、第三者のアドボケイトに子どもが話す様子をみて、次のように語った。

「面と向かって生活の中での要望、不満とか特定の職員の振舞いに関しての不満っていうのはなかなか当事者には話しにくいんだというのは少し感じますね。」(b)

また、【相談・心理部門と一時保護所をつなぐ存在に】になったことも多く語られている。

子どもの生活をみている一時保護所と、家族や関係機関と連携して今後の行先を考える相談・心理部門（児童福祉司と児童心理司など）は方針が異なることがある。そのときに、子どもの声に基づいて、相談・心理部門と一時保護所という両者をつなぐものとしてアドボケイトが機能していた。そのことは、おとな中心ではない「進んだ」児童相談所で「良かった」と職場イメージの向上につながっていた。

「一時保護（所）がその子への対応とかスタンスっていうのがちょっとちがうかなっていう感じはあって、お伝えはしていたりしたんですけど、すごく難しい子だったので一時保護所としても大変だし、『こっちは大変なのにちゃんとわかっているのかな』みたいな。

感情的になられたりとかっていう面があって、ちょっと対立関係みたいな形になってたので。担当同士の話から完全に中間管理職同士のやりとりみたいになってて、もう下っ端としてはなるべくしかならないみたいなのを思ったところで、傍から見ると、本人たちの、子どもたちからはこういう意見が出ていて、アドボケイトの方から見てもちょっと保護所の対応としては違うんじゃないかなっていう（子どもの）意見を出していただいたことで、結局変わったみたいなことになったんです。

それは本当におとなの管理の都合の問題とか、おとなの気持ちが優先されていたりとか、子どもの福祉にとってどうなのかっていうのがだんだんずれていっているのに、屁理屈みたいな理屈ができて、結局そういうのが揺るがせないっていうのをよく体験して、なんて理不尽なんだろうっていうことを度々感じていたので。進んでる兎相で良かったなって思いましたね」(f)

②職員への影響

{職員への影響}について以下の図表2のように整理した。カテゴリーは【アドボケイトの役割への理解が促進】【いろんな人の手を借りられること】【子どもと職員の間をとり持つ役割】【自分の仕事を振り返る契機】【不安要素が助長されなかったこと】である。

児童相談所内でアドボケイト担当をしている職員は、何度も職員にアドボケイトについて説明していたが、導入当初、『この子こういう事言う子なんですよ。』とかやっぱりみんなちょっと自己防衛に走っちゃうという感じは最初ありましたけど。でも最近『分かりました。お願いします。』みたいな感じになったりとか。(c) という語りのように、浸透してきたという。

cやfはアドボケイトからの意見表明によって子どもが理解できていない事柄を理解したことや自身自身の仕事を振り返ることにつながったという。

【自分の仕事を振り返る契機】

絶対（子どもに）説明してるんですよ。でも分かってなかったっていうのと、あと子どもが心理さんに話をしたいって言って挙げた名前が福祉だったんですよ。であれ福祉と心理のそもそも仕事の違いが分かってなかったんですよ。で私達って当たり前に私が福祉であの人が心理ねって説明するし、自己紹介もするけど。で福祉は心理ってこういう仕事してくれるよとか、こういう話聞いてくれるよって説明するんだけど、自分のことって説明しないなって思って。福祉ってどこからどこまで何をやるのかっていう(c)

表2 肯定的評価：職員への影響

コアカテゴリー	カテゴリー	コード
職員への影響	アドボケイトの役割への理解が促進	専門職だと助言しようとするがアドボケイトは純粋に話を聞くこと
		職員が最初は自己防衛に走る感じはあったが、最近は慣れてきた様子
	いろんな人の手を借りられること	いろんな人の手を借りられること
		職員は全体を見ないといけないが、子どもと一対一で関わってくれること
	子どもと職員の間を取り持つ役割	子どもと職員の間を取り持つてもらったことで理解が促進
		子どもの意見表明が、話のタネになること
		1回の説明では子どもは理解できていなかったと気付くきっかけになったこと
		一時保護所にいる理由を再度説明
		子どもが心理司と福祉司の違いを認識するのが困難と気づくきっかけに
		分かっていなかったことを伝えてくれてよかったこと
		おとなが誠意をもって対応できる良さ
		職員は聴くが、落としどころに向けてために説得
		おとなや社会の都合だが、言えないため「あなたのためだよ」と言ってきたこと
		施設入所に説得させるときでも、子どもが空気を読んで帰りたいと言えていないのではないかとということ
	自分の仕事を振り返る契機	気を遣わせて本音を言えないパワーバランスを利用しているのではないかと感じることもあり
		友達に無事を伝えたい子の対応は正直面倒臭さもあったが、子どもにとっては大事
		子どもの思いを叶えるステップにエネルギーを割くことを回避してた可能性。実践を振り返る機会に
		子どもの「〇〇が欲しい。」と言う背景を知ることが職員の役割と理解する契機に
		本当のニーズを探ることが職員の役割
		職員側が用意したチャンネルに限らず、沢山言える場を用意しないといけないことに気付く契機
ケース数の多さから、以前は後回しになることがあったこと		
子どもの声を通じたアドボケイトの活動によって、実践の振り返りになること		
不安要素が助長されなかったこと	アドボケイトと話したことを受けて、子どもが自宅でも好きなファッションができるように、母親が受け入れられるよう調整	
	組織やおとなの事情で進めていることを気づけて言語化する機会	
不安要素が助長されなかったこと	特性がある子だったので、不安はあったが特に問題なかったこと	

また、fからは、子どもの意見表明の内容から「おとなの都合だったのだったのではないか」「遠慮させていたのか」という振り返りになったという意見もあった。

「おとなの都合でヒヤッとするのは、友達に自分は無事だっというのを手紙で伝えたいという子がいたんですけど、担当者的にはヒヤヒヤするんですよね、なんか。ちょっとイレギュラーな対応だし、誤解を生みかねないようなステップをいくつか経ないといけないので、結局やれることはやって渡せなかったっていう結果だったんですけど。それは結局おとなの都合なので、こっちはめんどくさいなど正直思っちゃいます。でも、彼にとってそういうのが発信できたっていうのは大事だったなっていうことと、手紙を出したいとか自分の安全を友達に伝えたいとかは、心理司と福祉司に言ってなかったってことは、その子なりにわかまえてくれたのかなっていうことで、彼は社会性のある子なんだなっていう見立ても出来ましたし、一方で遠慮させてたのかなとか、その子がどういう子なのかを考える上でもいい材料になったなっていうのもあったので」(f)

③子どもへの影響

{子どもへの影響}について以下の図表3のように整理した。カテゴリーは【プロセスの共有が子どもにとって意義有】【子どもが話すようになったこと】【子どもの意見表明の場の増加】【子どもの良い表情】【退所後も一時保護所に助けを求めようと思ってくれる可能性】【導入によってルール等が改善】である。

一時保護されている子どもたちは虐待を受けていることが多く、話を受け止める・気持ちを聴いてくれるということが「非常に良かったのでは」という評価がa(児童相談所所長)からあった。

「児童虐待を受けたお子さんが多いんで、やっぱり話をちゃんと受け止めてくれるっていう経験をですね、そのあんまりしたことがないん

じゃないかなって思っていて(…中略…)子どもにとったら、非常に良かったのかなという風に思います。」(a)

実際に意見表明を受けた子どもたちも話を聴いて「すっきり」していたことや「嬉しそうな」(e)表情を見ることで、子どもへの影響を感じていた。

「もちろんメリットは多くて、本人もやっぱり話したいところで、話したい気持ちが強いお子さんなのですっきりもしますし・・・嬉しそうでしたね。本当にやりたいことはこれなんだろうなと思ったので、それをずっと制限しちゃうのもよくない」(e)

一時保護所の職員(g)もアドボケイトが決まった時間に来てくれることで子どもにとって話ができる見通しが持てると語った。

「なかなか子どもの意見を(職員が)個別に入って話を聞ける時間っていうのも限られてきちゃうので、そこは時間をとってやるようにはしてますけど、『今話したい』っていう需要に対して応えられなかったりするんで。決まった時間にアドボケイトさんが来てくれて、話ができるよっていう見通しも持てますし、安心感なのかなとは思います」(g)

④システムへの影響

アドボケイト団体、相談・心理部門、一時保護所という全体に影響し合う{システムへの影響}について、カテゴリーは【アドボケイトとの対話で相互理解】【アドボケイト団体との信頼関係】【児相のアドボケイト担当職員が仲介したことで円滑化】という3つである。

アドボケイト団体との信頼や対話があったために相互理解が深まっていったという基盤があり、児童相談所の中にアドボケイト担当がいたことがカギとなっていた。アドボケイト担当は児童相談所での勤務経験が長く、職員の気持ちを否定せずに、子どもが言いたいことを確認しに行き、職員に対して建設的にアドバイスしたという。

【児相のアドボケイト担当職員が仲介したこと

表3 肯定的評価：子どもへの影響

コアカテゴリー	カテゴリー	コード
プロセスの共有が子どもにとって意義有		子どもからの手紙は渡せなかったが、プロセスの共有ができたことから悪い経験にはならず
		叶えられなくても、聴いてどうしたらいいか一緒に考えることが子どもの満足につながったケース
子どもが話すようになったこと		一方的にあてがわれるのではなく、子どもの声やアイデアを集める中で物事を決められることを子どもが理解
		叶えられなかったとしてもちゃんと考えてくれた経験から、饒舌になったこと
子どもへの影響	子どもの意見表明の場の増加	意見を言うことに対して子どもたちの抵抗がなくなってきたこと
		満たされないので何度も言えること
		虐待を受けた子どもにとって話を受け止めてくれる経験はあまりないため非常に良いこと
		子どもたちに人間関係の悩みはあるため、沢山の話や聴く機会が必要
		子どもにとって良かったこと
		子どもの意見の引き出しの増加
		決まった時間にアドボケイトが来て話ができるという見通しを持てること
		言えるチャンネルは沢山用意
		一人の子どもから3、4回の意見表明を受け取り
	子どもの良い表情	子ども本人の気持ちやすっきりしていたこと
		子どもの嬉しそうな表情
	退所後も一時保護所に助けを求めようと思ってくれる可能性	一時保護所の評価が向上し、助けをもとめようという子どもが増加する可能性
	導入によってルール等が改善	色々と改善
		リンスインシャンプーがリンスとシャンプーに別々になったこと
		親とのつながりや生活の不満などがアドボケイト活動で聴かれること
		アドボケイトに言えば責任者に話がいくことを期待

こうしちゃだめよって頭ごなしでは絶対おっしゃらなくて。私はこう思います、じゃあこうしますってちゃんとこう調整してくださる感じとか。なので、もしそこがぶつかったり意見が合わなければ大変だったと思うんですが、これまではその相手のお子さんの特性もすごく個性がある人ばかりだったし、間に入ってくださったcもすごくきちんとつないでくださったので私の中では特に負担感もなければ、なんか言われちゃったっていうのもあんまこうなかったですかね。(d)

先にちょっと確認してくるねとか、アドボケイトさんの伝わり方がちょっと分かんないから確認してくるとかしてくださるのでそこはありがたいですね。(d)

アドボケイト担当cは職員に伝えたくて、意見表明を実現しようと新たな試みをしていた。以下の語りは、意見を受け止める側の意見実現支援の在り方が伺える。

「一時保護所の決まりではお手紙は渡されては困る。もうそれは絶対になしとしてるからダメ。じゃあ間を取って、せっかく書いたお手紙なんだから渡さないけど見せてあげるのはどうですかって言って、そういう風に見せたんですよ。とかいうのはあって。持って帰ってもらはしないし、後はそういうのって別にいいお手紙だったら良いけど、まあどんなお手紙であっても渡せるのであったら嫌なお手紙渡すっていう人もいるかもしれない。それは良くないよねって。やっぱりオープンにしていた方が良いこともあるよねとは子どもには言ったんですけど。」(c)

子どもの声の実現できるように、手紙を渡せないなら子どもの思いを見てもらうために手紙内容を読み上げる方法はないかなど工夫を行っていた。

ルールだからできないというのではなく、職員を否定するわけではなく、オルタナティブな提案ができる担当者の存在が事業全体に良い影響を与えてい

た。

2) アドボケイト導入の課題

職員がアドボケイトの導入の課題として語ったものとして、{職員への影響} {子どもへの影響} {今後のシステム} と分類した。以下にコアカテゴリーを見出しとして詳細を述べる。

①職員への影響

{職員への影響} について、カテゴリーとして【子どもの新たなニーズの掘り起こし希望】【情報共有しないことによる難しさ】【子どもの特性への対応】【職員が子どもの真のニーズを理解することが必要】【子どもが落ち着いた時期に面談希望】の5つのカテゴリーを生成した。

特に、特性のある子どもへの対応が課題という声が挙げられた。子どもたちからの声に対応する側の職員として以下のようなことが挙げられていた。

「自閉スペクトラム症的な子がかなり多くて。それから被虐待に伴う相当認知が歪む、ずれる子が多くてですね。(中略)率直に言えばアドボケイトがいなければ子どもはそういう声を出さなかったで、属に嫌な言い方をすればその分の私の仕事はなくてですね」(b)

また、児童福祉司は、実際に何か対応が必要になったことはないが「考えすぎた」部分があったと感じている。結果としては子どもは聞いてもらって「大満足」だったという。

「お子さんとしては『僕は家でも上手くやっていくから大丈夫だ』っていう気持ちで、『早く帰してくれ』っていう主張で、でも私たちおとなとしては安全が保障できないから返せないって判断になる訳で、そこで本人もいろいろ不満が溜まってしまったであろうことなので、それは私の力不足もあるんですけど。そこで第三者の方に話を聞いてもらって本人はすごい満足だったと思うんですよ。ちょっと我々としてはあまりこの件に関してはいろんな人を交えてしまうと、早く家に帰れるかもっていう期待を本人に持たれてしまうと少しケースワークやり

づらくなるっていうのがあったので、ケースバイケースでやれたらなっていうのが正直な意見でした」(e)

「(調査者) 実際は帰れるんじゃないかとかそういう思いになったということは(ありましたか。) はい、なかったんですけどこっちが考えすぎてた部分があったので。そのお話を頂いたときの素直な気持ちというのはそういう感じでしたね。でも結果にならなくて有難いことによくお話を聞いていただけだったので本人も大満足でした」(e)

こういった懸念があるため、情報共有することの必要性や意見表明があっても職員側は「真のニーズ」を掘り下げて考えて対応するのが職員の役目(b)だということが語られている。

②子どもへの影響

{子どもへの影響} について以下の図表4のように整理した。カテゴリーとして【子どもの意向を叶えられないことへの影響】【職員に内緒で面談しにくいという一時保護の特性】がある。「話を聞いてくれるっていうのは子どもにとっての捉え方ってかなりまばらで、低学年なんかは自分の思いを全部聞いてくれるっていうようなニュアンスでとっちゃって。(g)」というように、子どもが意見表明することで、特に低学年の子どもや「特性」がある子どもたちは言ったことが叶うと期待してしまうことが

あるという。

また、一時保護所というのは安全を確保する場所なので、子どもが「こっそり」話せる場所がほとんどない。したがって、職員に内緒で相談することができない施設の構造となっていることが子どもにとって課題となっているのではないかと(b)とのことだった。

③今後のシステム

{今後のシステム} について、カテゴリーとして【アドボケイトへの資金投入希望】【児童福祉審議会にかけることになるなら不安】【仲介役のアドボケイト担当が異動することの不安】【退所後の親子関係に影響しないか心配】という懸念があった。アドボケイトの給与を上げるために公費投入が必要であることが語られた。職員が頼りにしている仲介役のアドボケイト担当(児童相談所職員)が異動した場合にどうするのか、自宅に子どもが帰っても子どもの声を聴いてもらえるような環境ばかりではないため、親子関係に影響するのではないかと懸念があげられた。

3) その他の意見に関すること

肯定的でも課題でもない、その他のカテゴリーとして【導入前から子どもの声を聴こうとする組織・人材】【職員の権利意識の醸成が必要】【管理職が組織として取り組む必要】【児相のアドボケイト担当職員が仲介することが必要】【評価はまだできず】という5つがあった。今回調査をした児童相談所は

表4 課題 子どもへの影響

コアカテゴリー	カテゴリー	コード
子どもへの影響	子どもの意向を叶えられないことへの影響	期待させてしまうのはかわいそうだということ 一時保護所の方針で言えないことがあったときの子どもの怒り
		アドボケイトに言うことで子ども自身が正しいという <u>思いが強化された可能性</u> 実際には子どもの気持ちが強化されることはなかったが、最初に話を聴いたときに心配 期待を持たせるような寄り添いは控えてもらえたら安心
	職員に内緒で面談しにくいという一時保護の特性	常に子どもがどこにいるかを把握する任務がある中で、子どもとの面談の独立性を確保することの矛盾

アドボケイト導入前から権利擁護に力を入れてきた背景があること、管理職を含め権利擁護への意識が高くなくては、導入しても形骸化してしまうことが指摘された。「まだ課題もあるので評価できない」という声もあった。「認知の歪み」などがある子どもに対応している職員からは「いい迷惑だ」という声もあるが、それは権利を認めないといけないと職員に伝えているという。(b) は以下のように権利の意識がないと形骸化することを懸念している。

(アドボケイト導入を) やってくためには受ける側の施設の職員が、一枚岩とまではいなくても、権利の考え方とか声を聴くことの大切さみたいなどころでまとまっていないと、人が入れ替わったりとか時間がたって何となく風化して行っちゃったりとかというところがあるのかなど。だから受ける側は、今でこそアドボケイト(を) 一時保護所に入れなきゃいけないってあちこちで話題になって、国も言っていてマスコミも取り上げて注目されていますけど、じゃあ3年、5年たって注目されなくなったときに、今と同じような意識でいられるのかと言ったら、何もしないでいると多分沈んでいっちゃう。だからやっぱり常に、例えば被措置児童虐待禁止と同じくらいのレベルで、子どもの声を聴くことの大事さを伝えて伝承していかないと、職員の研修の必修科目くらいにしていけないとは思います。(b)

5. 考察

本研究のコアカテゴリー、カテゴリーを使用し、図表5として結果図を作成した。

本研究ではアドボケイト団体と児童相談所のアドボケイト担当職員との信頼関係やアドボケイト担当職員と児童相談所職員との連携という「システムへの影響」が土台となり、組織・子ども・職員にとって良い循環が生まれていたことが明らかになった。特にアドボケイトという第三者が児童相談所に定期的に訪問したらどうなるのか職員は不安に感じていたが、アドボケイト担当職員が仲介したことで円滑な運用につながっていた。そのうえで、職員にとっ

ては、多様な人の手を借りられることや子どもたちがわかっていなかった部分を理解できる等の実践の振り返りにつながっていた。

子どもたちが話すようになったことや、たとえば結果がうまくいかなくともプロセスを開示することによって納得感を得られたことが語られた。その結果、子どもの良い表情につながったという。また導入によって、ルールが改善したこともあった。このような結果から、一時保護所退所後も助けを求めようと思ってくれるのではないかという期待もあった。

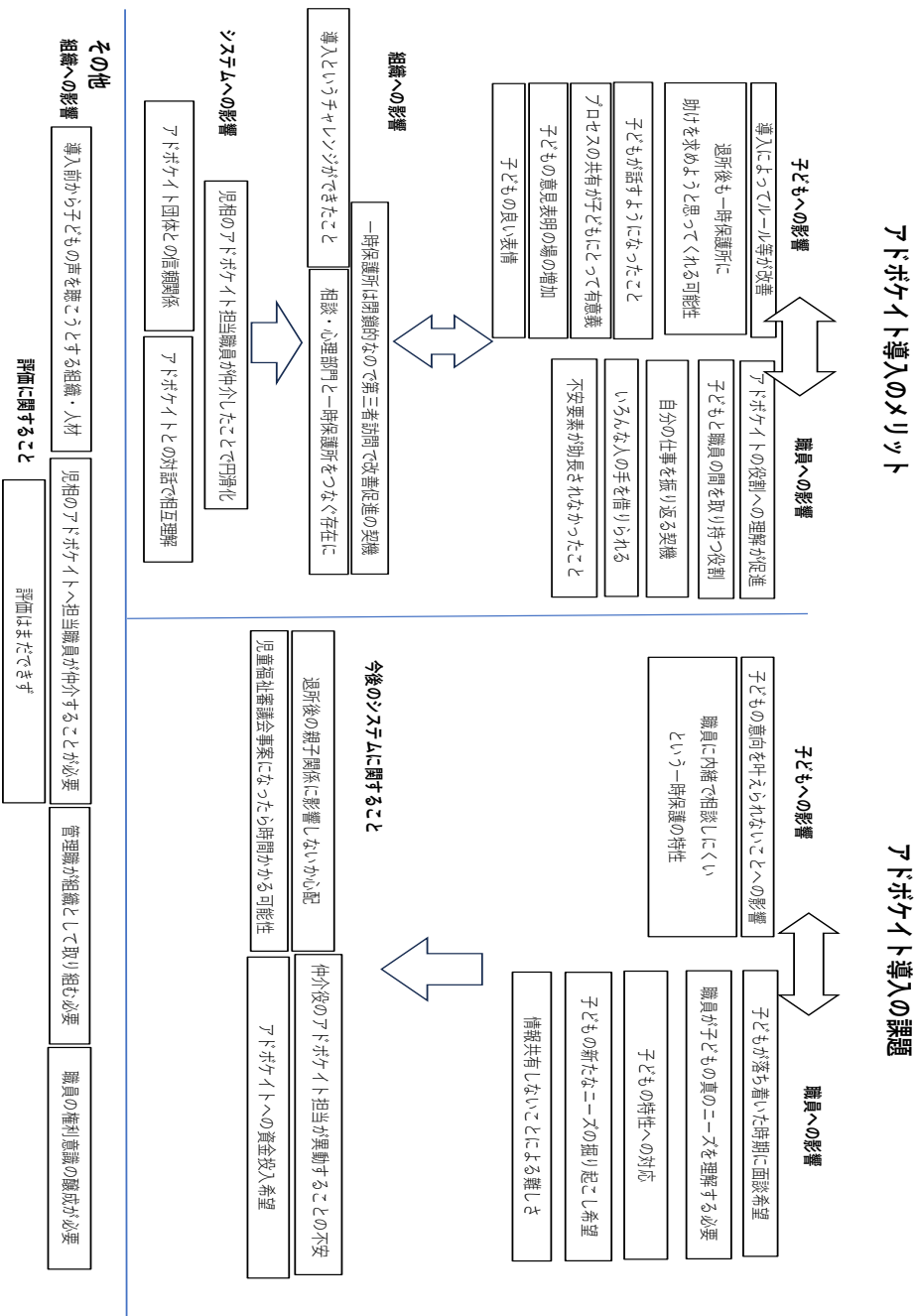
一方で、課題として、子どもの「特性」によっては情報共有が必要だったのではないかという意見等、職員とアドボケイトの対話の機会が求められていた。今回の調査では児童相談所内のアドボケイト担当の役割が職員たちから頼りにされていた。だからこそ、その方が異動になったら不安だという声があった。

肯定的でも課題でもない「その他」として、そもそも導入前から子どもの声を聴こうとする組織であることや職員全体の権利意識の醸成・管理職が組織として取り組む必要性など、「組織づくり」に対する意見が散見された。本調査では、職員個人への影響というよりも組織やシステムへの影響や体制づくりについて力点を置いて話されていた。

施設訪問アドボカシーに対する児童養護施設や障害児施設の職員評価と比較検討すると、類似しているところも多かった。たとえば、「外部の目」という表現(鳥海 2022:14) や子どもへの肯定的な変化、職員が多忙で個別の声を聴くことが後まわしになってしまうことの反省や気づきという点も同様である(栄留 2020; 鳥海 2022)。また子どもから聴いたことについて情報開示を希望する意見も同じである(栄留 2020)。

今回、一時保護所という特性を踏まえた対応も必要であることが明らかになった。すなわち、一時保護所は閉鎖性が高いからこそ第三者訪問の意義があることや、一時保護所で子どもの声が聴かれたことで子どもが【退所後も一時保護所に助けを求めようと思ってくれる可能性】があることが語られた。「子ども」の声を中心に方針を考えることになるため、【相談・心理部門と一時保護所をつなぐ存在】としてアドボケイトは肯定的に受け止められていた。児童相談所内に一時保護所が併設されていないことも

図 1 結果図



あるが、相談・心理部門と一時保護は密接な関係がある。その両者の方針の違いをつなぎ、子ども中心の支援に変容させていく役割という新たな肯定的評価が見出された。

さらに、児童相談所とアドボケイト団体をつなぐ役割として、児童相談所のアドボケイト担当の存在が高く評価されていた。この職員は相談・心理部門のスーパーバイザーでもある。子ども側・職員側の双方の気持ちを受け止め、それぞれの特性に合った対応を助言していた。加えて、月1回アドボケイト団体と一部職員での話し合いにより役割理解の促進につながっていた。このような児童相談所側の体制の重要性が示唆された。

子どもの意見表明権に対する啓発やアドボケイトと職員が情報共有しないことへの理解については、今後の研修が重要となってくるだろう。「子どもからのみ情報を得る理由」は子どもアドボカシーの6原則の「子ども主導」を貫くためである。このことについての理解や子どもの意見表明への十分な理解が必要である。

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」では、「(児童の権利擁護) 9条(2)」に、「一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向(法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。)を尊重した支援を行わなければならない。」とある。また、17条(2)には、「都道府県知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。」とある。したがって、意見・意向を尊重するための研修が確保される必要がある。この基準を踏まえて、改訂されている一時保護ガイドライン(こども家庭庁 2024a:36)には、職員の資質向上には正規の職員だけでなく、臨時職員も含めた権利擁護の研修の機会の確保についても記載されている。全職員に対する研修の機会を通じて、意見表明権や意見表明等支援事業について理解を深めることが必要であろう。

但し、運営基準には、意見聴取等措置については書かれていても、意見表明等支援事業の理解については明記されていない。今後運営基準への掲載が必

要だと考える。

現時点では、意見表明の実施に係ることであるため、意見表明等支援事業を導入している自治体は意見表明等支援事業の研修を行う必要があると解釈し、全職員に実施する必要がある。その際に、アドボケイトと児童相談所職員との視点の違いについて、一時保護所職員になじみのある伝え方が必要である。

茂木(2023:70)は、一時保護所に関係するチーム図を作成している。一時保護された子どもを真ん中に、身近な生活の中にいる一時保護の各種スタッフ、周囲に児童相談所の児童福祉司等、さらにその外側に地域社会の中にいる子どもを支えるさまざまな人々、の三層構造の図を示している。その三層構造の中の一つとして、茂木は「アドボケイト」を位置付けている。そして、各機関の役割と限界を知ることが必要だと述べている。

木ノ内(2023:225-226)はアドボケイトと一時保護職員との役割の違いを次のように述べている。

子どもの衣食住を保障し、安全な生活を通して、子どもの権利擁護を実践しているのは一時保護職員である。それを「線」とすれば、アドボケイト活動は「点」である。線の上に子どもの安全・安心は保障される。その中に「点」として子どもが意見を表明する。その「点」にアドボケイトが光を当てることで、よりきめ細かい子どもの権利擁護活動となる。

このように、アドボケイトの役割に加えて、一時保護所や児童相談所の全体像からみる視点の違いを明示することが、職員にとって理解しやすいのではないかと考える。

本研究では、アドボケイトに対する児童相談所職員への影響について考えてきた。これまで述べてきたように、アドボケイトの導入は子ども中心の支援になっていくメリットを職員は感じている。他方で、それを支えるために職員や組織の対応が必要になってくるといふ点が課題として捉えている。その背景には、研修等の啓発的な側面だけではなく、かねてから指摘されているように児童相談所の職員体制の課題もある。児童虐待の通告件数の増加等の負担増

に併せて児童相談所職員の人数は増えているが、勤務年数3年未満の児童福祉司が46%、勤務年数3年未満の児童心理司が43%と経験年数が浅い人たちが中心になっていることが多い(こども家庭庁2024b:1512)。一時保護所も、児童指導員・保育士については、経験年数が1年以上3年未満の職員が多く配置されている(PwCコンサルティング2022: ii)。さらに現行の職員体制については、8割の一時保護所が「不足している」と感じている。また一時保護所職員の日中の身体的・精神的負担を感じる業務については、「生活指導(トラブルへの対応)」の回答が最も多かった。弦間・仲(2022)の調査によれば、児童相談所配属初期には戸惑いも多いが、職場に相談していいのかわからず援助を要請することが難しい傾向があることを明らかにしている。

このような状況からも、経験を積んだアドボケイト担当の児童相談所職員が職員とアドボケイトの間の調整役になるのは全国的にも参考になるだろう。その場合に、どのような人物がアドボケイト担当になるのかという点が鍵を握ることになる。児童相談所での経験が長いだけでなく、今回の調査では①アドボケイト役割を十分に理解していること②子どもの権利に精通していること③子どもの気持ちや職員の気持ちを受容でき、信頼されていること④アドボケイト団体とも円滑なコミュニケーションをとれること等の条件があった。

本研究の限界について3点述べる。第1に、当初アドボケイトを導入している児童相談所が数少なかったために1つの児童相談所を対象とした。一時保護所におけるアドボケイトの活動形態には様々なものが出現している。今回のように定期訪問する団体や生活の場に入らずに相談したい子どもが相談する形、相談があったら訪問する形などである。今後、今回の調査をもとに、定期的な訪問以外の方法を行っている児童相談所等、複数の児童相談所での調査を行っていくことが求められる。

第2に、一時保護所職員については、課長とケアを担う現場職員のみインタビューを行っている。今後ケアを担う職員に複数人聴くことで、相談・心理部門の職員との考え方の違いを明らかにする必要がある。

第3に、今回は児童相談所内の職員の中からアド

ボケイト担当(アドボケイト団体と子ども・職員を仲介)を置くことで事業が円滑に実施されていた。したがって、アドボケイト担当を児童相談所内に配置しないことによってかなり差が生じてくる可能性があることが示唆された。他の自治体の例も参考に仲介方法について明らかにする必要がある。

謝辞

インタビューにご協力くださった児童相談所職員のみなさまのご協力に深くお礼申し上げます。本研究はJSPS 科研費研究課題番号20K13725及び20H01609の成果の一部である。

文献

安部計彦(2023)「一時保護ガイドラインの方向性と課題」、和田一郎/鈴木勲(2023)『児童相談所一時保護所の子どもと支援ガイドライン・第三者評価・権利擁護など多様な視点から子どもを守る』明石書店,pp39-56.

栄留里美(2020)「児童養護施設における訪問アドボカシー実践の評価研究：子ども・施設職員へのインタビュー調査に基づく考察」『子ども家庭福祉学』20,pp53-66.

栄留里美,鳥海直美,堀正嗣,吉池毅志(2022)『施設訪問アドボカシーの理論と実践——児童養護施設・障害児施設・障害者施設におけるアクションリサーチ』明石書店.

浜田真樹(2022)「子どもの権利擁護と児童相談所」川松亮,久保樹里他編著『日本の児童相談所——子ども家庭支援の現在・過去・未来』明石書店,pp19-23.

木野内由美子(2023)「自治体の新たな取り組み—江戸川区のアドボカシー」,和田一郎/鈴木勲『児童相談所一時保護所の子どもと支援ガイドライン・第三者評価・権利擁護など多様な視点から子どもを守る』明石書店,pp222-226.

弦間亮・仲真紀子(2022)「児童相談所の児童福祉司はどのように職場に援助を求めているか—TEA(複線径路・等至性アプローチ)による分析」『対人援助学研究』,12pp130-142.

こども家庭庁(2024a)「一時保護ガイドライン」改訂版(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7f8e548-4e9c-

46b9-aa56-3534df4fb315/269d05ab/20240401_policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_36.pdf,2024.9.28)

こども家庭庁 (2024b) 令和6年度 全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料

(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0f4a703f-3401-41d8-a066-f6359f892b8d/c82fa3db/20240911_councils_jisou-kaigi_r06_23.pdf,2024.12.08) .

PwC コンサルティング合同会社 (2022) 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童相談所における児童福祉司等の勤務実態等についての調査研究 事業報告書 (<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/track-record/assets/pdf/r3cc-report-21.pdf>,2024.12.08)

厚生労働省 (2023) 「令和3年度 福祉行政報告例」 「第15表 児童相談所における所内一時保護児童の受付件数及び対応件数」, (https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040002398,2024,05,05)

毎日新聞 (2024) 「支援員配置 自治体8割」5月30日,朝刊一面

茂木健司 (2023) 「子どもにとっての環境とは」, 和田一郎 / 鈴木勲 『児童相談所一時保護所の子どもと支援ガイドライン・第三者評価・権利擁護など多様な視点から子どもを守る』 明石書店, pp60-84.

村社卓 (2012) 「チームマネジメントの未活用要因および活用条件: ケアマネジメント実践におけるチームマネジメント概念の検討」 『社会福祉学』 53(2)19,p17-31.

佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法—原理・方法・実践』 新曜社.

鳥海直美 (2022) 「障害児施設における施設訪問アドボカシー」 柴留里美, 鳥海直美, 堀正嗣, 吉池毅志 『施設訪問アドボカシーの理論と実践——児童養護施設・障害児施設・障害者施設におけるアクションリサーチ』 明石書店, pp145-154.

The Impact of Introducing Independent Advocates to Children Social Care

- Insights from Interviews with Staff at Center A

Satomi Eidome (Seinan Gakuin University)

In Japan, the introduction of the “View Expression and Related Support Program” (Independent Advocates) became an encouraged obligation in April 2024 following a revision of the Child Welfare Act. However, the changes, benefits, and challenges brought about by this introduction remain unclear. This study interviewed seven staff members from a Children’s Social Care service that had already implemented an independent advocacy mechanism in a temporary care center prior to the law’s enforcement. Staff reported positive impacts for children, including increased opportunities to express their views and improvements in institutional rules. They also noted that the involvement of advocates brought constructive external perspectives, encouraged staff reflection, and helped shift the organization toward becoming a child voice-centered institution— particularly in cases where policies differed between the temporary shelter and the social work and therapy department. On the other hand, challenges included difficulties in understanding the role of the advocate. The findings suggest the need to appoint an intermediary person between advocates and staff within Children’s Social Care, to establish structures that promote dialogue with advocates, and to provide training on independent advocacy and children’s rights.

Keywords : Temporary shelter, Children Social Care, View Expression and Related Support Program, Independent Advocates, The Impact

アドボケイトに聴いてほしかった声

熊本学園大学大学院 修士課程1年

橋口 侑果

思いが伝わらない幼少期

私は、脳性麻痺という障害を持って生まれた。物心がついた時には療育に通い、リハビリでおとなに褒められようと頑張っていた。リハビリを頑張れば障害が治り、おとなたちが私の存在を認めてくれると思っていた。実際にできないことができるようになった時はたくさん褒めてもらえた。そのため、「今の動かない自分はいらない」と自己否定に走り、おとなを信じていることができなかった。そのような恐怖から当時は、何かあるたびにすぐに泣いていた。言葉も知らなかったため感情を上手く伝えられず泣くことしかできなかった。両親や祖父母は私の気持ちを理解しようと必死だった。感情や思い、考えがあったにもかかわらず、5歳の時に「知能は2歳児」と通院先の専門職から言われてしまった。

4歳になる頃、地域の保育園に入った。保育園はインクルーシブ保育¹⁾ではなく統合保育²⁾であった。園の先生たちも私の声を無視して、できないことが多い私に腹を立てていた記憶が残っている。頑張っただけで自分の思いを伝えても「自分でできないのにわがまま」と捉えられ私の声に耳を傾けてもらえなかった。運のいいことに友人に恵まれ、口数の少ない私の反応を見ながら手助けをしてくれた。

思いを受け止めてくれる学校は私の居場所

小学校は友人が上げてくれた声のおかげで地域の学校に入学することができた。小・中学校では支援員の先生をつけてもらい普通学級で過ごした。支援員の先生からは、「友達になろう」と言われ、友人のような関係になった。そのようなこともあり、学校全体が私にとってのアドボケイトだった。クラスメイトは事あるごとに私の気持ちを確認してくれた。

1年生の時は、給食の前まで泣いたりもしていたが、友人は私の気持ちにすぐに目を向けてくれた。「仲間だから」という理由だけで一緒に参加する方法を懸命に考えてくれた。いつしか「障害があるから」と口にするとうるはれられるほど対等な関係になった。そして、支援員の先生は学校生活における小さな不安と向き合い、学校に伝えることも伝えてくれた。普段はトイレ・食事介助がメインでそれ以外の時は他の仕事に取り組んでいた。そのような中、私が昼休みに「外で歩きたい」と言えば必ず駆け付けてくれるなど、自分の意思を尊重してくれる先生であった。

学校もすぐに要望を受け入れてくれた。自分の声が聴かれていることで自分の居場所をしっかりと見つけられた。さらには、将来の夢を肯定してくれる先生にも出会うことができた。障害を理由に夢を語るができなくなっていた私にとっては大きな出来事だった。

消されて、分からなくなった自分の声

中学校も小学校とあまり変わらない構造の中で学校生活を送れた。しかし、高校の進路選択はうまくいかなかった。中学3年の春、私が希望する高校に入れるようにと支援チームが立ち上がった。様々な高校の紹介や高校側へのアプローチ、入試当日の配慮事項の確認などが行われていた。対応してもらい安心してきっていたが、夏休み明けに説明もなく「支援学校がいいと思うよ」と言われ、いきなり支援が打ち切られた。可能性を信じてもらえなかったこ

1) どの子も受け入れて排斥しない保育 (小山他, 2023)

2) 健常児集団を中心とした保育プログラムで実施されるクラス活動に障がい児が参加を求められる保育形態 (小山他, 2023)

と説明もなく支援が打ち切られたことで、未来が見えず、自己否定に走り、おとなを信じられなくなった。支援学校に行くことになった私は周りに知られたくなくて地元の友人と縁を切るように卒業した。

その後、気持ちを切り替えて入学した特別支援学校は耐えられないほどの学校環境だった。先生たちは私の声に耳を傾けることはなく、両親の声ばかりに気にしていた。これまで自分の声を伝えることを重視してくれていた環境とは真逆だった。そして、高校に入ってからすぐの進路希望調査で『大学進学』と伝えると、学校全体から反対の意見をいただいた。「障害者らしく生活した方が身のためだよ」とも言われたこともあった。

大学進学が可能なカリキュラムのある支援学校が家から3時間かかる場所にしかなかったので、支援学校の寄宿舎に入っていた。家には帰れず、外部との接触はまったくなく、完全に隔離された環境であった。何かあるたびにすぐに情報が共有されてしまうので学校にも寄宿舎にも安心して相談できる先生はいなくて、毎日泣いて過ごした。そのような時に、支援学校に小学部から在籍している友人に「私たちの声なんて聴いてもらえないのが普通だよ」と言われた。

周囲の友人の進路相談は保護者と先生のみで行われて勝手に自分の将来を決められていた。それに不満を持ち続けていた私を見て母が進路相談の前になると「進路どうしたいの？代わりにそのまま伝えておくから」と確認の連絡をくれていた。しかし、両親から学校に大学進学希望を伝えてもらってもなかなか受け入れてもらえなかった。

そのようなときに中学時代に通っていた地元の塾の先生が気にかけてくれ、学習面のサポート、大学の情報提供、願書の出し方などを一から教えてくれた。このように物事が進むにつれ、学校側を味方につけ無事に合格できた。だが、周囲の友人の声を聴いてもらえない進路選択を目にすると素直に喜ばず、嬉しさをどう表現すればいいのか分からなかった。

その他にも当時を振り返ると進路相談の他にも学校の先生以外の味方になってくれる誰かに話を聞いてほしいことがたくさんあった。自分の置かれている状況を受け入れられない時、能力面で可能性を決めつけられ挑戦の機会を奪われた時、他の生徒と能力を比べられ信じてもらえなかった時、先生が発している生徒への人格否定など、それらを耳にする度に泣いて逃げ場を探して怯えていた。

あの頃の悔しさから見えてきたもの

これらの経験から特に進路選択・決定の場と特別支援学校の中にアドボケイトにいてほしいと心から思う。もし、あの進路選択の場にいたら、結果が変わっていたのかもしれない。結果が同じでも、気持ちをすぐに整理できていたのかもしれない。特別支援学校にいてくれたら、先生たちの顔を伺うことなく自分の感情と素直に向き合っていた。自分の権利にもっと早い段階から気づけていたと思う。

大学進学後は夢だった社会福祉士を目指しながら『当事者の声の大切さ』を学んだ。「子どもの権利条約では（中略）子どもの意見表明権を含む参加権を求めています。（中略）障害児が障害のない他の子どもと実質的に全く平等に生活ができ教育を受けることができることを求めているだけで、障害児の特別な権利を求めているわけではありません」（堀：2020）という言葉から子ども時代の私は、周りと一緒にいられるように周りに訴えようとしてただけで、わがままではなかったのだと気づいた。

学び続けたい学問と出会い、自分の経験と重ね合わせながら子どもアドボカシーの重要性を自覚した今、子どもたちが輝く社会を子どもと一緒に作れるおとなになりたい。

参考文献

小山望編著（2023）『誰もが大切にされるインクルーシブ保育 ― 共生社会に向けた保育の実践―』建帛社。

堀正嗣（2020）『子どもアドボケイト養成講座 ― 子どもの声を聴き権利を守るために』明石書店。

保育園看護師に届く子どもたちの声 (View)

—— 保育の現場のアドボカシー ——

保育園看護師/子どもアドボカシー学会実践講座修了

小曾根 秀実

精神科病院における患者様の声 (View) とジレンマ

私は今、認可保育園の看護師(助産師)として働いている。その前は精神科看護師をしていた。私が子どもアドボカシーを学び実践したいと思ったのは、精神科病院で出会った長期入院患者様たちの声 (View) がひとつ影響している。「私、ずっとお母さんを待っているの。お母さんが私を迎えにきてくれるから。ここでずっと待っているの」という言葉を聴いた時、胸が絞られるような気持ちを抱いた。この方は、青年期に統合失調症(当時は精神分裂病)を発症、医療保護入院が何十年も継続されていた。両親やきょうだいは高齢となり他界したり病気を患ったりするなどを理由に、面会の頻度や外出・外泊の頻度も年々減っていく中で、いつまでもお母さんが迎えにきてくれることを待ち望んでいた。主治医に面談の約束を取る方法を一緒に考えたり、面談の場で隣に同席させていただいたりした。本人と一緒に本人の希望を医師や家族に伝えてきた。けれども、本人のいない場所で予め看護師や医師、精神保健福祉士などの専門家同士ですり合わせる場面もあり、このことは患者様に嘘をついているようでとても嫌だった。看護師の職域の範囲としては医師の指示に従わないわけにはいかない。患者様を100%擁護したい気持ちと、医師の指示や組織のルールに従わなくてはならない状況が私の中で対立していった。

2022年精神保健福祉法の改正により精神科に入院している患者様を訪問する支援が制度化された。精神障害を持つ方々の中には幼少期から虐待を受けて傷ついたままおとなになって入院を余儀なくされている方もおられた。自分の置かれた状況について十分説明がないまま措置入院(または医療保護入院)され、本人の意思に反して家族から引き離され、あまりの長期化に声をあげることもあきらめてしまっていた。子どものうちにそれぞれの子どもの権利が100%守られるためにも、組織から独立したアドボカシーが必要であると思った。

おとな主導に“No”という、子どもたちの声 (View)

保育園看護師として子どもたちの声 (View) を見聴きしていると、小学校に入学する前から子どもの権利を子どもの成長・発達に応じて伝え、自分の気持ちや希望を安心安全なおとなに伝えていい、ということの説明する必要性を実感する。なぜならば、幼い子どもなりにおとなの声をきちんと聴こうとするまなざしを感じるからだ。このことを知ると、赤ちゃんだろうが幼児だろうが、障害があろうが、平等に子どもの権利を伝える機会を用意が必要があると強く思う。

保育の現場で子どもたちと一緒に遊んだり、給食を食べたりなど過ごす時間が重なれば重なるほど、見えてくる声 (View) もある。保護者やクラス担任をしている保育士は、日ごろの子どもの特性を知っている。特に、保護者は子どもの声を代弁しているような表現をする。そうした乳幼児の一番身近な保護者の声も手掛かりにしつつ、子ども本人の声や動き(行動)、目線、表情などを観ていくと、何を求めているのか感覚としてわかる瞬間がある。ほとんどの乳幼児期の子どもたちは「No」という行動を示すことが多い。予めプログラムされた保育

スケジュールに沿うことを要求する保育者に「No」と言っているようだ。私は子どもたちの自然な声（View）と受け止め尊重したい。

保育の現場の遊びには、安全重視や安全配慮の責任から制約が多い印象を受ける。例えば「滑り台は上から下におりてくるんだよ。下から登らないよ。だめだよ」というように「～ダメ」という言葉の多さが耳障りに感じる。子どもたちは滑り台を下から上によじ登って、そして、自分で降りてきたいようである。本人がそれを望むのであれば、安心安全な環境を確保した上で、のびのびと滑り台を下から上に登ればいいと思う。子どもたちは、下から上に登ることにワクワクしている。そこに子ども主導の遊びの楽しさがあると思う。

独立性があるからこそ聴こえやすい、子どもの声（View）

保育園看護師は一人職が多い。独立したアドボケートとは言えないが、すべてのクラスの子どもたちを見守り、寄り添い、病気や怪我の対応をしつつ、子どもの声をじっくりと聴ける機会が多い立ち位置にいると感じている。一見、用務員のおばさんのような、隠れアドボケートのような感覚を抱く。エプロンを身に着け、帽子を被り、首にタオルを巻いて、園庭の掃除や草むしり、害虫がいらないか、昆虫や草花の手入れ、遊具の危険箇所がないか、おもちゃが壊れていないかを点検している。トイレ掃除も何でもやっている。環境整備や安全確認、救急事態があればすぐに駆け付けて救助できるような準備を整えつつ、子どもたちの動きを見つめている。

ふと子どもたちは保育士ではない私を見つけて近づいてくる。遊んでいる時や掃除をしている最中にポロっと看護師の私に本音を打ち明けてくる子どももいる。「夜、ママに怒られちゃった」「ママのこと、大嫌い」「朝ごはん食べてこなかった」「お父さんとお母さんが喧嘩している」「朝、お腹痛かった」「鶏肉がかたくてのみこめなかった」など小声で突然打ち明けてくる。集団の中で過ごしている子どもたちだが、子どもたちなりに1対1で看護師と話をしたい隙を見つけてやってきているように思う。子どもたちはよくおとなを見ているなあ、と思う。もしかしたら、園庭の掃除を一人でしている看護師の姿というのは、子どもたちにとっては「話をじっくりと聴いてくれる絶好のチャンス」と思っているのかもしれない。

私はゴミ袋と箒を持って掃除をしながら、歩み寄ってくれた子どもたちの目線に立ち、声を聴いている。おやっと気になる子ども、ちょっと心配な子どもや、いつもと違って元気がないように見える子どもに「おはよう。なんだか元気がないように見えるけど、何かあったかな」と声をかけながら近づいている。「気にしているよ、いつでも話を聴くよ」という看護師の余白を子どもに示すことで、子どもから声をかけやすくするスペースが生まれる。

子どもアドボケートも保育園看護師も今のところマイノリティな存在だ。マイノリティの立ち位置にいるおとなの存在は、子どもにとって本音を話したくなる存在なのかもしれない。特定のクラスに所属しておらず、誰ともつながっていないように見えるからだろう。何を話しても受け止めてもらえて、どんな話も秘密を守ってくれるおとなと認識されているように思う。保育士の先生や園長先生、保護者に伝えてほしいことを代弁することもあれば、自分で自分の気持ちを伝えられるようにどうしたらいいか一緒に考えることもある。ジレンマがゼロではないが、今の私は子どもの本音が聴こえやすく、じっくりと子どもの声を聴いてどうしたらいいかを考えながら子どもとともに過ごす時間が許されている。そのことに感謝する毎日である。

自立援助ホームでの成長と自己実現への一歩

一般社団法人たすけあい

小林 努

はじめに

自立援助ホームでは、若者たちが新たなスタートを切り、自分らしい未来を築くために努力しています。自立援助ホームでは、若者が困難を乗り越え、自分の人生を主体的に切り開いていけるよう、温かいサポートと適切な環境を提供しています。今回はAさんの事例を通じて、自立援助ホームでの支援の様子とその効果について考えてみたいと思います。なお、事例の掲載にあたり、Aさんから事前に承諾を得ています。

事例：Aさんの挑戦

Aさんは家庭の事情から親元を離れ、自立援助ホームでの生活を始めました。最初の頃、Aさんは自分の気持ちを表現することが苦手で、何かを決める場面でも「どちらでもいいです」と答えることが多くありました。支援者たちは、そんなAさんの様子に気づき、Aさんが少しずつでも自分の意見を伝えられるよう、日常の中で小さな意思決定の機会を意図的に作りました。

たとえば、ある日、夕食のメニューを決める際に、支援者が「今日は何を食べたい？」と尋ねました。Aさんは最初、戸惑いながらも「カレーがいいです」と答えました。その日はAさんのリクエストに応じてカレーが作られましたが、Aさんにとっては自分の意見が尊重されたという小さな成功体験でした。

その後も、日常生活の中で、Aさんが自分の意見を表現し、それが実際に反映される経験が増えていきました。Aさんは次第に自分の気持ちを言葉にすることに慣れ、ホームでの生活に対しても積極的に関わるようになっていきました。

トラウマインフォームドケア（TIC）の導入

Aさんは幼少期に家庭での経験から心に深い傷を負っていました。TICのアプローチを取り入れることで、支援者たちはAさんの過去を理解し、その影響を考慮しながら接するようになりました。

たとえば、Aさんが突然不安定になったとき、支援者はすぐに「何があったの？」と問い詰めるのではなく、まずはAさんが安心できる環境を作りました。そして、Aさんが自分のペースで話せるように待ち、ゆっくりと心を開けるように促しました。

こうした対応のおかげで、Aさんは次第に心の中にある不安や恐れを少しずつ表現できるようになりました。そして、Aさんは自分が過去に受けた影響を理解し、それを乗り越える方法を見つける力をつけていきました。

失敗からの学びと自己肯定感の向上

Aさんは生活を通じて、多くの挑戦と失敗を経験しました。ある日、Aさんは初めての就職面接に臨みましたが、緊張のあまり自分の強みや志望動機をうまく伝えることができません

でした。その後、不採用の連絡を受けたとき、Aさんは落ち込み、支援者から叱られるのではないかと考えていました。しかし、支援者たちは「履歴書を提出して、面接までいけたね。次につながるね」と温かく励まし、面接での改善点を助言しました。

この経験を通じて、Aさんは失敗を恐れずに新しいことに挑戦する勇気を持つようになりました。自己肯定感も少しずつ高まり、自分に自信を持ち始めました。そして、Aさんは積極的な姿勢を見せるようになり、自立に向けてたくさんのごことに挑戦していくようになりました。

フォーマルアドボカシーの重要性

フォーマルアドボカシー（施設職員等によるアドボカシー）は、支援者である職員の重要な責務です。もちろん、若者たちが第三者に対して話しやすいこともあります。一番近くで日常的に接している支援者だからこそ、気づきやすい思いや状況があります。だからこそ、支援者にフォーマルアドボカシーの役割を果たすことが求められます。

私たち自身も、身近な人だからこそ話せることと、第三者だからこそ話せることがあるかと思えます。同様に、若者たちが支援者に対して心を開きやすい場面も多いのです。Aさんが新しい挑戦をする際にも、支援者がAさんの思いを理解し、地域や就職先に対してAさんの強みや前向きな姿勢を代弁しました。日々接している支援者によるフォーマルアドボカシーが、Aさんの成長にとって大きな支えとなったのです。

結びに

Aさんの事例は、支援がどれほど大きな影響を与えるかを示しています。日常生活の中の小さな意思決定の積み重ねや、支援者の温かいサポートが、若者たちの成長を支えています。若者たちが自分自身を理解し、失敗から学び、未来に向かって自信を持って歩んでいく姿は、私たちにとっても希望の光です。

自立援助ホームでは、このような取り組みを通じて、若者たちが社会で自立し、自分らしい人生を築くための確かな基盤を提供しています。Aさんのように、一つひとつの経験を通じて成長し続ける若者たちの姿は、支援者にとっても大きな喜びであり、励みとなるものです。

子どもアドボケイトにおける 独立性の阻害要因に関する一考察

— ソーシャルワーカーにおけるジレンマの構造の援用から —

片山 祥子 (熊本学園大学大学院)

1. 研究の背景と目的

子どもアドボカシーの実践と研究では、6原則(堀 2020: 53-74)の重要性が示されており、そのうちのひとつが独立性である。堀(2021: 20)は、子どもアドボカシーにおける独立性についてアドボケイトが「当事者に関する意思決定を行う機関(裁判所、福祉事務所、児童相談所等)や福祉・教育・医療などの提供機関と利害関係を持たない」ことだと述べている。子どもがおとな同士の協力関係や繋がっている空気感を感じることで素直な声を出せなくなってしまう場合がある(川上 2021)ことから、アドボカシー実践における独立性の意義は大きい。

イングランド保健省が定める「子どもアドボカシーサービス提供のための全国基準」では「アドボケイトが自分だけのために行動し、潜在的なまたは目に見える利害対立や圧力にさらされていないと子どもが確信している場合にだけ、アドボカシーは利用されまた可能になるのである」(Department of Health = 2024: 144)として、基準6に「アドボカシーは子どものためだけに活動する」と明確に記されている。さらに、この基準6を満たすための方法として「アドボケイトは独立して行動し、また独立して行動していると周囲から見えるように訓練されている。これは他の専門職との会議に出席する際の行動にも反映されている」(Ibid)ことを示し、アドボケイトの独立した行動を強く定めている。本研究では、上記イングランド保健省が定める全国基準6を踏まえ、「アドボケイトが子ども以外の他者や組織の利益を考慮しない状態」を独立性と定義する。

日本においても、2023年にこども家庭庁が策定した「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」のなかで、「意見表明等支援の実施は児童相談所等と

は別の機関が担うことを基本として、地域の弁護士会推薦の弁護士や福祉専門職団体などの児童福祉に関わる職能団体、NPO法人、社会的養護の当事者団体など適切な機関に都道府県等が委託する、あるいは補助をするなどの方法を採用すべきである」と独立性を担保する方法を提示し、その実施を目指している。実際、意見表明等支援員派遣の委託先の現状として24自治体が民間団体に、14自治体が社会福祉士や弁護士などの個人に委託していることが毎日新聞の調査から明らかとなっている(毎日新聞 2024.5.30 朝刊)。

しかし、アドボケイトが福祉・医療・教育といった関係機関、例えば児童相談所や社会的養護施設等と利害関係がない者であるということのみで、イングランド保健省の全国基準6にある「アドボカシーは子どものためだけに活動する」ということが堅持できるのであろうか。このような問題意識から、アドボケイトが当事者(子ども)以外の誰かの利益や何かの都合で働かざるを得なくなる可能性を独立性の阻害と捉え、その要因を構造的に解明するとともに、アドボケイトが独立性を堅持し続けるための課題を提示することを本研究の目的とする。

2. 研究の方法

筆者は、2022~23年にかけて自らの経験を分析するオートエスノグラフィーを行い、その内容に基づいて施設に所属するソーシャルワーカー4名を対象にインタビュー調査を実施した。そこで明らかにしたものが本研究の準拠枠とする施設に所属するソーシャルワーカーのジレンマの構造である(片山 2024)。本研究では、まずソーシャルワーカーのジレンマ構造の解明を目的に行ったオートエスノグラ

フィー及びインタビュー調査を分析した結果を説明し、それらを援用して独立アドボケートにおける独立性の阻害要因を考察する。

まず、特別養護老人ホームに勤務するソーシャルワーカーのジレンマ構造の解明を目的に行ったオートエスノグラフィー及びインタビュー調査の概要を表1に示す。

3. 施設に所属するソーシャルワーカーのジレンマ構造

施設に所属するソーシャルワーカーのジレンマをオートエスノグラフィー及びインタビュー調査の結果から分析し、フォーマルアドボカシー実践上の障壁として、個人的要因、組織的要因、制度・社会的要因を抽出した。そして、それら3つの要因によってソーシャルワーカーが施設の都合で働かざるを得ない職員となっていることが明らかとなった(片山2024)。

図1に本研究の準拠枠としたソーシャルワーカーのジレンマの構造図(片山2024)を示す。本構造図は、上述した2つの研究方法に基づいてソーシャル

ワーカーに起こるジレンマの個人的要因、組織的要因、制度・社会的要因を示し、その関係性を示したものである。結果及び分析、考察の詳細は「特別養護老人ホームにおけるソーシャルワーカーが抱えるジレンマの構造——経営の視点をもたらすソーシャルワーク実践への影響から」(片山2024)を参照されたいが、図1に示す3つの要因についての概要を以下に説明する。

ソーシャルワーカーのジレンマ構造における個人的要因(図1左上部)は、筆者のオートエスノグラフィーを分析したものである。ジレンマの個人的要因には既に決められた施設の方針やルールが自らに内面化し、当たり前となっている状態が中心にある。ルールが内面化する背景には、施設の監視や統制に基づくルールからの逸脱への不安や恐怖という感情があり、ルールからの逸脱に恐怖や不安を感じるようになる、そのような感情から逃れるために、ルールを自らに内面化してしまうという状態である。

組織的要因(図1右上部)は、オートエスノグラフィーとそれに基づく4名のソーシャルワーカーへのインタビュー調査から明らかにしたものである。施設に所属するソーシャルワーカーは施設職員とし

表1. ソーシャルワーカーのジレンマ構造の解明における研究方法の概要

	オートエスノグラフィー	インタビュー調査
目的	主観的、個人的経験を文脈化し分析することで、筆者自らのジレンマ経験がどのような構造となっていたのか、その理論化を目的とする。	筆者と筆者以外のソーシャルワーカーのジレンマを共有し関係性の文脈でそれぞれの物語を語ることを通してその状況や背景を意味づけていく(Adamsら=2022)。
対象	特別養護老人ホームにおけるソーシャルワーカーとしての筆者の経験	特別養護老人ホームに所属しているソーシャルワーカー4名
実践方法	ナラティブ・エスノグラフィー(Tedlock=2006)。「回想的なフィールドノーツ」を研究参加者へ発表し、コメントや別の解釈等を付け加えてもらうことで研究としての信頼性を高める(Ellisら=2006)。	オートエスノグラフィーに依拠した相互行爲的(相互作用的)インタビュー(Ellisら=2006, Adamsら=2022)。
分析方法	研究参加者のコメントを通して回想的なフィールドノーツの考察として筆者の思考や感情を社会的な視点から分析する(Ellisら=2006)。	Adamsら(=2022)及び、現象学の態度を援用した村上(2023)の「経験の内側に視点を取る思考法」(村上2023:135)を参考に行う。
倫理的配慮	登場する人物や出来事に関する情報を開示することは、他者に害を与える可能性があることを自覚し、登場人物や出来事などについて名前、年齢、特定可能な特徴を伏せて論文を公表する(Adamsら=2022)。	インタビュー調査実施前に研究協力者へ調査の概要(調査の目的、方法など)を文書及び口頭にて説明し、調査への同意を得た。なお、本調査は熊本学園大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会の承認(2023年6月13日)を得て実施した。

されている（金谷 2018）。このような法律や制度に基づいて役割を果たさなければならないソーシャルワーカーは徹底して当事者へ寄り添い、味方になってアドボカシーを実践することに限界がある。

一方で、アドボケイトは施設に所属するソーシャルワーカーが持つアドボカシーの限界性や上記で触れた施設経営と当事者の思いの狭間で生じるジレンマからはある程度逃れられる余地がある立ち位置にあることが考えられる。独立アドボケイトは制度上、独立性が目指され担保されつつあるからである。これを前提としながら、それでもなお、独立性が阻害される可能性があることについて次節より、子どもアドボケイトの独立性を阻害する 1) 制度・社会的要因、2) 所属組織的要因、3) アドボケイトの個人的要因の3点について考察する。

1) 制度・社会的要因

既に制度化されている児童福祉法に基づく意見表明等支援事業へは5つの懸念が先行研究により明確化されている（堀 2024：3-9）。そのうちのひとつに、都道府県が事業を行うことができるとして、自治体からの独立性の規定がないことが挙げられている（ibid.）。この点は子どもの権利擁護スタートアップマニュアル（こども家庭庁 2023）の策定により、一定程度の懸念は解消されつつあるものの、独立性のある民間団体への委託や独立性を担保する方法を明示することを義務づけていないために限界があるという状態である。

つまり、制度として徹底された独立性がないために、子どもアドボカシーの6原則に基づいて目指さ

れるアドボケイトの使命や責任と意見表明等支援事業に制定されたアドボケイトの役割とに葛藤や矛盾を生む可能性が考えられるのである。独立性が担保されないアドボケイトが活動を行えば、整備された制度の都合でアドボカシーが事業として展開され、独立性のないアドボケイトは子ども以外の他者や組織の利益を考慮しなければならない状態となってしまう可能性があることを示唆することができる。

2) 所属組織的要因

日本の現状として、子どもアドボケイトは主に2つのルートで権限が与えられる。1つ目は行政・自治体が事業を実施している場合であり、アドボケイト個人（弁護士や社会福祉士等）と行政機関が直接雇用関係を結び、行政機関からの業務命令に基づいて活動を行う仕組みである。2つ目のルートは、行政・自治体が市民団体等に委託している場合であり、行政機関が市民団体等と委託契約を結び、受託団体がアドボケイトを雇用するという仕組みである。前者は、アドボケイト個人と行政機関が雇用関係、つまり互いに利害が発生する状態になることで独立性が阻害されているといえる。後者は受託団体と行政機関に利害関係が発生するため、受託団体が行政との委託契約に基づいた活動を行うことによって独立性が阻害される可能性がある。つまり、どちらも雇用契約や委託契約として利害が生じているため、業務命令に従わなければこれらの関係性が脅かされる可能性があることを指している。このようなことから、雇用や委託に係る契約そのものが独立性を阻害しないことが明確に示されたルートや基準をもって

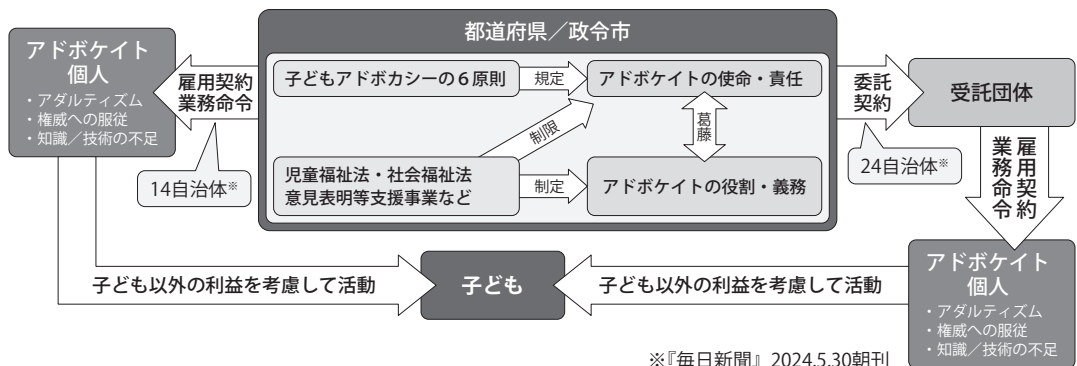


図2. 子どもアドボケイトにおける独立性の阻害要因の構造（筆者作成）

行われていなければ、それぞれの契約による利害関係によって独立性が阻害されてしまう可能性がある。

イングランドではこのような状況に対して、活動の資金提供者から独立性をどのように確保し、それを示すかについて全国基準で規定している（Department of Health = 2024）が、日本ではそのような文書や規定が未だ策定されていない状況である。

また、ここまで述べた制度・社会的要因と所属組織的要因の相互作用によって、アドボケイトが何らかのルールを守らなければならないという状況が発生する可能性も考えられる。アドボケイトは自らが置かれている制度、所属組織、訪問する施設といった他者からの管理、統制、指示がなされることによって、何らかのルールを守らなければならないことで、子どもの意見を聴く際にそれらの都合が頭をよぎることに繋がるのではないかと推察する。アドボカシー活動を行う上で、必ずしもそのような都合から抜け出すことは現実的に困難なことかもしれないが、このような状態にあることをアドボケイト自身が自覚する必要がある。加えて、アドボケイトが所属する組織が統制、監視、管理せず、アドボケイト一人ひとりがエンパワメントされるとともに、おとな同士もアドボカシーし合う組織文化や風土を作っていく必要があるのではないだろうか。

3) アドボケイトの個人的要因

上記に述べた制度・社会的要因と所属組織的要因はアドボケイト個人の周囲を取り巻く外部要因である。最後にアドボケイトの独立性の阻害要因について、アドボケイト個人の内部にある要因について考察したい。

アドボケイト個人の内部要因として、これまでの経験や価値に基づいて内面化されたアダルトリズムや、これまで受けてきた教育、社会経験により形成された権威者への服従とそれに基づき自らを統制する傾向を提示したい。これらのことは施設に所属するソーシャルワーカーと同様に、アドボケイト個人それぞれの内部要因として挙げることができると考える。ソーシャルワーカーのジレンマの構造分析で、他者からの監視システムによって権威者への服従として自らを統制し、自らの使命を全うすることができない状況があることを明らかにした（片山 2024）。アドボケイトにおいても、内面化されたアダルト

リズム等の潜在的な価値観や権威者への服従、そしてそれに基づく自らへの統制によって、子ども以外の誰かの利益や何かの都合を考えてしまう可能性が考えられる。そして、内面化されたアダルトリズムと権威者への服従の心性を変革するためには、独立アドボカシーに関する知識や技術を学ぶ中でリフレクションを重ねる必要があるが、そのような機会の不足が影響して、独立性の阻害に拍車がかかることを推察する。さらには、社会福祉士や臨床心理士といった専門職者がその帽子をかぶったままアドボケイトとして活動することで、専門性や役割による呪縛から逃れることができないことが考えられる。

5. 今後の課題——アドボケイトが独立性を堅持するために

ここまで、アドボケイトの独立性が阻害される要因について、ソーシャルワーカーのジレンマ構造（片山 2024）を援用し、考察を深めてきた。以上を踏まえて、本論の最後にアドボケイトが独立性を堅持するための課題を「①第三者による委託の必要性・②アドボカシー活動を担う組織の民主的な運営の推進・③アドボケイト一人ひとりの専門性の向上」の3点に渡って考察する。

まず、「①第三者による委託の必要性」を指摘する。既存の制度とアドボケイトの独立性に関する考察に基づいて、外部委託契約に関する法律や制度の改革を提案したい。現在、行政や自治体が直接アドボケイト個人と雇用関係を結ぶ、または市民団体等と委託契約をするという2つのルートがあることを述べてきたが、それらはどちらも雇用や委託に利害関係が発生している。これを解決するためにはまず、行政や自治体が直接アドボケイト個人と雇用関係を結ぶことを辞める必要がある。さらに、行政機関と市民団体等が委託契約をすることについても従来通りの関係性ではなく、行政機関ではない第三者機関が市民団体と契約を結ぶ等の制度改革によって、行政機関である委託先と市民団体等の受託先に利害を発生させない状態を作り出す必要があると考える。加えて、業務受託先である市民団体やNPO法人が営利を追求しないという方針を徹底して堅持することも非常に重要な点である。

次に「②アドボカシー活動を担う組織の民主的な

運営の推進」が求められる。アドボケイトの権限がどこから与えられていて、何に基づいて活動しなければならないのかという点から、アドボケイトの所属組織が独立性を堅持する方針をもち、民主的な運営を行うことを目指していくべきであることを挙げたい。子ども以外の他者や組織の利益を考慮せずに活動していくことはアドボケイト個人が目指すと同時に、アドボカシー活動団体・組織が徹底的に目指していく必要があると考える。これは、アドボカシー文化を団体の中に醸成していく必要性を含んでいる。都道府県等からの委託によって、いくら関係機関から独立しているといえども、受託団体の営利追及、トップダウン型の組織であればアドボケイト個人が独立性を担保し続けることは難しいと考えるからである。組織の民主的な運営からアドボカシー文化を広めていかななくてはならない。

最後に「③アドボケイト一人ひとりの専門性の向上」を挙げたい。独立性を堅持するためには、アドボケイト一人ひとりがアドボカシーの使命や理念に基づく高い専門性を持つことが必要である。アドボケイト一人ひとりが子どもアドボカシーの6原則を始めとする目指すべきアドボカシー活動について専門性を高めていくことで、所属組織の方針や整備された制度が子ども以外の誰かの利益や何かの都合に沿って展開される恐れがあるとき、アドボケイト個人それぞれが子どもの立場に立った意見を持ち、発言していくことができるのではないかと考えるからである。

6. 本研究の限界と展望

本研究は施設に所属するソーシャルワーカーのジレンマ構造を援用し、ソーシャルワーカーに起こる現象を通してアドボケイトの独立性について自覚的になることを目指した創造的な研究であった。そのため、実際に子どもアドボカシー活動の場でどのような独立性の阻害が起きているかを明らかにしたのではない。

今後、実際のアドボカシー活動の場でどのような独立性の阻害が起こっているかを明らかにする必要がある。引き続き、子どもアドボケイトが〈子ども以外の他者や組織の利益を考慮して活動する〉ことに自覚的になり、独立性を堅持するための方法につ

いて探求していきたい。

文献

Department of Health (2002) National Standards for the Provision of Children's Advocacy Services, Department of Health Publications (=2024, 堀正嗣訳「子どもアドボカシーサービス提供のための全国基準」堀正嗣編著『子どもアドボカシーの基本原理』明石書店.)

堀正嗣 (2020) 『子どもアドボケイト養成講座——子どもの声を聴き権利を守るために』明石書店。

堀正嗣 (2021) 「アドボカシーで大切なことは何ですか？」栄留里美・鳥海直美・堀正嗣・吉池毅志『アドボカシーってなに？——施設訪問アドボカシーのはじめかた』解放出版社, 20-21.

堀正嗣 (2024) 『子どもアドボカシーの基本原理』明石書店。

金谷信子 (2018) 「介護保険サービス市場における経営主体別事業者のパフォーマンス——質の相違とクリームスキミングに関する分析」『ノンプロフィット・レビュー』18 (1), 1-13.

片山祥子 (2024) 「特別養護老人ホームにおけるソーシャルワーカーが抱えるジレンマの構造——経営の視点をもたらすソーシャルワーク実践への影響から」熊本学園大学大学院社会福祉学研究科2023年度修士論文 (社会福祉学)。

川上智之 (2021) 「子どもアドボカシーの『独立性』がもたらす意義と課題——児童福祉・教育現場の実践から」『金城学院大学論集 社会科学編』18(1), 41-51.

こども家庭庁 (2023) 「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7f7be548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/8000f947/20240401_policies_jidouguyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_38.pdf, 2024.9.30).

黒田阿紗子・垂水友里香 (2024) 「子どもが声あげるため 支援員配置、自治体広がる 民間、専門、個人 幅広く委託」『毎日新聞』2024.5.30朝刊, 14版, 3面。

新聞記事における 「子どもアドボカシー」の 社会的関心と拡がりに向けた一考察

—KH Coderによる計量テキスト分析—

小西 凌 (三重大学)

1. 研究の背景と目的

2023年4月に施行されたこども基本法では、「子どもの声を聴くこと」という原則を背景に、子どもの声を聴取した上で、代弁者としてその考えや意見を伝える「子どもアドボカシー」が積極的に推進されている。しかし、こども基本法の基本的な考え方となった「子どもの権利条約」の採択は1989年であり、「子どもアドボカシー」の推進に至るまで長い年月が経っている。

さらに、「子どもアドボカシー」という語句としての認知度自体も高いものではない。国内全体の認知度調査は管見の限りないが、坂本ら(2024)の保育科及び専攻科保育専攻に在籍する短期大学生112名を対象にした認知度調査を参照すると、「アドボカシー」、または「子どもアドボカシー」という言葉について聞いたことがないと回答した学生は112人中100人(89.3%)に及び、認知度の低さを象徴している(坂本・松井2024)。

ここにいない(シンポジウムに参加していない)、窓の向こう側にいる大人ってアドボカシーって聞いた時に、何?っていう方が多いですし、説明したらそれで、それは専門家の仕事だよね、困っている人たちのためのものだよって線引きをされてしまうことが多いんじゃないかなと思っています。

*括弧は筆者が追記
第2回子どもアドボカシー学会大会企画シンポジウム参加者からの質問

とあるように、子どもアドボカシー学会大会においても、「子どもアドボカシー」の言葉自体が、「概念がまだまだ知られていない」という課題感は共通認

識といえよう(子どもアドボカシー学会2024)。

「子どもアドボカシー」に対する、浸透または理解の遅れは、権利主体の子どもだけでなく、周囲の大人においても、子どもの権利を守る意識の醸成に繋がりにくいといえる。また、政策決定者や子ども支援実施者の間で、「子どもアドボカシー」に対する認識が低いことで、適切な政策が策定・実施されない可能性があり、社会的に必要な支援サービスの充足に遅れがでる。これらの問題を防ぐためには、「子どもアドボカシー」の重要性を広く認識し、子どもの権利を守るための取り組みを強化することが必要である。教育や啓発活動を通じて、社会全体で子どもの権利と福祉を尊重する文化を築くことが求められる。

本稿は、「子どもアドボカシー」に対する認識とその言葉の拡がり、新聞記事を通じて整理し、今後の認知度向上に向けた効果的なアプローチを考察する。また、「子どもアドボカシー」に関連する制度を構築する上での検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 分析アプローチ

新聞記事は、文字媒体の特性上、時間や場所を超えて、幅広く情報を伝えることができるマスメディアの一つである。さらに、記事自体に多様な人々が関与し、幅広い読者へと関心が広がっていく「多様な社会関係のひとつの結節点」と考えられている(加藤2013)。そのため、価値観や社会的ステレオタイプの長期間にわたる変化を把握する際に、新聞記事の分析が有効であるとされる(樋口2004)。

新聞記事を通じた、語句の概念整理や文脈の変遷を明らかにした研究は多い。井川ほか(2013)の研

究では、「燃え尽き症候群」の用法を新聞記事から検証した。その結果、スポーツ選手に関する記事では燃え尽き症候群が肯定的に捉えられ、福祉専門職に関する記事では否定的に捉えられていたことが明らかになった。ハッ塚（2007）の研究では、「ボランティア」と「NPO」の普及・興隆という現象について、新聞記事を用いている。その結果によると、震災以前、「ボランティア」は高い割合で主語として使用されていたが、阪神大震災後は、その主語としての使用比率が相対的に低下した。一方で、「NPO」は、主語としての使用比率が震災前後を通して一貫して高かった。このことから、「ボランティア」は震災をきっかけに多様性を確立し、生活の中に浸透しつつあると考察された。

本稿で着目する「子どもアドボカシー」の普及に関しても、マスメディアが取材を行なった記事の内

容を捉えることで、社会的関心の拡がりを推察できるだろう。本稿でも、その立場に立ち、特に「子どもアドボカシー」が、どのように認識され、マスメディアによってどのように語られるのかを明らかにする。そのため「子どもアドボカシーとはなにか」を論じることは、別稿に譲るとして、「子どもアドボカシー」における社会的関心は何か、その構造にこそ学術的研究の意義があるという前提で議論することを目指している。

3. 方法

(1) 分析データ

新聞記事データアーカイブ機能を活用し「子どもアドボカシー」をタイトル・文中に含む新聞記事を収集する。その新聞記事を対象にテキストマイニン

表1. 検出記事一覧

NO	日付	タイトル	発行元
1	2024/05/28	[わたしのビタミン] 人生の決断を後押し 川瀬信一さん36	読売新聞
2	2024/01/24	(時々刻々) 子どもの保護と権利、手探り 入所経験者「ルールがいっぱい」一時保護所	朝日新聞
3	2023/12/18	子どもの声に、とことん寄り添う 大分市の放課後等デイサービス	朝日新聞
4	2023/09/09	(フロントランナー)「子どもの声からはじめよう」代表・川瀬信一さん子どもと共に声を上げる	朝日新聞
5	2023/05/07	子どもを守る児相との橋渡し役「アドボケイト」心の声 耳傾けて代弁意思表示をサポート	中日新聞
6	2023/05/06	(ひと) 相澤仁さん 子どもアドボカシーの取り組みを引っ張る大分大学教授	朝日新聞
7	2023/04/01	こども家庭庁 縦割り打破を 未就園児や虐待「司令塔」期待	読売新聞
8	2023/02/15	「キミのきもちは…？」子どもの声 耳を傾けて	読売新聞
9	2023/01/18	[New門] 子どものSOSを代弁	読売新聞
10	2022/12/07	内堀 外堀 子どもの声	中日新聞
11	2022/11/30	子どもの気持ち代弁=アドボカシー	読売新聞
12	2022/11/04	子どもの意見を代弁アドボカシー考える名駅で市民講座	中日新聞
13	2022/09/21	「子どもアドボカシー」担い手増やせ 「声に寄り添い社会に届ける」実践する講座	朝日新聞
14	2022/09/05	子どもの意見尊重「アドボカシー」広がる 子の気持ち代弁 学校・家庭と交渉	読売新聞
5	2022/07/31	子どもの意見表明支援 来月、大阪で学会設立総会	読売新聞
16	2022/05/06	子どもの声のマイクになる アドボカシー協議会、設立集会	朝日新聞
17	2022/03/28	子供の意見を守る 福岡に全国組織	読売新聞
18	2022/02/17	子どもの代弁者 「アドボケイト」 離婚後 面会交流に導入を	中日新聞
19	2021/11/24	(いちからわかる!) 「子どもアドボカシー」広がっているね	朝日新聞
20	2021/09/25	一時保護の子に弁護士派遣 不安など聞き取り 兵庫県弁護士会 来月から	読売新聞
21	2021/09/23	子どもアドボケイト「何でも聴くよ」 施設など訪問、意見表明を支援	朝日新聞
22	2021/08/27	(ひと) 柴留里美さん 子どもアドボカシーを推進する大分大学講師	朝日新聞
23	2021/01/25	子どもの意見表明 手助け 虐待経験、様々な家庭環境 寄り添い権利守る	読売新聞
24	2020/07/28	子どもに意見表明の場必要アドボカシーNAGOYA 発足で座談会	中日新聞
25	2019/10/29	(ひと) 中村みどりさん 児童養護施設で育ち、「子どもアドボカシー」を牽引する	朝日新聞
26	2019/09/08	(フォーラム) 子どもアドボカシー	朝日新聞
27	2019/04/07	虐待被害 子の代弁者を制度化求め協議会設立へ	中日新聞
28	1999/06/21	カナダに学ぶ子どもの福祉 23、24日にシンポ/大阪国際交流センター	読売新聞

グを行い、「子どもアドボカシー」に関する記事の経年変化、語句の出現回数、さらにその文脈をたどることで「子どもアドボカシー」が、日本社会の中でどのように用いられているか、どのような文脈で語られているのかを明確にする。

その使用するデータベースは、ヨミダス（読売新聞）、聞蔵Ⅱビジュアル（朝日新聞）、中日新聞記事検索サービス（中日新聞）である。読売新聞と朝日新聞は全国紙として社会的関心や言説を広く反映し、中日新聞は中部地方に根差した地域紙として地域視点を補完する意義がある。この組み合わせにより、全国的な視点と地域的な視点を統合し、多角的な分析を可能にした。

これらの記事データベースを活用し、題名と本文に「子どもアドボカシー」の語句が入った全国面朝刊の記事を、調査時点である2024年6月30日までに期間を設定し、記事検索をおこなった。「子どもアドボカシー」「子どもアドボケイト」のような表記揺れは、検索された記事においては、用法に特別な違いもないと判断できたので、集計において区別せず合算した。また、検索上、記事だけでなく、インデックスや予告などにも同語は使用されていたため検出されたが、本稿では概念や文脈を重視するために、分析対象から外した。最後に、すべての記事を一つずつ検討し、重複する記事などを除いた結果、28件の記事が抽出され分析対象となった。分析対象の記事数が28件と限定的である点は今後の課題だが、本研究では量的な規模よりも質的な深掘りを優先した。対象記事を精選することで研究の焦点を明確にし、具体的に実質的な議論を展開することを目指した。

(2) 分析方法

分析方法は、文章データを計量的に分析する方法として提案されているフリーソフトウェア KH Coder による計量テキスト分析である¹⁾。KH Coder で分析するために、データベースから得た記事の情報を office ソフト Microsoft 365 Excel に転記し、素材データを作成した。転記したのは掲載紙名と掲載日と大見出し、記事内容である。そこから、初出と変遷、頻出語、階層的クラスタ分析を行う。KH Coder の特質上、本稿で分析の核となる「子どもアドボカシー」のような新語あるいは専門用語は、テキストマイニングの結果に表れない。そのため、それらを

抽出するために強制抽出語として「子どもアドボカシー」を設定する前処理を行った。その後、出現語の頻度から全体を確認した後、対象データから階層的クラスタを抽出し、その結果から考察を行う。

(3) 研究の倫理的配慮

本研究は、新聞記事の記述内容による分析であり、人を対象とした倫理指針に基づく倫理的配慮を要する研究には該当しない。また、本論文に関連して開示すべき利益相反関係にある企業等はない。

4. 結果と考察

(1) 記事数の変遷

まず、対象となった記事の発行年別を確認し、図1を示した。「子どもアドボカシー」に関する記事数の変化を見ると、1999年には1件にとどまっていたが、2019年以降、再び関連記事が増加していることがわかる。特に2021年から2022年にかけては、記事数が増しており、2022年には9件の記事が掲載された。その後も、2023年に7件、2024年（6月30日時点）に2件の記事が報じられるなど、一定の関心が続いている。この変化は、「子どもアドボカシー」に対する認識の高まりや社会的な注目度の増加を反映していると考えられる。特に2021年からの急増は、関連する問題への関心の高まりや政策的な動きと連動していると考えられる。

「子どもアドボカシー」の語句を、本稿の分析対象となった新聞記事で最初に確認したのは、1999年6月21日の「カナダに学ぶ子どもの福祉 23、24日にシンポ/大阪国際交流センター」（読売新聞）であった。カナダ・オンタリオ州の子ども家庭サービス法をテーマにするシンポジウム開催を紹介しており、特に、子どもが代弁者を通じて意見を述べ、権利擁護を求めるアドボカシー制度が取り上げられ、その取り組みが国連の「子どもの権利条約」にも影響を与えたことが示されている。

次に、再び記事として確認されたのは、20年後の2019年4月7日の「虐待被害 子の代弁者を制度化求め協議会設立へ」（中日新聞）である。本記事は、虐待を受ける子どもの意見を代弁する「アドボケイト制度」の構築を目指し、各地のNPO法人などが連携して、2023年7月に全国協議会を立ち上げる計画

が進められていることを伝える内容であった。

以上のように、「子どもアドボカシー」に関する新聞記事の初出である1999年の記事は、カナダの子ども家庭サービス法の紹介であったように、日本国内では主に海外事例として取り上げられるに留まっております。制度導入の議論は進んでいなかったと推察される。一方、2019年の記事では、日本国内で虐待を受ける子どもの意見を代弁する「アドボケイト制度」の構築を目指し、NPO法人などが連携して全国協議会を立ち上げる計画が進められていることが報じられている。これらの背景には、坂本ら（2024）が指摘するように、子どもアドボカシーが「2018年から2019年にかけて大きく報道され」、その根拠となった「2つの虐待死」²⁾が「アドボカシーへの注目を加速させた」ことがあると推察する。この20年間で、児童虐待の増加や社会的関心の高まりを背景に、海外の先進事例を学びつつ、日本でも具体的な制度導入を求める動きが顕在化してきたといえる。社会問題としての認識が深まり、具体的な行動に結

図1. 「子どもアドボカシー」をタイトル・本文を含む記事の件数【年別】

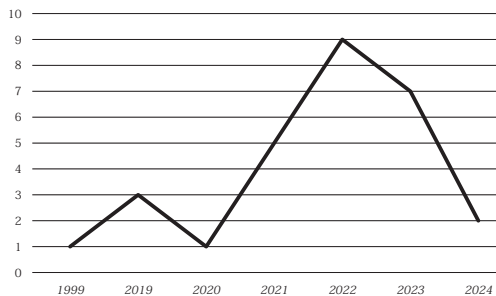


表2. 頻出語（上位20）

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
子ども	432	社会	60
意見	141	アドボケイト	59
声	114	大人	58
児童	93	養護	55
施設	88	自分	54
子どもアドボカシー	80	支援	50
権利	72	聞く	49
保護	72	表明	48
アドボカシー	65	虐待	46
聴く	64	一時	45

びついた点が、この20年間での変化といえるだろう。

また、分析対象期間内で、記事の中で「子どもアドボカシー」を検出した最後の記事となったのは、2024年5月28日「[わたしのビタミン] 人生の決断を後押し 川瀬信一さん36」(読売新聞)であった。この記事は、社会的養護を受けている子どもたちの意見表明を支援する「子どもアドボカシー」の活動について、川瀬信一さんのインタビューを通じて紹介されている。記事では、東京都内の児童相談所を訪れ、親から虐待を受けて一時保護されている子どもたちの希望を聴き、彼らが自分の意見や願いを表明できるよう支援する活動が紹介されている。また、活動の一環として、子どもたちが自分の思いを言葉にできるよう手助けし、職員との信頼関係を築きながら、子どもたちが自己決定できる力を養う重要性が強調されている。

(2) 頻出語

次に分析対象記事全体における、語句の頻出回数を表2で確認した。「子どもアドボカシー」は80件であり、ほか最も多かったのは「子ども」の432回、次に「意見」(141回)「声」(114回)「児童」(93回)「施設」(88回)が、「子どもアドボカシー」より多く頻出した。

「子どもアドボカシー」に関して、コロケーション統計³⁾を用いて、関連が強かった語句を確認してみると、T scoreが基準値2を越えて有意だったのは、「センター」(7.000)「全国」(6.583)「協議」(5.750)「研究」(3.700)「取り組み」(3.517)「法人」(3.333)学会(3.000)「子ども」(2.333)であった。このことから、「子どもアドボカシー」が使用される文脈は、「子どもアドボカシー」が含まれる組織名や事業名称の一部であると推察できる。

次に多かった「意見」(141回)に関して、上記同様にコロケーション統計を用いて、補足的に関連を確認してみると、「表明」(35.950)が最もT scoreが大きくなった。ほか「子ども」(31.250)「聞く」(8.000)、「尊重」(7.750)なども統計的に有意となった。「子どもの意見を聞く」、「子どもの意見を尊重する」という文脈で使用されているのがわかる。

(3) 階層的クラスター分析

次に、階層的クラスター分析を行った⁴⁾。階層的ク

ラスター分析とは、記事内の出現パターンが似通っている語句を、デンドログラム（樹状図）で表示し、それぞれの語句がどのように用いられているのか、四角で括られるグルーピングにより語群の特徴をみる。デンドログラムの左側で縦につながっているほど、出現パターンが似通っていることを示す。そのため、四角で括られたグルーピングの解釈を行い、その語群をテーマとして【 】でまとめる作業を行う。語群の解釈に当たっては、KWICコンコーダンス⁵⁾の機能を用い、それぞれの語がどのように用

いられているのか文脈を探った。なお、出現回数は25回以上の語句に絞り、群は上から第一群～第六群の順とした⁶⁾。その結果得られたデンドログラムを図2に示した。

最上部の第一群は、「話す」「職員」「生活」で構成されている。これらの語句から、施設や支援の場における、人と人とのコミュニケーションの在り方に焦点を当て、職員が利用者の生活を支える内容を示している。そこで、【支援の現場】とグルーピングを行なった。

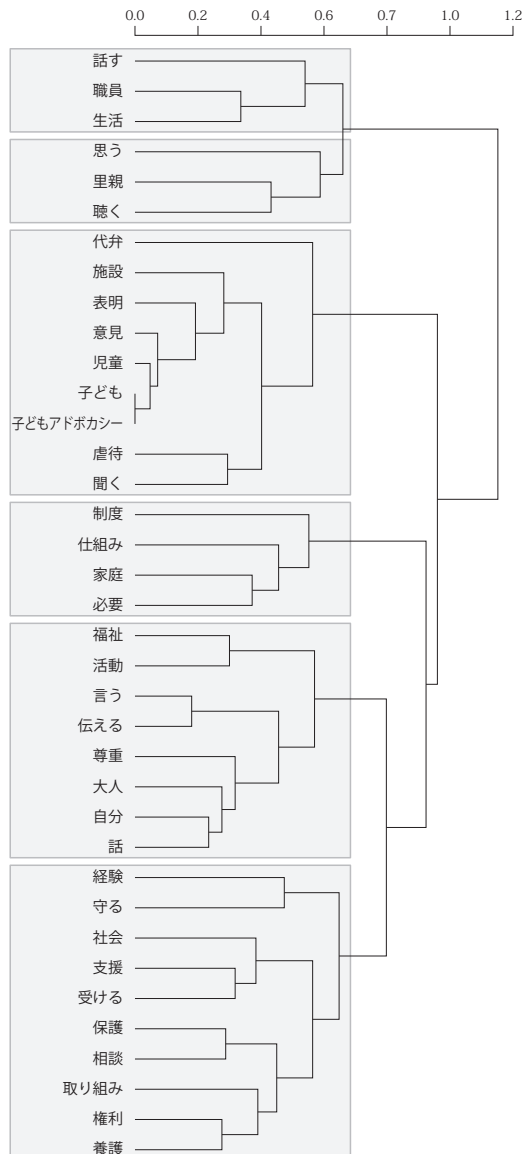
第二群は、「思う」「里親」「聴く」から構成されており、里親という社会的養護の文脈がうかがえる。また、子どもの気持ちを意識的に「聴く」ことで信頼関係を築き、里親制度が安心して生活できる環境を提供することを貢献していることを示す。以上から、【里親制度】とグルーピングする。

第三群は「代弁」「施設」「表明」「意見」「児童」「子ども」「子どもアドボカシー」「虐待」「聞く」で構成され、これらの語句から【虐待防止とアドボカシーの役割】に関する内容であることが推察できる。虐待を受けた子どもや支援が必要な児童を対象にした福祉施設の役割、そして「子どもアドボカシー」の重要性が中心に据えられている。特に、子どもたちが自ら意見を表明し、それを支援者や社会が代弁・尊重するプロセスに焦点を当てている。また、子どもの声を聞き取ることの意義や、そのために必要な制度や文化的な課題についても触れられていた。こうした視点を通じて、子どもの権利を守るための社会的な仕組みづくりの必要性を訴えている内容だと考えられる。

第四群は、「制度」「仕組み」「家庭」「必要」であり、【家庭を支える仕組み】とする。家庭での支援が必要な状況に対する制度的な対応策、家庭支援のためにどのような仕組みが整備されているのか、またその仕組みがどれほど必要かという視点で、現在の制度の課題や改善点を議論する内容だと考えられる。

第五群は、「福祉」「活動」「言う」「伝える」「尊重」「大人」「自分」「話」で構成される。福祉活動においては、支援を受ける人々が自分の意見を伝えることができるような環境作りが重要であり、支援する大人は、その声を尊重する態度が求められており、自己表現を奨励することの必要性が訴えられている。【福祉活動とコミュニケーション】とし、福祉

図2. 階層的クラスタ分析



の現場で、どのようにコミュニケーションを取るべきか、支援の中で尊重をどう実現するかについても触れる内容だと考えられる。

最後の第六群は、「経験」「守る」「社会」「支援」「受ける」「保護」「相談」「取り組み」「権利」「養護」で構成され、【社会的支援と養護】とした。支援活動の重要性に焦点を当て、特に虐待を受けた人々や社会的に弱い立場の人々を守るために行われている支援の取り組みについて考察する内容が推測される。支援を受ける側の権利をどう守るか、また支援機関がどのように相談を受け、保護活動を行っているかという内容である。

以上の階層的クラスター分析により、「子どもアドボカシー」に関する記事は、【支援の現場】【里親制度】【虐待防止とアドボカシーの役割】【家庭を支える仕組み】【福祉活動とコミュニケーション】【社会的支援と養護】という各テーマで構成されていることが明らかになった。多岐にわたるテーマが取り上げられることで、「子どもアドボカシー」に関する報道が全体像として構築され、それぞれのテーマが相互に関連し合っている。

しかし、虐待や里親・社会的養護という福祉の文脈で語られる「子どもアドボカシー」は、冒頭で紹介した、子どもアドボカシー学会参加者の「それは専門家の仕事だね、困っている人たちのためのものだよねって線引き」が、記事からも象徴される結果となった。

5. まとめと結論

本稿では、読売新聞、朝日新聞、中日新聞の記事データアーカイブから、「子どもアドボカシー」とタイトル・本文に記載された28件の記事を分析対象とし、KH Coderを用いて、計量テキスト分析を行った。

「子どもアドボカシー」の語句が新聞記事上で最初に確認されたのは、1999年6月21日の「カナダに学ぶ子どもの福祉 23、24日にシンポ/大阪国際交流センター」（読売新聞）であった。しかし、記事はこの1件のみで、20年後の2019年以降に増加する。1999年は海外事例の紹介に留まっていた子どもアドボカシーが、2019年には国内での具体的な制度構築へと発展し、その背景には、児童虐待の深刻化や、虐待死事件をきっかけにした社会的関心の

高まりがあった。先行研究からも、子どもアドボカシーは「2018年から2019年にかけて」、「2つの虐待死」が「アドボカシーへの注目を加速させた」とし、この約20年間で制度導入を求める動きが本格化したといえる。

また、「子どもアドボカシー」関連記事に、最も多かった関連語句は、「子ども」（432回）であり、次に「意見」（141回）「声」（114回）などであった。「子どもアドボカシー」の関連度が高い語句には「センター」「全国」があり、同語が、組織名・事業名の一部である高い傾向が示された。

階層的クラスター分析により、「子どもアドボカシー」に関する記事は、虐待や里親・社会的養護という福祉の文脈で語られることが多く、特定の福祉に関わり、専門家の仕事という印象を与えていることが推察できる。

以上の結果から、分析アプローチを援用して結論づけると次のようにいえる。結果として、「子どもアドボカシー」に関する新聞記事数は多くはなかった。また含意として、社会的養護のような特定の福祉分野で使用され、なお組織名としての浸透が進むことは、社会的関心の拡がりとしては不十分と言えるだろう。前提で確認したように、こども基本法をはじめとし、アドボカシーは特定の子どもらに必要なものではなく、「すべての子どもの声を聴くこと」が重要であることを示しているからである。

しかし、「2つの虐待死」など、きっかけとなった事件の印象から、「子どもアドボカシー」の拡散が一部に偏ることは自然なことかもしれない。衝撃的な事件やニュースが注目されると、その問題に関する社会的な関心が一時的に高まる傾向がある（牧野2012）。これにより、一部の問題に対する関心が、特定の範囲あるいは偏った含意で拡散されることは、容易に想像できる。

その偏りをなくし、限られた範囲からでもすべての子どもにとって「子どもアドボカシー」が必要であることが認識されれば、マスメディアがその認知度の向上にさらに寄与することができるだろう。例えば、教育プログラムとして、学校や団体で、「子どもアドボカシー」の重要性を教えるセミナーやワークショップを開催し、「子どもアドボカシー」の基本理念と具体的な支援方法を伝え、関連する報道をマスメディアで取り扱ってもらうことである。重要

なのは、定期的な報道であろう。また、偏りに関しては、専門家、当事者、支援者など多様な視点からの報道（インタビュー）により、「子どもアドボカシー」を深く理解してもらうことが期待できる。

最後に、本研究の限界を示す。本稿では、読売新聞、朝日新聞、中日新聞の3紙の傾向を明らかにしたに過ぎない。他紙を分析対象に含めたとき、異なる傾向が出る可能性がある。また、多様なマスメディア媒体の検討も必要であり、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネット、特にSNSの分析など、幅広い年齢層や背景に考慮したアプローチも重要である。今後の課題としたい。

付記

本研究は、JST次世代研究者挑戦的研究プログラムJPMJSP2137の支援を受けたものです。本稿の執筆にあたり2名の査読者から有益なコメントをいただきました。記して感謝します。

注釈

- 1) KH Coderは、樋口耕一によって制作され、内容分析及びテキストマイニング用のソフトウェアである。特定の語がどれだけ出現しているかを検索する機能や、元のテキストデータ中でどのように語が用いられているか文脈を確認するための機能が備わっているため、文脈に立ち返り確認することができる（樋口2020）。
- 2) 2018年の船戸結愛さん（5歳）の事件と、2019年の栗原心愛さん（10歳）の事件を指している。詳細に関しては、本稿の趣旨と離れるために割愛する。
- 3) コロケーション統計とは、直前（左）や直後（右）に、どんな語が多く出現していたかを集計・表示する機能である。集計されるのは前後（左右）5語までで、語の前後に頻出していた語がリストアップされる。また、コロケーション統計で用いられるT scoreとは、T検定の手法を応用して、2つの単語の共起関係の強さを計る指標の一つである。一般に基準値2以上になる場合、有意であると言える（李ほか2005）。
- 4) 階層的クラスター分析を行うにあたっては、樋口（2020）を参考に、距離測定法（クラスターの結合方法）としてWard法を、対象間の類似度（距

離）を測るにあたってはJaccard係数を用いた。

- 5) KWICは「Keyword in context」の略称で、コンコーダンス（concordance）は「用語索引」のことを指す。前後の文脈を含めて、文中でキーワードが使われている場所を表示する機能である。
- 6) 第一群、第二群などの命名は、分析を容易にするための便宜的なものである。また一群だからといって最も重要であるということではない。

参考文献

- 樋口耕一，2004，「計算機による新聞記事の計量的分析－『毎日新聞』にみる『サラリーマン』を題材に－」『理論と方法』19(2)，167-176.
- 樋口耕一，2020，『社会調査のための計量テキスト分析－内容分析の継承と発展を目指して』ナカニシヤ出版.
- 井川純一，中西大輔，志和資朗，2013，「“燃え尽き”のイメージ：新聞記事データベースの内容分析および質問紙実験による検討－」『社会心理学研究』28(2)，87-93.
- 加藤謙介，2013，『「災害時におけるペット救援」に関する予備的考察：先行研究の概観及び新聞記事の量的分析より』『九州保健福祉大学研究紀要』14，1-11.
- 子どもアドボカシー学会編，2024，「大会企画シンポジウム：場をひろく～学校・病院・政治・福祉の子ども若者参画の地平」『子どもアドボカシー研究』2，5-21.
- 牧野智和，2012「犯罪報道研究の現状と課題」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊20(1)，13-24.
- 李在鎬，黒田航，大谷直輝，井佐原均，2005，「名詞との共起関係に基づく構文の定義」『日本語用論学会大会発表論文集』1，153-160.
- 坂本優衣，松井佳子，2024，「子どもアドボカシーに関する一考察－短期大学生に対するアンケート調査から－」『山梨学院短期大学紀要』44，19-26.
- ハッ塚一郎，2007「『ボランティア』と『NPO』の社会的構成プロセスに関する新聞記事分析研究－「助詞分析」の試み－」『実験社会心理学研究』46(2)，103-119.

不登校における家族のかかわりと 子どもの声を聞くことの大切さ

—不登校を「学校」以外の視点から考える—

小西 琉璃

1. はじめに

不登校の児童生徒数（2022年度）は小中学生で約29.9万人、高等学校で約6万人と、共に過去最多だった（文部科学省2023）。不登校が社会問題として注目され、フリースクールなど多様な学びの場が広がってはいる。しかし不登校を「当事者のみ」の問題にとどめる価値観や、あるいは「学校の問題」と捉える視点は依然としてなくなっていないと感じる。

筆者はこの前提に疑問を感じ、不登校に関して、もっと子ども自身の思いを聴いて対応や支援を考える必要があると考えている。そこで本研究は、不登校を子どものミクロな視点から考え、「子ども」「家族」「学校」という三者の関わりから検討することを目的とした。なお、本稿は2023年度末に提出した卒業論文（関西大学社会学部）の内容から調査結果を中心に絞り、指導教員からの助言をふまえて纏め直したものである。

2. 研究の背景

(1) 不登校に関わる概念

不登校とは、文部科学省の「不登校の現状に関する認識」（2023）において「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義される。

しかし、現実の不登校はもっと多様で複雑である。それを表す一つとして「隠れ不登校」という概念も登場した。ここでは、文科省の定義には該当しない欠席（例えば、29日間）をした児童生徒等も含まれる。日本財団が中学生を対象に実施した調査では、

全中学生325万人のうち推計約33万人が「隠れ不登校」状態にあることがわかった（日本財団2018）。

また、類似する用語に「潜在登校拒否」等もある。しかし、これは学校に登校しない児童生徒を否定的に捉えており（平井2023）、「隠れ不登校」のニュアンスとはやや異なる。今日の不登校は、「無気力・不安」が主たる要因とされ（文部科学省2023）、各種調査も増しているが、子どもたち本人の目にこうした類型や要因分析はどう映っているのだろうか。

2. 家族の関わりがもたらす影響

筆者は、不登校によって「親、家族」との関わりに影響がある、悩みを感じると聞くことが身近にあった。家庭内の日常は公に語られにくい、不登校と深く関わると思われるため、本節では親子関係について簡単に言及しておきたい。

親子間の信頼関係の形成には、「時間を共有すること」が必要不可欠だが、現代においてそれらを十分に確保可能な家族は多くはない。『子どもを愛せない親からの手紙』（注1）（Create Media編1998 a）の中では、「子どもを作った瞬間に誰もが『親』と呼ばれてしまうけど、それと同時に『親としての役割を十分に果たせるだけの能力』が約束されたわけじゃない」と語られ、親が社会から孤立することの恐ろしさに言及している。また『もう家には帰らない—普通の親が、子どもを壊す。—』（注2）（Create Media編1998 b）の中では、子どもが行ったことの責任が親に集中することの危険性が語られる。親の経済力や資産、教育コストの許容範囲が、子どもの未来に直結する状況を生じさせていく。そして、家族が張り詰めた空気で支配されると、子どもから親に向けた自発的関わりは阻害される。

武田ら（2013）は、青年期の両親への相談行動

について研究し、親と信頼関係が築けていればポジティブな結果、築けていなければネガティブな結果が導かれやすいと指摘する。また、過去に親への相談行動がネガティブな結果に導かれた経験があるほど、次の相談行動は想起しづらくなる。つまり、日常の簡単な関わりの積み重ねが親子の信頼関係を育み、前向きな結果につながる。逆に、交流の希薄化やネガティブな経験の積み重ねは、親子の信頼関係を崩壊させていく。こうした積み重ねは、不登校等の非常時にも深く関わると考えられる。

3. 子どもの声を聴くということ

親に対して、不登校の子どもが思いを伝え難い状況は大いにありうる。元来、家庭内に限らず、心身の未熟さや発達の過渡期を理由に大人は子どもに関し決定権をもつ。

子どもには、自分のことを自分で決める権利、意見を聞かれ、尊重される権利があると「子どもの権利条約」は明記している。日本の同条約批准は1994年と遅く、知名度も低迷している（セーブ・ザ・チルドレン2019）が、この状況が問題視され、子どもアドボカシーのアプローチが近年注目されている。堀（2022）は、子どもの声に耳を傾けることの意義を、日本社会と自分自身の抑圧性への気づきだと語る。

不登校の子どもに関しても、子どもへの無意識の抑圧性に気づく機会をいかに多く作れるかが重要である。子どもは親に理解され、尊重されることを望む。尊重されたと実感できる親の言動の例に、「謝る」という行為があげられるが、一般に親から子どもに向けての謝罪行動の実現は極めて難しい。これは、前述の2つの書籍（Create Media編1998 a, b）にも明らかである。親子間の見えにくい構造が、不登校をめぐる家族環境にも影響すると推察できる。

不登校の子どもたちの声としては、日本で唯一の

不登校を専門に扱う「不登校新聞」（1998年創刊、注3）が、当事者の声に耳を傾けることを重視する非常に貴重な存在だった。今日、インターネット上で当事者の発信は増しているが、本稿ではリアルな日常に目を向ける。

3. インタビュー調査

(1) 調査概要

本章では、過去に不登校を経験、または欠席日数が多い傾向の経験を有する3名を対象に、半構造化面接法で個別のインタビュー調査を行った。対象者（A～C）の概要は表1の通りで、知人経由で協力を得られることになった。質問は図1の5項目を中心に、2023年5月から7月にかけて各々1時間30分から2時間程度話を聞いた。

なお、倫理的配慮のため、所属機関（調査実施時）の「人を対象とする研究に関する倫理規程」を十分確認し、随時指導教員に相談確認しながら進めた。本稿は調査対象者が特定されないよう配慮し、本稿投稿について全員から許可を得た。また、録音が精神的負担になる点を考慮し、各々の承諾を得て調査中は詳細に発言をノートに記録してデータとした。

図1. インタビューの主たる質問内容

- 不登校または欠席した際の具体的な状況や心境はどのようなものか
- 親へはたらきかけるときはどのようなときか
- 親へのはたらきかけにおけるポジティブな経験、ネガティブな経験
- 尊重された、認められたと感じたときはどのようなときか
- 金銭や住居における劣等感や罪悪感はあるか

表1. インタビュー対象者の概要（年齢は調査時）

	性別	年齢	実施日	不登校等の具体的な状況
A	女性	23	2023/5/29	小中高にわたり定期的、計画的に短期間欠席 最長は高3の連続1週間
B	男性	21	2023/6/30	中2から中学校卒業まで 中3の春から別室登校開始
C	女性	21	2023/7/3	小学校で連続2週間欠席、半日登校2週間 中高にわたり定期的、計画的に短期間欠席

(2) 調査結果

今回の研究関心から重要と思われる3つの論点、「学校の休み方」「親との関わりや関係性」「その他」を自ら設定した。そして各論点について、3名の発言をできる限りそのまま引用する形で整理し(表2~8)、内容を検討、分析した。引用形式は対象者の口調に基づいて記述したが、個人が特定されないよう発言を修正した箇所もある。また、対象者の発言のみで意図やニュアンスが伝わりづらい場合は、括弧内で補足説明を加えた。

〈論点1 学校の休み方〉

不登校とは、長期的または継続的な学校欠席のイメージを持たれがちだが、実際の休み方はどのようなのだろうか。Bさんは長期的欠席だった一方、AさんとCさんは異なっていた。これは、休み方にはそれぞれ特徴があることを示している。AさんとCさんは「エネルギー不足」「電池が切れる」という言葉を多用し(引用1-1)、完全に切れる前に計画的に休むことで心身を回復させ、学校生活を乗り切れるように努力していた。心身を回復させるタイミングには、「他人」に迷惑が掛かっていないかどうかが重要な基準になっていた。またCさんは、欠席防止対策として学校が故意に小テストを多くしていると述べた。BさんとCさんの発言には学校に対する不信感が見受けられた(引用1-2)。

表2. 調査結果① 学校の休み方-具体的な状況

Aさん
引用1-1 常に長期的に休むんじゃなくて、しんどくなったり、エネルギー不足になったりしたら休む。休むとリフレッシュできてエネルギー補給できる。
Bさん
引用1-2 中3年の春に別室教室に行き始めた。「心の教室」って名前。まず名前が気に入らない。デリカシー無さすぎ。誰が行きたいと思うねん。教室の中は薄暗いし、個々のパーテーションに机と椅子があるだけ。教科書もなし。なんもなし。先生もいないし、クラスのプリントとかもない。だから今クラスのみんがどこをやってるのかわからない。わざと居心地の悪い環境を作って教室に戻そうとしているって思ったし、実際に先生にそう言われた。

次に、不登校になる際の具体的な契機は、全員が明確に把握できていなかった(引用2-1,2-3)。明確に説明できない状況は親子双方の複雑な感情を生じさせる。対象者全員が精神的な理由で学校を休むことに戸惑いを抱える一方で、全対象者の親は、学校を休むことに受容的で、当事者の意思を尊重している。しかし、欠席が長期化すると無理にでも学校へ連れて行こうとする親の対応は共通する。Cさんはそんな親の対応に疑問と怒りを抱いており(引用2-4)、いつまでも学校に行けない自身の状態にも罪悪感を覚え、学校を休みたいと安易に親に伝えられない様子だった。なお、Bさんは不登校という言葉そのものに対して疑問を感じている(引用2-2)。

表3. 調査結果② 学校の休み方-欠席のきっかけや当時の心境、親の様子

Bさん
引用2-1 原因ははっきりとはないけど多分クラス替え。原因ではない。けど大きな変化としては始めてなかった。最初から不登校になる予定なんかないし、自分のことを不登校やとも自覚してない。気づいたら不登校になって、結果が不登校な感じ。
引用2-2 「不登校=登校しない」っていう定義はその人たち自身のことは何も表せてなくて。家族や社会背景や時代、教育者からの一方的な視点でそう判断されているだけ。色々な問題があって結果として「学校に行っていない」ってこと。
Cさん
引用2-3 はっきりとはわからん。担任の先生が苦手やったんかも。友だちが怒られてんの見て怖かった。あとはストレスで給食が食べれなくなったことかな。
引用2-4 長期化したりすると行かせようとする。無理やり連れていこうとする母への疑問とか怒りみたいななんもあった。家におると元気がなくて母に言われた。これはめっちゃ傷ついた。一生忘れない。どちらかといえば伝える前に時間かかってた気がする。朝起きた瞬間から行きたくないってわかってんの、言いにくいからとりあえず準備してた。でもいざ家を出る時間になると玄関から足が動かなくなる。そこでやっと休みたいって親に伝えられる。

〈論点2 親とのかかわりや関係性〉

子どもは親の対応に少なからず影響されている。ここでは、実際の親子の関わりについて話を聞き、各家庭での関係性や経験、また日常的なかかわりの中での体験が、不登校という非常時にどんな影響を与えるのか検討した。

まず、全員に共通なことは、親に対して「できれば自分を理解して味方でいてほしい」と望んでいる点である。親子関係の根底が「支える側」と「支えられる側」であることから、その考えは当然であるだろう。だがこうした関係性は依存的で一方的でもあり、対等な関係性とはいいい難い。

Bさんは不登校を経たことで、「普通」の親子の関係性から脱したという(引用3-1)。「同じ被害者・当事者」という言葉は、親子が真に対等であることと同時に、相互理解が深まった状態をも示している。一方で、Cさんは不登校を経て「支える側」と「支えられる側」の立場が逆転した親子関係になった(引用3-2)。Cさん自身が半ば強制的に、愚痴を聞く側や頼られる側に立ったことで、「支える側」の苦悩を

表4. 調査結果③ 親子のかかわりや関係性-あなたにとって親とは？

Bさん (不登校時)
引用3-1 不登校のことを介して、お互いに学校に対する不満や不公平感が募ってきて、所謂「普通」の親子の関係性ではなくなった。親ではあるけど、同じ被害者、同じ当事者って感じ。今もそう。普通の大学生の親子関係ではないと思う。親が1番の理解者で相談もめっちゃしてた。距離感はなかった。理解してくれないとかもなかった。
Cさん (不登校後)
引用3-2 相談したい。でも今はあんまりしない。否定されるのが怖い。深く関わらずにお互いに優しい関係性でいたい。本音言ってそれを否定されるのが1番ダメージでかい。兄弟が親に甘えたり、愚痴を聞いてもらってるから、尚更私は愚痴を言いにくかった。2人(両親)の様子見てると余裕がなさそう。そんな人に頼れない。父や母の愚痴を聞くことによってこっちはあんまり愚痴とか言えなくなった。負担になりたくないし、親の余裕のなさはみてははっきりわかる。

知り、自分が「支えられる側」に戻ることを忌避するようになったのである。結果、Cさんは家族との深い関わりをやめるとの選択をしている。

基本的な親子のかかわりの例として、話をきいてもらうことをあげた対象者がほとんどだった。その中でポジティブな経験とネガティブな経験に焦点を当てたところ、父親と母親の価値観や対応の違いなどがみられた。父親は社会的な価値観にもとづいた意見が多い傾向にある一方で、母親は子どもの心に寄り添うものが多い。

いずれの家庭も子どもの話に耳を傾けることに意欲的であり、子ども自身もそれらを好意的に受け止めているといえる。しかし、現状は子どもが求めているものと親が与えるもの間に齟齬が生じていると言わざるを得ない(引用4-1,4-2)。また、日常時のかかわりの中で批判されたり否定されたりした経験が積み重なることで、非常時に優しくされたり尊

表5. 調査結果④ 親子のかかわりや関係性-ポジティブ、ネガティブな経験は？

Aさん (日常時)
引用4-1 母は基本的に話しやすいけど、アドバイスがちょっと違う感じ。なんか無理やりポジティブな感じに持っていかれるのがいや。「いい勉強やと思えばいいやん」みたいな。普通に聴いてくれるだけでいい。共感して欲しかっただけ。解決してくれていうよりこのイライラを聴いてほしい。父はズレた回答が返ってくる感じ。意味不明。そういう意見も分かるけど、正論すぎ。感情レベルと正論は違う。社会的な価値観でみられる(社会に出たらやっつけていけない)。
Cさん (日常時)
引用4-2 すぐ否定してくる。不登校のときは良かったけど、普段と比べてしまっていまいち信じきれない。日ごろの経験と齟齬があって困惑の気持ちの方が勝つ。求めてもないのにアドバイスしてくる。ただ愚痴を聴いて欲しかっただけ。話を最後まで聴いて欲しい。自分の味方でいて欲しかった。父は社会の常識のこととか言ってくる。「大人にならなわからん」とか。やっぱり働いてるから、家族のなかの価値観っていうより社会の価値観で動いてる感じ。年齢で下に見られるのは嫌だった。

重されたりすると困惑してしまう現象も生じている(引用4-2)。

〈論点3 その他〉

家族のかかわりは一概に形容することが難しく、あらゆる事象や出来事の積み重ねの結果であるといえる。本調査では、対象者全員が金銭や住居に関する慢性的な申し訳なさや劣等感を抱いていることが明らかとなった。しかし、これらは一般に親が費用を負担していても何の疑問も持たれないようなものである。なぜこれほどまでに罪悪感を抱えるようになったのか。調査を進めるうちに、親の「日ごろの何気ない言葉」に影響されていることがわかった。(引用5-1)。これらは不登校に対してネガティブな影響を与え得るものだといえる。Bさんは不登校をコンプレックスに思い、ある種の強迫観念を抱いている(引用5-2)。

表6. 調査結果⑤ その他-金銭や住居における劣等感や罪悪感は何?

Aさん(日常時)
引用5-1 早く働きたい。娯楽以外の病院代とか通学代でも気を遣う。言いにくいし、言いにくいことを言うんやったら早く働きたい。日ごろに言われた言葉とかで察する。どんどん頼みにくくなる。日常で細かいことを言われると信じきれないし心配。入試の時はお金がいるから申し訳なかった。高校も私立でお金かかったし。
Bさん(不登校時)
引用5-2 ある大学の授業で「儀礼的行為(バンジー)をすることで大人になる」って学んだ。でも自分は儀式(学校に通うこと)を通過しないまま大人になってしまった。飛ばなかった理由を説明して、それで得たものを説明できないとこの社会でやっていけない。挽回しないと、失った分だけ何かを獲得しないと。飛ばなかったことがずっと不安。

また、親に電話で学校への欠席連絡をしてもらうことについても、罪悪感や申し訳なさが示された。欠席連絡のツールは通常電話で、母親がかける場合が多い。親子双方の多大なストレスになっていることが伺え(引用6-1,6-2)、親のストレスを察知して

いるが故に子どもは学校を休みたいと伝えづらいようである。

表7. 調査結果⑥ その他-電話によるストレス

Bさん
引用6-1 電話する時間は大きな山場。誰が電話するかは関係なく。めちゃくちゃしんどい。自分の部屋から出ることはない。布団にくるまってた。電話の嫌なところは家の中のどこにいても電話してる声が聞こえること。
Cさん
引用6-2 母は電話するのが嫌だったみたい。熱の有無とか症状とか詳細に先生から聞かれるから。嘘つくのは心苦しいって母に言われた。自分で電話してと言われた。母の嫌がっている姿を見て気まずかったし、休みたいって伝えづらかった。でも行かんくっていい状況にも安心した。

次に、自分が認められた、尊重されたと思う時については、褒めてくれた時や意見をきいてくれた時、謝られた時と答える対象者がほとんどだった。なかでもAさんとCさんは、親が自らの非を認め、謝るかを重要視する傾向にある(引用7-1)。謝られなかった場合、自分は軽んじられたという解釈を持つようだ。年齢を理由に無碍にされたり、途中で話を切り上げられたりする経験も多い(引用7-2)。

表8. 調査結果⑦ その他-尊重された時、認められた時は?

Aさん(日常時)
引用7-1 謝ってくれない。意見を尊重してくれない。謝ってくれたり、尊重されたら嬉しい。将来のこととか、やりたいこととか。否定からこられると意見が言いにくくなる。日常的に否定されると話しぶり。もう次やめよかなってなる。自分の意見が正しいと思ってる。下に見られてる感じ。
Cさん(日常時)
引用7-2 謝ってくれないこと。自分の非を認めないこと。喧嘩とかしてもいつも謝るのは自分やから最近喧嘩せんようにしてる。ストレス溜まるだけ。謝ってもしつこぶって感じ。途中で話切り上げられるのが1番嫌い。

4. まとめ

本稿では、インタビュー調査で見出された点を整理し、「学校」以外、特に「家族」の観点でみた不登校について考察を行う。

まず、子ども・家族・学校の三者間に様々な齟齬が生じていた。一見小さな点だが、例えば学校への電話での欠席連絡もその一つの要素であった。この電話は子どもと家族の日常で毎日繰り返される事象ゆえ、親子双方の強いストレスになり得る。不登校を欠席電話の面から語る文献は余り見当たらないが、より注目する必要があるのではないか。筆者は、欠席連絡のための電話をスクールカウンセラー等の専門家につなぐ一つの機会にしてはどうかと考えた。三者の関係性はブラックボックスに近く、お互いに干渉しづらい。そんな中、三者を半ば強制的につなげることが可能なほば唯一の機会が欠席連絡であり、ストレスではなく前向きに活用できればと願う。

次に、親が子どもに与える無意識の影響の強さが見出された。子どもは親に対する劣等感や罪悪感を慢性的に抱えている場合が多い。否定されたり、謝罪されなかったりする経験が積み重なると、子どもは自分が尊重されていると感じられない。親子の信頼関係は崩れ、次の親子のかかわりが阻害される。これは、不登校の場合には特に顕著であることがインタビュー結果から伺えた。

各々の関係性に正解はないが、最も深刻なのは、子どもが求めるものと大人が与えるものが食い違っている点だった。別室教室の環境を故意に劣悪なものにすることで、本来の教室に適応させようとする等はその最たる例といえる。家族（親）も、学校も、まず傾聴し、子どもの心を受容して、子どもが求めているものに気づこうと努力することが不可欠だと考えられる。不登校の要因は明確でなく、また計画的、定期的に学校を休むことは少しでも長く学校に通うための工夫、努力の結果という例もあった。こうした本音の実情は、本人の声を聴かなければ気づかれることもない。

以上、本研究は、不登校を子ども自身のミクロな視点から考え、「子ども」「家族」「学校」という三者の関わりから検討した。不登校のテーマにおいて、「家庭に関わる状況」や、「本人に関わる状況」などの学校以外のシステムに焦点を当てることの重要性

が明らかになった。今後不登校の問題だけでなく、学校や家族関係のあり方も、子どもの声を聴くことからよりよい形が模索されていくと考える。

5. おわりに

実際に不登校を経験し3名の姿を見たり話を聴いたりして、筆者の考えの至らなさに気づき、新たに発見したことも多くあった。筆者も学校を休みがちであったことから、学校に行くことができないことへの戸惑い、自分が欠けた人間であるかのように思う劣等感などの複雑な心境は理解できているつもりであった。しかし本調査を通して、自分のケースでの学校の対応的確さや家族の思いやりなど、かつての自分一人では気づくことのできなかった点にも目を向けることができた。学校や家族の対応は決してネガティブなものだけではなく、自身が気づかぬうちにより結果をもたらす助けになっている場合もある。ただ、そのためには家庭や学校が協力関係にあることは、間違いなく重要な要素といえるだろう。同時に、不登校のテーマで「子ども・家庭・学校の関係」を考える際にも、第一歩として子どもの声を聴くことは絶えず意識したい。

最後に、新型コロナウイルスの影響が心配されるなか、インタビューに協力して下さったお三方に心から謝礼を申し上げます。また、ご指導頂いた担当教員の吉岡洋子先生にも感謝致します。

注

- 1) 子どもを虐待、抑圧した親から子どもに向けた手紙をまとめたもの。
- 2) 親に虐待、抑圧された子どもから親に向けた手紙をまとめたもの。
- 3) 発行元のNPO法人全国不登校新聞社は2024年6月解散、同新聞は基本的に廃刊された。

参考文献・URL

- Create Media 編（1998 a）『子どもを愛せない親からの手紙』角川書店
- Create Media 編（1998 b）『もう家には帰らない―「普通の親が、子どもを壊す。』角川書店
- Create Media 編（2017）『日本一醜い親への手紙 そんな親なら捨てちゃえば』dZERO

- 堀正嗣 (2022) 「創刊の言葉」『子どもアドボカシー研究』 1, 2-3.
- 喜久井伸哉 (2023) 「「不登校」の名称の歴史 類語・関連語小辞典③ なぜ「登校拒否」が「不登校」になったか 関連語リスト付き2023/3/30」ひきぽス (引きこもりとは何か。当事者の声を発信 Web サイト)
(<https://www.hikipos.info/entry/2023/03/30/070000>, 2024/8/26最終アクセス)
- 文部科学省 (2021) 「令和2年度不登校児童生徒の実態調査 結果の概要」『週刊教育資料』 1632, 19-34.
- 不登校児童生徒の実態把握に関する調査企画分析会議 (2021) 「不登校児童生徒の実態把握に関する調査」
(https://www.mext.go.jp/content/20211006-mxt_jidou02-000018318_03.pdf, 2024/8/26 最終アクセス)
- 文部科学省 (2023) 「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」
- 日本財団 (2018) 「不登校傾向にある子どもの実態調査 (メディア向け説明会)」
(https://www.nippon-foundation.or.jp/app/uploads/2019/01/new_inf_201811212_01.pdf, 2024/8/29最終アクセス)
- セーブ・ザ・チルドレン (2019) 『3万人アンケートから見る子どもの権利に関する意識』
- 武田裕子・石田弓 (2013) 『青年期における両親への相談行動について-利益とコストの予期, 親子関係に焦点を当てて-』 広島大学心理学研究 13, 191-209

共同親権と子どもの意見表明権

熊上 崇 (和光大学)

1. はじめに

2024年5月17日に離婚後共同親権の導入を含む民法改定（以下、本法案という）が国会で可決された。本法案は2026年から施行される。本法案審議では子どもの意見表明権や子どもの意思の尊重を民法に明記することについて議論は対立し、最終的に明記されなかった。筆者は2024年5月7日に参議員法務委員会参考人として、本法案に子どもの意見表明権や子どもの意思の尊重について明記すべきであると元家庭裁判所調査官としての経験も踏まえて意見を述べた。本稿では、共同親権導入を含むなぜ民法改正案に子どもの意見表明権・意思の尊重が明記されなかったのかについて経緯を記すとともに、本法案が離婚・離別家庭の子どもに及ぼす影響について述べる。

2. 共同親権とは

本法案における共同親権は、離婚後に父母が自主的に共同親権を選択する場合と、父母が不都合でも家庭裁判所が共同親権を決定する場合、いわゆる非合意強制型を含む（民法819条）。共同親権と双方が合意した場合と、非合意でも家庭裁判所が共同親権と決定した場合、「監護・教育」（民法820条）「居所指定」（民法822条）「職業許可」（民法823条）「財産管理」（民法824条）などについて、離婚後も共同で親権を行使することになる（金澄、2024）。

すなわち、共同親権となった場合、子の進学や医療、転居などについて、父母双方の合意が必要となる。ただし「急迫の事情」「日常行為」については、単独で行使できる（824条の2）。進学に関しては、子どもの幼稚園や私立中学進学、高校進学および、

障害のある子どもの特別支援学校の進学について父母双方の合意・許可が必要となる。逆にいえば父母のうち一方、多くは別居親が子どもの進学先に合意しなければ、子どもは希望する高校に進学できない可能性がある。

ただし、入試に合格して入学手続きまで日にちがない場合は「急迫の事情」として単独行使ができる」と政府は答弁している。非常にややこしいが、別居親に相談せずに高校を受験して入学手続きまで急を要するのであれば親権の単独行使ができるが、別居親の共同親権者に相談しなかったことについて、場合によっては家庭裁判所に親権の共同行使すべきとしてその取消などが申し立てられる可能性もある。すなわち、あらかじめ高校受験について別居親の共同親権者の合意・許可を得なければならぬような制度ともいえる。しかし、別居親の合意・許可が得られなかったらどうするのか、たとえば商業高校や工業高校に行きたいと子どもが希望しても、別居親が普通科にせよ（その逆も場合もある）として合意しなければ、おそらく子どもは希望する高校に行けないのである。

国内修学旅行については、国会での政府答弁は日常行為であるから、どちらかの親の単独行使が可能であるとしている。しかし、日常行為については、一方が単独行使すれば一方が単独で取消することも可能であり、最終的には子の利益や人格尊重の観点から判断されるにせよ、学校側が一方の親から取消されることをおそれて事前に父母双方の合意を得ることが必要になりかねない。また海外の修学旅行や留学については、父母双方の合意が必要であり、別居親の合意が得られなければ修学旅行や留学に行けなくなる可能性もある。

子どもの転居についても、同居親の転勤などの事

情や、子の成長に合わせて広い部屋に引越す時も、父母双方の合意・許可があることになる。ちなみに同一学区内の転居も父母の合意が必要との国会答弁がある（2024年4月25日参議院法務委員会）。

病院における緊急でない手術の場合も同様に双方の合意が必要である。ただし、命の危険があるような場合の手術は「急迫の事情」（824条の2）として単独行使が可能である。未成年の子が歯科矯正やピアスをするとき、これも一種の医療行為・手術であるが、これについて双方合意が必要なのかどうかは現時点でははっきりしていない。未成年の子の中絶手術については、緊急性がある場合は「急迫の事情」として単独行使ができるとの政府答弁がある。逆に緊急性がない場合は、双方の合意が必要となる。

このように、共同親権となった場合、父母の一方、多くは別居親の合意・許可が得られなければ、転居や進学、手術ができず、子の利益のために必要であれば、家庭裁判所の調停や審判で親権の単独行使ができるとの決定が必要となる。すなわち共同親権とは「子の転居・引越、進学、手術などに双方親の合意・許可がある制度」であることを理解しておく必要がある。前記の通り、父母の双方の合意が得られなければ家庭裁判所の調停・審判で決定を得る必要があるが、それには時間や費用がかかるうえ、どのような決定がでるかは分からない。

結果的に子どもの望む進学や医療が別居親の共同親権者の意向ひとつで決まる・あるいは決められなくなるのであり、子どもは常に別居親の合意を得なければならないという上下関係が生まれ、親と子の関係がきわめて不平等となる。離婚家庭の子どもが私立中学や高校進学を希望する場合、別居親が合意してくれるのか、合意を得なければならないのか、という勉強以外の心配事にさらされることになるのである。

また、同居親の立場としても、子の転居にも別居親の許可が必要となり、憲法で保障されている居住の自由との兼ね合いも指摘されている（金澄、2024）。とりわけDVなどでやむを得ず別居・離婚せざるをえなかった場合でもその後の転居に別居親の合意が必要となれば、共同親権が離婚後のDVや支配が継続しうる制度となりかねない（熊上・赤石、2024）。

なお、共同親権のメリットとして離婚後も共同養育の意識が醸成されるとの意見もあるが、これにつ

いて、北海道弁護士会連合会は2024年7月26日の声明で、「離婚後共同親権制度を導入することで、離婚後も父母が子の教育に共同していく意識が醸成されることとなり、子の利益の実現に資するとする意見も見られるが、そのような効果が生ずるかは定かではないし、離婚後の共同養育は離婚後単独親権制度の下でも可能であるから、そのような漠然とした利益をもって、上記のような深刻な弊害の懸念される離婚後共同親権制度の導入を正当化することは到底できない。」と表明している。

共同親権について、当事者である子ども達はどのような意見を持っているのであろうか。以下は2024年3月29日国会議員会館内での院内集会における子ども達の声である。

「これ僕たちにデメリットしかないのでは？ 何かにつけて両親の許可が必要って面倒なだけ。国は責任取れます？ いまは1人の親権者のサインでいいのに、共同親権になったら面倒だし、誰も得しないじゃないですか。」（16歳）

「離婚時に兄の私立高校を辞めさせると父から児童相談所に要請がありました。理由は養育費がかかるからだそうです。共同親権になったら今の高校も続けて通うことが出来るか分かりません。どうか助けてください。」（16歳）

このように、共同親権制度は、「子の意見や意思」よりも、親としての権限を離婚後も優先するという構造になっていることを理解する必要がある。

そこで子どもの進学等について、「子どもの意見表明権」や子どもの意思の尊重はどうなるのか、この点は法制審議会家族法制部会や2026年通常国会でも激しい議論となったが、親の責務として子どもの「人格の尊重」（817条の12）という文言となり、本法案では「子どもの意見表明権・意思の尊重」は盛り込まれなかった。その経緯を以下に述べる。

3. 「子どもの意見表明権」と法制審議会の議論

法制審議会家族法制部会は、法務大臣の諮問により、2021年3月に第1回会議が開催された。2022年12月には、単独親権維持の甲案と共同親権導入の乙案（いくつか複雑なバリエーションはあったが）を中心とする中間試案を法制審議会事務局が作成した

が、その過程で自民党から原則共同親権が導入されていないと相当な圧力がかかっており、政治的問題の様相も呈していた（大野、2024）。

2022年12月に法務省は中間試案へのパブリックコメントを募集した。その結果、個人8000件もの意見のうち、3分の2が単独親権の甲案に賛成という結果であった。しかし、このパブリックコメントは法務省が「個人情報に墨塗りすることの労力がかかる」との理由で、2025年3月現在まだ一般に開示されていない。2024年1月には共同親権導入を含む要綱案が法制審議会に提示された。法制審議会では慣例では全会一致で議決されるのだが、この共同親権要綱案については異例の3名の反対、2名の棄権があった。

反対したのは、ジェンダー法学者である戒能民江名誉教授、しんぐるまざーずふぉーらむ理事長の赤石千衣子氏、共同親権になることで収入が合算され児童手当や高校無償化など算定に影響が出るとする経済学者の大石亜希子教授である。他に2名の弁護士委員の棄権があった。

「子どもの意見表明権」を法案に明記するかに関しては、2023年11月の第34回から2024年1月の第36回まで、以下のような議論があった。

「子どもの意見表明権は、子どもが自分の意思や心情を表明する機会の保障という手続保障という意味合いだけで捉えるのでは十分ではないと思います。それをしっかりと受け止めて判断の際には考慮してもらえるとという点も重要で、それは実体的な権利であると考えべきではないかと思います。そうしますと、手続法上の規定では十分ではなくて、実体法、つまり民法に裁判所の考慮要素として、子の意思というものを何らかの形で明記していくという考え方になるのではないかと思います。」（2023.11.28 第34回法務省法制審議会家族法制部会 池田委員発言）

「子どもの意見と明記すると裁判規範として機能してしまうでしょうから、両親を競りに掛けるようなもので、両親のどちらかを選ばせるというのは非常に重すぎる、残酷な選択を子どもに迫ることだと思います。また、このことの弊害も、実際にものすごく大きいだろうと思います。子どもは、その選択をしたことの責任を感じて、ずっと大人になるまで苦しんでしまうこともあるでしょう。子どもに聞いて、それで判断すればいいということになると、親

は子どもに働き掛けて相手方の悪口を吹き込み、自分を選ばせるだろうと思います。あらゆる意味で、これは望ましくない状態で、理想的なあるべき姿ではないでしょう。子どもがどういう状況であり、何をどう思っているのか、それはもう細心の注意を払って慎重に丁寧に調査をしなければならないと思いますが、子どもにどちらの親がいいのかと聞くことは、これは非常に残酷な問いであると思います。」（2023.12.19 第35回法務省法制審議会家族法制部会 水野委員発言）

「水野委員から繰り返し懸念が出ているわけなのですけれども、別に子どもの意向を求めるからといって、親のどちらを選ぶというようなことを意味する場合だけではないと思うのです。例えば、学校はどこに行きたいとかいうようなことを当然聴くべきだと思いますので、意向ということが入っているのではないのでしょうか。親を子どもに選ばせるようなことはよくないというのは、運用上で徹底していただけたらいいのではないかと思います。」（2024.1.9 第36回法務省法制審議会家族法制部会 落合委員発言）

「子どもの意見表明権というのは、全て子どもの言うとおりにするものではないということや、子どもが決めるわけでもないということですし、したがって子に責任を負わせるものでもないということは共通した理解だと思いますし、意見を表明しない権利も含むというのも意見表明権の基本ではないかと思っています。子どもは自分のことが決められるに当たって十分に意見を聴いてもらって、そのとおりにならない場合でも、その理由をきちんと説明してもらうことによって納得感を得られる。」（2024.1.9 第36回法務省法制審議会家族法制部会 原田委員発言）

「子の意見表明権はやはり独立して明記すべきだと考えております。それで、今まで子どもの意見というのが、特に司法過程においては、十分に尊重されてこなかったということから出発したいと思っております。」（2024.1.9 第36回法務省法制審議会家族法制部会 戒能委員発言）

「安心して子どもが発言できる環境を整え、子どもが自分の言ったことで責任を問われない、不利益を受けないという条件整備もしないと、なかなか規定

だけを入れたら、父母の争いの道具とされたり、板挟みにされかねないというデメリットの払拭までは自信がないので、やはりお子さんにとっていい方向に行かない可能性があるのではないかと、次のステップにきちんと力を入れていくという前提で、現段階では入れない方がよろしいのではないかとこの意見述べます。」(2024.1.9 第36回法務省法制審議会家族法制部会 棚村委員発言)

「こどもの意見表明に関しては、やはり少し納得し難い思いを抱えております。やはりお子さんたちの立場の声を聴くと、何らかの形で意見を聴いてもらいたかったというがあるので、人格の尊重というのは非常に曖昧すぎるのではないかと感じております。」(2024.1.30 第37回法務省法制審議会家族法制部会 赤石委員発言)

上記の通り、法制審議会では、子の意見表明権を改正法に明記するかについて議論が行われ、池田委員、赤石委員、戒能委員、落合委員らは当事者である子どもの意見表明権を保障し、明記することを主張したが、家族法学者の水野委員は子どもに親権や監護について決定させるのは酷である、また子どもに親が吹き込む場合があると述べ、反対していた。法制審議会の議論では水野委員は、子に決定させてはならないと度々述べていたが、子の意見表明権の明記を主張する委員は、子どもに決定権を与えるわけではなく、子の意見が聴かれることの権利、その尊重を訴え(落合委員、原田委員)、議論は平行線であった。最終回では家族法学者の棚村委員も子どもの意見表明権の明記は環境が整っていないとの理由で反対した。

最終的には「子の人格を尊重する」(民法817条の12)という文言を入れることが、子の意見・意思の尊重になるという論理が用いられた。

2024年1月の法制審議会家族法制部会で異例の多数決による採決後、2024年3月には法案が閣議決定され、2024年4月から5月にかけて衆議院法務委員会での議論があり、「急迫の事情」「日常行為」の範囲や、パスポート取得・海外留学、海外旅行に行くのに父母双方の合意がいるのか、という議論があった。また、子の転居についても、DV等の事情でやむ

を得ず子連れ別居することは「急迫の事情」にあたるかどうかなどが審議された。

衆議院本会議では、自民党の野田聖子議員が「仮に離婚しても、対等な関係で別れた父母なら共同で子育てをしてきたのが日本だ。今回、父母が協力できないケースにも対象を広げようとしている。子の将来を左右する重大な法案なのに、多くの国民はもとより、国会議員もほとんど法案の中身を知らなかった。『こどもまんなか』を掲げ、こども家庭庁を創設した岸田内閣だが、子ども目線からの検討、つまり、子をどう守るかの視点が不足していた。ここに無関心なまま立法府が法案を通すと、子の人格を壊しかねないと思った」と反対した。(2024年5月24日東京新聞記事)

参議院では、2024年5月の法務委員会では野党議員はもとより、自民党の古庄玄知議員(大分県弁護士会)も家庭裁判所の離婚事件の経験から、「共同親権はメリットよりデメリットが大きいのでは」「紛争が増えるのではないかと論じている(参議院法務委員会2024年5月7日議事録)。衆議院および参議院本会議の採決では、国会論戦で反対意見を述べていた立憲民主党が賛成したが、この理由は附帯決議を付けるため、立憲民主党は、衆議院本会議において道下議員が「政権交代した場合は法改正をする」と明言しつつ、このまま反対した場合は、附帯決議も付けることができないとの政治的事情から、附帯決議を付けたうえでの賛成となった。

参議院での附帯決議は、「次の事項について格段の配慮をすべき」として可決されている。その事項について「父母の真意の反映の程度」「DVや事業虐待等を防止して親子の安全・安心の確保」を不断に検証して必要に応じた法改正を含むさらなる制度の見直しの検討を行うこととしている。さらに法務省及び最高裁判所は、国会審議において①合意がない場合に父母双方を親権者とする事への懸念、②親権者変更、③子の居所指定、④過去のDV、虐待の取り扱いについての対応、⑤DV、虐待のおそれに関する質疑があったことを含めて、父母の協議や裁判所における判断にあたって十分理解されるように求めるなど、15項目を決議している。つまり、協議離婚において、離婚の条件として共同親権に合意することのないような周知や、家庭裁判所でDV、虐待のおそれについて十分に配慮するよう求めているといえる。

この間、共同親権法案に反対する市民による署名は24万筆を超えた（東京新聞2024.5.17記事）。

各地の弁護士会では、本法案に反対あるいは慎重審議を求め声明を発表した単位弁護士会は19（札幌、函館、岩手、仙台、群馬、埼玉、千葉県、愛知県、岐阜県、金沢、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫県、島根県、広島、福岡県、鹿児島県の各弁護士会）となっている。このように多くの弁護士会で共同親権の導入が離婚後の虐待・DV被害の継続を懸念し反対していることは重い。

さらに「子どもの意見表明権」について、大阪弁護士会は2024年4月17日「意見を聴かれる子の権利（子の意見表明権）の保障を求める」とし、以下のような声明を発表した。

「子どもの権利条約12条並びに同条約の精神にのっとり制定されたこども基本法3条3号及び4号には「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会」が確保されること、「その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され（る）」ことが規定されている。それにもかかわらず、修正改正案の上記条項には、「子の利益のため」と規定するにとどまっており、修正改正案824条の2第7項が規定する考慮要素の中に「その年齢及び発達の程度に応じた子の意見」を明示すべきである。

なお、附帯決議3項では、子の意見表明権の保障について「検討を行うこと」とされているが、単独親権となるのか共同親権となるのかは子にとって重大な事柄であり、その子の知らないところでその子のことが勝手に決められてしまうことがないよう子の意見表明権の保障を明示すべきである。」と声明を発表している。

4. 参議院法務委員会での参考人陳述

筆者は2024年5月7日の参議院法務委員会に参考人として出席して、離婚後の共同親権や監護紛争について、子どもの意見表明権を明記し、子どもの意思を徹底して尊重する立場から、以下のように意見を述べた（参議院法務委員会議事録2024年5月7日）。

「英国司法省（2020）の2020年文献レビューでは、子どもの声を聴くことは、子どもの権利であり、子どもにとって本質的な価値と利益であり、法的な

評価システムに子どもが参加することで、子どもの自尊心が高まり、エンパワメントされ、コントロールの感覚を持つことができ、逆境への対処力が高まる。子どもの参加を認めることは、子どもの重荷とは対立しない。子どもは決定権ではなく、意見を尊重されることを求めていると記されています。

私は面会交流をしていた子ども（15歳から29歳）299人、していなかった子ども250人への調査をしました（熊上、2023）。子ども達は面会交流の有無に関わらず、子どもの意思が尊重されないと、辛さ、苦しさ、怒り、憎しみなどの心理的負荷が多く回答され、「書きたくない」「思い出したくない」という拒否的な記述も多く見られている。子の意思の尊重は、必須なのです。なぜなら子ども達のことを決める法案だからです。

まずは子どもの声をきくべきです。子ども自身の意見や意思を抜きにした「子の利益」はなりたちません。

子どものことを子ども抜きで決めるべきではありません。「Nothing about us, without us 私たちのことを私たち抜きで決めないで」、この言葉は、国連障害者権利条約の障害者の人々のスローガンでしたが、同じことが子どもに関する法制度にも言えます。」

5. 子どもの意見表明権・意思の尊重の民法への明記に向けて

改定民法は2026年から施行される。私たち子どもの支援に関わる者は、離婚家庭の子ども達に何ができるのだろうか。

私たちは、離婚家庭の子どもが望む学校への進学ができるように、法や社会を変えていかなければならない。海外修学旅行や海外留学に行けずにあきらめ、泣く子どもがでないようにしなければならない。障害のある子ども達が障害に応じた特別支援教育を受けられるようにしなければならない。子どもが望む・必要とする医療・手術を受けられるようにしなければならない。子どもがより良い住環境に移ることを妨げられないようにしなければならない。子どもが人生の節目毎に別居親の合意が得られなければならないために、子どもは将来の進学や留学をあきらめるようなことがあってはならない。共同親権制度が、

子どもの希望を閉ざす制度になってはならないのである。

そのために、離婚家庭とりわけ紛争性の高いケースでは、子どもの意見表明権や意思の尊重を原則として行うように法制度を変更していく必要があると筆者は主張する。その際に、家庭裁判所において子どもの状況を調査し意思を聞き取る家庭裁判所調査官は、子どもアドボカシーの知見を取り入れ、子どもの意思をできるだけくみ取り、それを家庭裁判所の決定に反映することが求められよう。とりわけ進学・医療や学校行事参加などについては親の合意よりも、子どもの意見がより尊重されなければならない。

離婚紛争において、親権や監護（居所や教育・医療、面会交流など）について「子ども達のことを子ども抜きで決める」ことのないようにしなければならない。子どもの意見表明権が保障され、子の意思が尊重されるとの内容が、附帯決議で定められた5年後の改正法見直しの際に民法に明記されるべきであろう。私たちは不断の努力で離婚家庭の子ども達が意見を述べ、その意思を尊重され、自ら希望する将来を実現できるよう社会や法を変えていかなければならないのである。

文献

北海道弁護士会連合会（2024年7月26日）「離婚後共同親権を含む民法改正法に反対し、再度の改正または施行延期を求める決議」（2024年8月27日引用）

<https://www.dobenren.org/activity/r06ketsugi01.html>

法務省法制審議会第35回家族法制部会（2023年12月19日）議事録（2024年8月27日引用）

<https://www.moj.go.jp/content/001413668.pdf>

法務省法制審議会第36回家族法制部会（2024年1月9日）議事録（2024年8月27日引用）

<https://www.moj.go.jp/content/001413671.pdf>

法務省法制審議会第37回家族法制部会（2024年1月30日）議事録（2024年8月27日引用）

<https://www.moj.go.jp/content/001414551.pdf>

金澄道子（2024）共同親権が導入されたら、同居親と子どもの生活はどう変わるか？—弁護士視点から—。熊上崇・赤石千衣子編著（2024）別居・離

婚後の「共同親権」を考える～子どもと同居親の視点から～、p12-37. 明石書店。

熊上崇・赤石千衣子編著（2024）別居・離婚後の「共同親権」を考える～子どもと同居親の視点から～、明石書店。

熊上崇（2023）面会交流に関する子どもの心理と、子の意見表明の実情に関する研究子どもアドボカシー研究、1,60-74.

大野暢子（2024）共同親権導入 改正民法スピード成立の背景 「世界7月号」（岩波書店）

大阪弁護士会「離婚後共同親権について、さらに慎重かつ十分な国会審議を求める会長声明」（2024年4月17日）

<https://www.osakaben.or.jp/speak/view.php?id=338>

参議院議事録（2024年4月25日参議院法務委員会）（2024年8月27日引用）

<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/121315206X00820240425>

参議院議事録（2024年5月7日参議院法務委員会）（2024年8月27日引用）

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=121315206X00920240507>

参議院法務委員会附帯決議（2024年5月16日）（2024年8月27日引用）

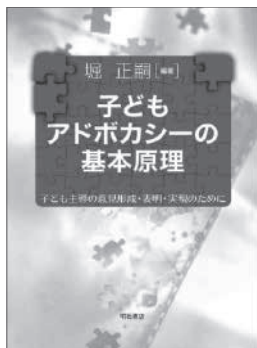
https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/213/f065_051601.pdf

東京新聞（2024年5月14日）「野田聖子氏『このままでは子どもの人格を壊しかねない』共同親権法案に『反対』した真意をじっくり語った」（坂田奈央・大野暢子）

東京新聞（2024.5.17）「審議中止を求める声は24万人超 それでも共同親権を導入する改正民法が成立 「聞く力」はどこへ？」（大野暢子）

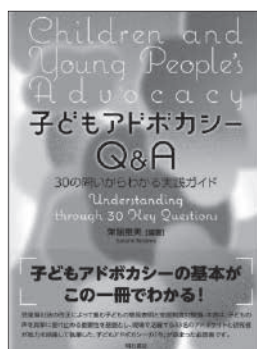
UK Ministry of justice (2020) Domestic abuse and private law children cases, A literature review. (英国司法省報告)

●ブックガイド 編集委員会より、会員みなさまにぜひ読んでいただきたい本をご紹介します。
(画像・説明文は出版社より転載。一部、改変)



日本でも児童福祉法改正により意見表明等支援事業が創設されて新たな展開を迎えている「子どもアドボカシー」。本書は、その本質といえる、子ども主導の意見形成・意見表明・意見実現の支援を中心に、子どもアドボカシーの基本原則を明らかにする。

堀正嗣 (2024). 子どもアドボカシーの基本原則：子ども主導の意見形成・表明・実現のために 明石書店. (¥4,950)



児童福祉法の改正によって進む子どもの意見表明と支援制度の整備。本書は、子どもの声を真摯に受け止める重要性を基盤とし、現場で活躍する33名のアドボケイトと研究者が総力を結集して執筆した、子どもアドボカシーの「今」が詰まった必読書である。

栄留里美 (2024). 子どもアドボカシーQ & A：30の問いからわかる実践ガイド 明石書店. (¥2,420)



2009年本格始動した障害者制度改革は、2013年障害者差別解消促進法の成立を経て、2014年障害者権利条約批准で一定の進展を見た。本書は、インクルーシブ教育への制度的転換を求めてきた経緯を振り返り、その到達点と今後に向けての課題を確認する。今なお親が我が子を振り分けていることが多いことを踏まえ、視察先の北欧やイタリアの現状を報告する。昨年10月に逝去した弁護士の大谷恭子さんのライフワークでもあったインクルーシブ教育と障害者差別撤廃への取り組みを余すところなく収載した。

大谷恭子 (2025). 分離はやっぱり差別だよ。：人権としてのインクルーシブ教育 現代書館. (¥2,200)



身体性に結び付けられた「女らしさ」ゆえにケアを担わされてきた女性たちは、自身の経験を語る言葉を奪われ、言葉を発したとしても傾聴に値しないお喋りとして扱われてきた。男性の論理で構築された社会のなかで、女性たちが自らの言葉で、自らの経験から編み出したフェミニズムの政治思想、ケアの倫理を第一人者が詳説する。

岡野八代 (2024). ケアの倫理：フェミニズムの政治思想 岩波書店. (¥1,364)

2024年度（第3回）研究大会開催報告

開催日時：2024年8月24日（土）～8月25日（日）

開催形態：対面／オンライン配信（Zoomライブ配信＋自由研究のアーカイブ配信）

会場：熊本学園大学（熊本市中央区大江2丁目5番1号）（オンライン配信あり）

参加者：201名（対面100名・オンライン101名）

プログラム：8月24日	
13:00	受付
13:30～13:45	開会あいさつ
13:50～15:20	<p>自由研究報告①</p> <p>片山祥子（熊本学園大学大学院）「子どもアドボケイトにおける独立性の阻害要因に関する一考察－ソーシャルワーカーにおけるジレンマの構造の援用から－」</p> <p>栄留里美（西南学院大学）「一時保護所でアドボケイトを利用した子どものアンケート調査～5箇所の一時保護所調査から－」</p> <p>栄留里美（西南学院大学）・高橋 弘恵（子どもアドボカシーセンターNAGOYA）「児童相談所の援助方針会議への子ども参加方法に関する研究－アドボケイト導入による名古屋市のアクションリサーチ－」</p> <p>子どもアドボカシー入門セミナー①「子どもアドボカシーって？」</p> <p>堀正嗣（子どもアドボカシー学会会長）・奥村仁美（子どもアドボカシーセンターOSAKA）</p>
15:30～17:20	<p>大会シンポジウム1〈ユース企画〉「ユース×大人ではなく、どちらかという人として」～若者と多世代で子どもアドボカシーを考える～</p> <p>〈パネリスト〉 現役大学生・梅津奈々（実行委員）・西村朱美（子どもアドボカシーセンター熊本Me:vo アドボケイト）・坂口明夫（こども家庭支援センターあまぎやまセンター長、熊本県児童家庭支援センター協議会会長）</p> <p>〈コーディネーター〉 片山祥子・橋口侑果（実行委員／熊本学園大学大学院）</p>

8月25日	
9:00	受付
9:30～12:00	<p>自由研究報告②</p> <p>大塚 浮子 (学校法人三幸学園)「子どもを主体としたスクールソーシャルワーク理論の構築～パワー相互作用モデルと子どもアドボカシー研究の統合を目指して～」</p> <p>郡司日奈乃 (一般社団法人Spice / 千葉大学大学院人文公共学府)・小牧瞳 (一般社団法人Spice / 千葉大学大学院人文公共学府)・関谷昇 (千葉大学大学院社会科学研究院) 「こども若者の声をまちづくり に反映するボードゲームの開発ー東京都墨田区を題材としてー」</p> <p>上村千尋 (金城学院大学)・原京子 (子どもアドボカシーセンターNAGOYA) 「児童相談所一時保護所における独立訪問アドボカシーの実践報告ー子どもアドボカシーセンターNAGOYAの現状と課題ー」</p> <p>相澤 仁・飯田 法子・滝口真・白木里恵子 (大分大学) 「大分県における子どもの権利擁護に係る実証モデル事業に関する調査報告ー児童福祉施設に入所しているこどもへのアンケートを通してー」</p> <p>(～11:30)</p>
	<p>子どもアドボカシー入門セミナー②「意見表明事業の進め方」</p> <p>〈パネリスト〉川瀬信一 (一般社団法人子どもの声からはじめよう、こども家庭庁参与、千葉大学教育学部非常勤講師)・朝日響 (子どもアドボカシーセンター福岡)・山下祈恵 (認定NPO法人トナリビト／子どもアドボカシーセンター熊本Me:vo)・田中直也 (熊本県中央児童相談所主事)</p> <p>(～11:00)</p>
	<p>子どもアドボカシーセンター交流会</p> <p>(11:10～12:00)</p>
13:00～15:30	<p>大会シンポジウム2「独立アドボカシーの独立性とは」</p> <p>〈パネリスト〉金山さよ (社会的養護経験者・学会認定アドボケイト・子どもアドボカシーセンター広島)・西川健一 (精神保健福祉士)・水島俊彦 (日本意思決定支援ネットワーク／SDM-Japan副代表理事・弁護士)・堀正嗣 (熊本学園大学)</p> <p>〈コーディネーター〉吉池毅志 (大阪人間科学大学)</p>

「子どもアドボカシー研究」第2号の訂正

2024年3月に発行いたしました「子どもアドボカシー研究」第2号に掲載された、自由投稿論文「一時保護所で生活する子どもにとって有効なアドボケイトの実践方法とは何か―子どもへのインタビュー調査から」において、校正上の誤りにより、要約およびキーワードが日本語・英語ともに欠落しておりました。

会員の皆様には必要な情報が欠如していたことにより、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。ここに追加の日本語・英語の要約およびキーワードを掲載いたします。

また、本文中に誤りがございました。ここに訂正いたしますとともに謹んでお詫び申し上げます。

追加

2024年度の児童福祉法改正により、一時保護所等においてアドボケイト（意見表明等支援員）の訪問が制度として導入されている。本研究は、一時保護所で生活する子どもにとってのより良いアドボケイトの実践の在り方・方法を明らかにすることを目的とした。法改正前から活動を展開していた江戸川区の一時保護所において、アドボケイトを利用した16名の子どもにインタビュー調査を行った。アドボケイトの実践について、子どもたちは秘密を守ってくれる安心感、気持ちへの気づき、嫌なことを話せること、遊びや話を聴くために時間をつくってくれること、話を聴いてくれること、思いを伝えてくれたことなどを肯定的に評価している。他方で、アドボケイトの訪問時間が短いため時間を長くする等、話しやすい環境づくりが求められていた。また、子どもの願いが受け止められた背景には、児童相談所側の受容的な受け止め方があり、児童相談所側の対応の重要性も示唆された。

キーワード：一時保護所、独立アドボケイト、訪問アドボカシー、子ども、個別インタビュー

This study focuses on visiting advocates to temporary shelters, whose presence has increased following the 2024 revision of the Child Welfare Act in Japan. It aims to clarify effective advocacy practices through children's own narratives, in order to identify approaches that better support them. Interviews were conducted with 16 children in a Edogawa Ward (Tokyo) shelter that had implemented advocacy prior to the reform. Children evaluated advocates positively for ensuring confidentiality, recognizing emotions, allowing expression of negative experiences, offering time for play and listening, and conveying their voices.

On the other hand, there was a need to create a more comfortable environment for children to talk, such as by extending the duration of visits. The study also found that the responsiveness of child guidance centers played a key role in accepting children's wishes.

Keywords : Temporary Shelter, Independent Advocate, Visiting Advocacy, Children, Individual Interviews

訂正箇所		
頁数・行数	誤	正
41頁 右段 13-15行	「遊びを通じて」という活動は児童養護施設や障害児施設の研究	「遊びを通じて」という活動については児童養護施設や障害児施設での研究
41頁 右段 19行	有効なアドボカシーの実践方法	有効なアドボケイトの実践方法
42頁 左段 12-13行	」という団体である。	」という団体の構成員である。
42頁 左段 13行	活動内容は子どもの権利カードを	活動内容としては子どもの権利カードを
42頁 左段 36-38行	「アドボケイトについて、『とてもよかった』67.5%、『まあまあよかった』23.7%	「アドボケイトについて、『とてもよかった』67.5% (77名)、『まあまあよかった』23.7% (27名)
43頁 右段 1. 研究結果6行	本研究は「良かったこと」	本研究では「良かったこと」
48頁 コード 8項目	学校の先生に宿題を渡せたこと	重複のためこの項目を削除
50頁 コード 3項目	(アドバイス) カードに入れておくの面倒な子や字が読めない子	(アドバイス) カードに入れておくのが面倒な子や字が読めない子
54頁 右段 22行	本研究は図表1の①の調査である。	本研究は図表1の①についての調査研究である。

2024年度定例研究会報告

日時	講師（所属）	内容
5月29日（水）	出口龍之介（フリーランスソーシャルワーカー）	【ユース部企画】子どもの権利擁護としてのスクールソーシャルワーカー
6月23日（日）	堀正嗣（熊本学園大学）	【出版記念企画】子どもアドボカシーの基本原理～子ども主導の意見形成・表明・実現のために
6月26日（水）	丸茂友里子（こども家庭庁支援局虐待防止対策課課長補佐）	こどもの権利擁護スタートアップマニュアル等について
7月27日（土）	木村泰子（元大阪市立大空小学校校長）× 堀正嗣	【総会記念企画】 対談：学校と子どもアドボカシー
9月28日（土）	柴留里美（西南学院大学）・執筆者複数名	【出版記念企画】 子どもアドボカシーQ & A - 30の問いからわかる実践ガイド
11月24日（日）	吉金潤一郎（NPO法人ASK代表）	若者参画から考えるアドボカシー
12月12日（木）	藤林武史（西日本こども研修センターあかしセンター長）・芦田拓司（西日本こども研修センターあかし研修企画長）	アドボケイトの啓発方法とは？ 新作ドラマの視聴を通じて考えよう
1月24日（金）	白井千晶（静岡大学）・栗田季佳（三重大学）・鳥海直美（四天王寺大学）・柴留里美（西南学院大学）	アドボカシーを研究するには？ 実践と実践研究の両方を目指して

「子どもアドボカシー研究」第3号 編集後記

子どもアドボカシー研究の第3号を刊行することができました。今号より第2期編集委員会へと交代いたしました。創生を担われた第1期の編集業務を引継ぎ、子どもアドボカシーをめぐる研究をより発展させるために精進してまいります。

本号の編集にあたった2024年は子どもの権利条約を日本が批准してから30年の節目の年でした。ここ数年、子どもの権利を念頭においた制度改革や条例づくり、取り組みは活発に行われており、その一環として意見表明事業も始まりました。しかしながら依然として子どもを取り巻く状況は厳しいものがあり、子どもの声がかちんと聴かれているのか確信できない状況にあります。子どもアドボカシー学会の存在と発展の重要性を痛感します。

第3号では子どもアドボカシー学会第3回大会の企画シンポジウムをもとに、独立アドボカシーについて特集を組みました。本学会の子どもアドボカシーの理念の核となる独立性の意義、理論、実践についての示唆的な議論が多角的に展開されています。

また、自由投稿論文1本、VOICE3本、その他4本いずれも充実した、深い学びを喚起させる原稿となっております。ぜひご一読いただき、みなさまのそれぞれの足場において活かされますことを願っております。

学会誌は年1回の紙面上の交流であり、子どもアドボカシーについての知のプラットフォームです。まだまだ議論すべきことがたくさんあります。会員のみなさまからの投稿を今後もお待ちしております。

(栗田)

●学会誌編集委員会

栗田季佳（三重大学）* 委員長

鳥海直美（四天王寺大学）* 副委員長

木田千裕 * 事務局

上村千尋（金城学院大学）

福田みのり（山口東京理科大学）

吉岡洋子（関西大学）

子どもアドボカシー研究 第3号

2025年3月31日 初版第1刷

編者 子どもアドボカシー学会

子どもアドボカシー学会事務局

(NPO 法人子どもアドボカシーセンター OSAKA 事務所内)

〒590-0079 大阪府堺市堺区新町2番4号 小山電ビル2階

TEL: 072-226-7227

メールアドレス: adv.gakkaishi@gmail.com

HP <https://adv-kenkyukai.jimdofree.com/>

発行所 株式会社千書房

横浜市港北区菊名5-1-43-301

TEL 045-430-4530

FAX 045-430-4533

振替 00190-8-64628

ISBN978-4-86538-178-8 C0030

©2025 Japan Society for Children's Advocacy Studies All rights reserved.

Printed in Japan